

第 1 3 7 5 号

甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所
 甲府市丸の内一丁目18番1号
 発行人 甲府市
 毎月5日発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[条 例]

甲府市庁舎整備基金条例……………4
 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する
 条例……………6
 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一
 部を改正する条例……………24
 甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例……………25
 甲府市庁舎建設基金条例を廃止する条例……………26
 甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例の一部を改正する条例
 ……………27
 甲府市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………28
 甲府市市立高等学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改
 正する条例……………29
 甲府市民族資料館条例を廃止する条例……………31
 甲府市農産物等直売管理施設条例の一部を改正する条例……………32
 甲府市古閑・梯町簡易水道条例の一部を改正する条例……………33
 甲府市下水道条例の一部を改正する条例……………34

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条
 例……………36
 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………37
 甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………38
 甲府市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例…
 ……………39
 甲府市市税条例の一部を改正する条例……………40

[規 則]

甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則……………43
 甲府市職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則……………53
 甲府市財務規則の一部を改正する規則……………54
 甲府市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則……………55
 甲府市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………56
 甲府市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則…59
 甲府市保育料徴収規則の一部を改正する規則……………60
 甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
 律施行細則の一部を改正する規則……………61

甲府市病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則	65
甲府市墓地条例施行規則の一部を改正する規則	97
甲府市地方卸売市場事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則	98
甲府市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	120
遊亀公園附属動物園規則の一部を改正する規則	121
[規 程]	
甲府市事案決定規程等の一部を改正する規程	124
甲府市庁舎防火管理規程の一部を改正する規程	130
[告 示]	
配当計算書(謄本)・充当通知書公示送達	132
指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業廃止公示	133
農用地利用集積計画を定めた旨の公告	134
住民票を職権消除した者の告示	135
開発行為に関する工事の完了公告	136
道路区域の変更告示	137
道路位置の指定公告	138
平成26年度固定資産課税台帳の縦覧告示	139
配当計算書(謄本)・充当通知書公示送達	140
平成25年度補正予算の公表	141
国民健康保険料督促状公示送達	142
配当計算書(謄本)・充当通知書公示送達	143
開発行為に関する工事の完了公告(2件)	144
国民健康保険料納入通知書公示送達	146
介護保険被保険者証無効告示	147

固定資産税(土地家屋)督促状公示送達	148
道路の供用開始告示	149
配当計算書(謄本)・充当通知書公示送達(3件)	150
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示	153
平成25年度補正予算の公表	154
開発行為に関する工事の完了公告	155
道路の供用開始告示	156
市道路線の認定告示	157
開発行為に関する工事の完了公告	158
差押書公示送達	159
予防接種実施公告	160
開発行為に関する工事の完了公告	162
国民健康保険料督促状公示送達	163
介護保険料督促状公示送達	164
指定地域密着型サービス事業者の指定公示	165
道路の供用開始告示	166
道路区域の変更告示	167
道路の供用開始告示	168
国民健康保険被保険者証無効告示	169
開発行為に関する工事の完了公告	170
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示	171
[教育委員会]	
甲府市総合市民会館条例施行規則の一部を改正する規則	172
甲府市民族資料館条例施行規則を廃止する規則	176
甲府市立甲府商業高等学校の授業料の徴収に係る基準修業年限等を定める規則を廃止する規則	177
甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則	178

甲府市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則	179
甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程	180
[選挙管理委員会]	
選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	181
甲府市投票区の区域の告示の一部を改正する告示	182
[公平委員会]	
甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	184
[農業委員会]	
甲府市農業委員会3月定例総会招集公告	185
[上下水道局]	
甲府市水道事業及び下水道事業の用に供する資産の管理規程の一部を改正する規程	186
甲府市上下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程	187
甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程等の一部を改正する規程	189
甲府市上下水道局公金徴収事務委託に関する規程の一部を改正する規程	268
甲府市上下水道企業職員管理職手当支給規程の一部を改正する規程	272
甲府市下水道条例施行規程の一部を改正する規程	273
甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程等の一部を改正する規程	278
指定給水装置工事事業者の指定告示	292
指定給水装置工事事業の廃止の届出があった旨の告示(2件)	293
指定給水装置工事事業の休止の届出があった旨の告示	295

[任免辞令]

市長事務局	296
議会事務局	297
教育委員会	298
監査委員事務局	298
農業委員会	298
上下水道局	298

※個人情報に掲載されているもの、冊子、図面などの別紙・別冊については省略しています。

条例

甲府市庁舎整備基金条例をここに公布する。

平成26年3月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第1号

甲府市庁舎整備基金条例

(設置)

第1条 庁舎の整備に要する経費の財源に充てるため、甲府市庁舎整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、庁舎の整備に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第2号

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例
(甲府市立学校校舎等使用料条例の一部改正)

第1条 甲府市立学校校舎等使用料条例(昭和23年4月条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表中「510円」を「520円」に、「180円」を「190円」に改める。

(甲府市公民館使用料条例の一部改正)

第2条 甲府市公民館使用料条例(昭和29年12月条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

甲府市中央公民館使用料

区分 室名	使用料				
	昼		夜	昼夜	
	午前8時 30分から 正午まで	午後1時 から同5 時まで	午前8時 30分から 午後5時 まで	午後5時 から同10 時まで	午前8時 30分から 午後10時 まで
大ホール	2,710円	2,710円	6,190円	3,630円	9,820円
(ホール1)	1,430円	1,430円	3,280円	1,930円	5,210円

(ホール2)	1,280 円	1,280 円	2,910 円	1,700 円	4,610 円
多目的室	830 円	830 円	1,910 円	1,130 円	3,040 円
会議室 1	540 円	540 円	1,250 円	740 円	1,990 円
会議室 2	830 円	830 円	1,890 円	1,120 円	3,010 円
調理実習室	960 円	960 円	2,200 円	1,290 円	3,490 円
和室 1	230 円	230 円	530 円	300 円	840 円
和室 2	170 円	170 円	430 円	240 円	670 円

甲府市遊亀公民館使用料

区分 室名	使用料				
	昼		夜	昼夜	
	午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から同 5 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	午後 5 時 から同 10 時まで	午前 9 時 から午後 10 時まで
講義室 1 号	640 円	960 円	1,830 円	1,180 円	3,010 円
講義室 2 号	960 円	1,390 円	2,690 円	1,720 円	4,410 円
研修室	960 円	1,290 円	2,590 円	1,610 円	4,200 円
料理実習室	860 円	1,180 円	2,370 円	1,510 円	3,880 円
和室	860 円	1,080 円	2,160 円	1,390 円	3,550 円
展示室	2,590 円	3,450 円	6,910 円	4,320 円	11,230 円

甲府市北公民館使用料

区分 室名	使用料				
	昼		夜	昼夜	
	午前 8 時 30分から 正午まで	午後 1 時 から同 5 時まで	午前 8 時 30分から 午後 5 時 まで	午後 5 時 から同 10 時まで	午前 8 時 30分から 午後 10 時 まで
大ホール	2,590 円	2,590 円	5,400 円	3,240 円	8,640 円
多目的集会室	1,180 円	1,180 円	2,590 円	1,720 円	4,310 円
小会議室	260 円	260 円	640 円	430 円	1,070 円

音楽室	910 円	910 円	1,940 円	1,290 円	3,230 円
視聴覚室	910 円	910 円	1,940 円	1,290 円	3,230 円
工作室	430 円	430 円	960 円	640 円	1,600 円
料理室	910 円	910 円	1,940 円	1,290 円	3,230 円
和室	860 円	860 円	1,830 円	1,080 円	2,910 円
軽運動室	1,180 円	1,180 円	2,690 円	1,560 円	4,250 円

甲府市南西公民館使用料

区分 室名	使用料				
	昼			夜	昼夜
	午前 8 時 30分から 正午まで	午後 1 時 から同 5 時まで	午前 8 時 30分から 午後 5 時 まで	午後 5 時 から同10 時まで	午前 8 時 30分から 午後10時 まで
大ホール	3,880 円	3,880 円	8,090 円	4,850 円	12,940 円
実習室	530 円	530 円	1,180 円	750 円	1,930 円
音楽・視聴覚室	1,080 円	1,080 円	2,370 円	1,610 円	3,980 円
小会議室	640 円	640 円	1,390 円	860 円	2,250 円
大会議室	1,390 円	1,390 円	3,020 円	1,940 円	4,960 円
教養室 1 号	860 円	860 円	1,830 円	1,180 円	3,010 円
教養室 2 号	640 円	640 円	1,390 円	860 円	2,250 円

甲府市東公民館使用料

区分 室名	使用料				
	昼			夜	昼夜
	午前 8 時 30分から 正午まで	午後 1 時 から同 5 時まで	午前 8 時 30分から 午後 5 時 まで	午後 5 時 から同10 時まで	午前 8 時 30分から 午後10時 まで
大ホール	3,240 円	3,240 円	7,010 円	4,100 円	11,110 円
実習室	750 円	750 円	1,610 円	860 円	2,470 円

多目的集会室	1,180 円	1,180 円	2,590 円	1,510 円	4,100 円
視聴覚室	910 円	910 円	1,940 円	1,290 円	3,230 円
会議室	1,610 円	1,610 円	3,450 円	1,940 円	5,390 円
料理室	910 円	910 円	1,940 円	1,290 円	3,230 円
和室	640 円	640 円	1,390 円	860 円	2,250 円

甲府市北東公民館使用料

区分 室名	使用料				
	昼		夜	昼夜	
	午前 8 時 30分から 正午まで	午後 1 時 から同 5 時まで	午前 8 時 30分から 午後 5 時 まで	午後 5 時 から同10 時まで	午前 8 時 30分から 午後10時 まで
会議室 1 号	640 円	640 円	1,450 円	860 円	2,310 円
小会議室	310 円	310 円	750 円	430 円	1,180 円
調理実習室	1,010 円	1,010 円	2,310 円	1,340 円	3,650 円
多目的集会室	2,800 円	2,800 円	6,310 円	3,720 円	10,030 円
(会議室 2 号)	860 円	860 円	1,940 円	1,130 円	3,070 円
(会議室 3 号)	1,940 円	1,940 円	4,370 円	2,590 円	6,960 円
和室	370 円	370 円	860 円	480 円	1,340 円

甲府市南公民館使用料

区分 室名	使用料				
	昼		夜	昼夜	
	午前 8 時 30分から 正午まで	午後 1 時 から同 5 時まで	午前 8 時 30分から 午後 5 時 まで	午後 5 時 から同10 時まで	午前 8 時 30分から 午後10時 まで
大ホール	3,540 円	3,540 円	8,060 円	4,740 円	12,800 円
(ホール 1)	1,770 円	1,770 円	4,030 円	2,370 円	6,400 円
(ホール 2)	1,770 円	1,770 円	4,030 円	2,370 円	6,400 円

多目的集会室	920 円	920 円	2,090 円	1,230 円	3,320 円
実習室	920 円	920 円	2,090 円	1,230 円	3,320 円
調理実習室	1,020 円	1,020 円	2,330 円	1,370 円	3,700 円
会議室	440 円	440 円	1,000 円	580 円	1,580 円

甲府市西公民館使用料

区分 室名	使用料				
	昼		夜	昼夜	
	午前 8 時 30分から 正午まで	午後 1 時 から同 5 時まで	午前 8 時 30分から 午後 5 時 まで	午後 5 時 から同10 時まで	午前 8 時 30分から 午後10時 まで
大ホール	2,620 円	2,620 円	5,940 円	3,500 円	9,440 円
(ホール 1)	1,310 円	1,310 円	2,970 円	1,750 円	4,720 円
(ホール 2)	1,310 円	1,310 円	2,970 円	1,750 円	4,720 円
会議室	740 円	740 円	1,820 円	1,050 円	2,870 円
多目的集会室	1,230 円	1,230 円	2,830 円	1,650 円	4,480 円
調理実習室	910 円	910 円	2,070 円	1,220 円	3,290 円
生涯学習室	750 円	750 円	1,700 円	990 円	2,690 円
実習室	730 円	730 円	1,670 円	970 円	2,640 円
和室	210 円	210 円	500 円	290 円	790 円

甲府市中道公民館使用料

区分 室名	使用料				
	昼		夜	昼夜	
	午前 8 時 30分から 正午まで	午後 1 時 から同 5 時まで	午前 8 時 30分から 午後 5 時 まで	午後 5 時 から同10 時まで	午前 8 時 30分から 午後10時 まで
大会議室	190 円	220 円	420 円	610 円	1,030 円
小会議室	70 円	80 円	150 円	200 円	350 円

調理実習室					
視聴覚室					
和室					

(甲府市都市公園条例の一部改正)

第3条 甲府市都市公園条例(昭和32年12月条例第52号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第7条の2第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2(第7条関係)

施設の名称	利用の区分	無料大会等のために利用する場合			有料大会等を利用する場合	無料大会等及び有料大会等以外のために利用する場合	摘要	
		市内の(高校生以下をく。)	市外の(高校生以下をく。)	高校生以下				
野球場	1時間	162,円			入場料金総額の1に相当する額。ただし、当する額が4,円に満たないときは324,円とする。	72,円		
	プロ球団が利用する場合	午前8時30分から正午まで						
	午後	正午から午後5時30分まで						
	一日	午前8時30分から午後5時30分まで						
プロ球団以外が利用する場合	1時間	780円	1,1円	470円	入場料金総額の1に相当する額。ただし、当する額が,円に満たないときは17,円80分の1の相当する43,円00を超過するとき3,円00とする。	113,円		
	午前	午前8時30分から正午まで	2,6円	4,0円				1,6円
	午後	正午から午後5時30分まで	4,2円	6,3円				2,5円
	一日	午前8時30分から午後5時30分まで	6,2円	9,4円				3,7円
競技場	1時間	1,1円	1,6円	660円	入場料金総額の1に相当する額。ただし、当する額が,円に満たないとき	半日一般及び生210円高校生10円		
	陸上競技の	午前	午前8時30分から正午まで	3,4円				5,1円

ために利用する場合	午後	正午から午後5時30分まで	5,820円	8,720円	3,490円	は22,890円とし、その相当する額が57,240円を超えるときは57,240円とする。	中学生以下50円
	一日	午前8時30分から午後5時30分まで	8,180円	12,260円	4,910円		
サッカー・ラグビーのために利用する場合	1時間		630円	950円	370円	入場料金総額の10分の1に相当する額。ただし、その相当する額が10,800円に満たないときは10,800円とし、その相当する額が27,000円を超えるときは27,000円とする。	
	午前	午前8時30分から正午まで	1,890円	2,840円	1,130円		
	午後	正午から午後5時30分まで	2,670円	4,000円	1,600円		
	一日	午前8時30分から午後5時30分まで	3,940円	5,890円	2,360円		
上記の競技以外のために利用する場合	1時間					入場料金総額の10分の1に相当する額。ただし、その相当する額が324,000円に満たないときは324,000円とする。	
	午前	午前8時30分から正午まで			72,360円		
	午後	正午から午後5時30分まで			113,400円		
	一日	午前8時30分から午後5時30分まで			162,000円		
庭球場	1時間		1コートにつき320円	1コートにつき470円	1コートにつき190円	1コートにつき、入場料金総額を利用コート数で除して得た額の10分の1に相当する額。ただし、その相当する額が4,320円に満たないときは4,320円とし、その相当する額が10,800円を超えるときは10,800円とする。	無料大会等のために利用する場合に同じ
	午前	午前8時30分から正午まで	1コートにつき780円	1コートにつき1,170円	1コートにつき470円		
	午後	正午から午後5時30分まで	1コートにつき1,100円	1コートにつき1,650円	1コートにつき660円		

	一日	午前8時30分から午後5時30分まで	1コートにつき 1,570円	1コートにつき 2,360円	1コートにつき 950円						
	夜	1時間	1コートにつき 630円	1コートにつき 950円	1コートにつき 370円						
		午後5時30分から午後9時まで	1コートにつき 1,890円	1コートにつき 2,840円	1コートにつき 1,130円						
球技場	1時間		630円	950円	370円	同左	同左	球技場の総面積の2分の1未満の面積を利用する場合には、それぞれの使用料の額の2分の1に相当する額とする。			
	午前	午前8時30分から正午まで	1,890円	2,840円	1,130円						
	午後	正午から午後5時30分まで	2,730円	4,090円	1,640円						
	一日	午前8時30分から午後5時30分まで	3,980円	5,980円	2,390円						
	夜	1時間		1,260円	1,890円	750円					
		午後5時30分から午後9時まで		4,300円	6,500円	2,580円					
水泳プール	50メートルプール・飛び込みプール	1時間	2,360円	3,540円	1,420円	入場料金総額の10分の1に相当する額。ただし、その相当する額が46,650円に満たないときは46,650円とし、その相当する額が116,640円を超えるときは116,640円とする。	半日 一般及び大学生 210円 高校生 100円 中学生以下 50円				
		午前	午前8時30分から正午まで	7,390円	11,090円				4,430円		
		午後	正午から午後5時30分まで	11,800円	17,690円				7,080円		
	一日	午前8時30分から午後5時30分まで	16,830円	25,230円	10,090円						
	25メートルプール	1時間		950円	1,420円				570円		
		午前	午前8時30分から正午まで	3,150円	4,710円				1,890円		
		午後	正午から午後5時30分まで	4,250円	6,370円				2,540円		

		一日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分ま で	6,290 円	9,430 円	3,780 円			
--	--	--	---------	---------	---------	--	--	--

別表第 4 中「310 円」を「320 円」に、「260 円」を「270 円」に改める。

(甲府市下水道条例の一部改正)

第 4 条 甲府市下水道条例（昭和 37 年 7 月条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

(甲府市行政財産使用料条例の一部改正)

第 5 条 甲府市行政財産使用料条例（昭和 39 年 4 月条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

(甲府市道路占用料徴収条例の一部改正)

第 6 条 甲府市道路占用料徴収条例（昭和 49 年 7 月条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

(甲府市スポーツ広場条例の一部改正)

第 7 条 甲府市スポーツ広場条例（昭和 52 年 3 月条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中「510 円」を「520 円」に、「180 円」を「190 円」に、「1,020 円」を「1,050 円」に改める。

(甲府市上下水道局スポーツ施設条例の一部改正)

第 8 条 甲府市上下水道局スポーツ施設条例（昭和 60 年 7 月条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,100 円」を「2,160 円」に、「1,570 円」を「1,620 円」に、「520 円」を「540 円」に改める。

(甲府市総合市民会館条例の一部改正)

第 9 条 甲府市総合市民会館条例（平成 2 年 7 月条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 山の都アリーナ及び芸術ホール一般利用料金

施設区分	利用区分		専用利用				個人 利用	摘要	
	面	利用時間	午前	午後	夜間	全日			
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで			
山の都 アリーナ (ホワイ エを含 む。)	全 面 利 用	平日	11,760 円	17,710 円	23,640 円	47,830 円	1 人 1 時 間 に つ き 100 円	暖房又は 冷房を利 用する場 合の利用 料金は、 1 時間 につき 3,770 円	
		土曜日 日曜日 休日	14,680 円	22,130 円	29,590 円	59,830 円			
	部 分 利 用	バスケットボール	1 面につき 2,160 円	1 面につき 2,910 円	1 面につき 3,450 円	1 面につき 7,660 円			
		バドミントン	1 面につき 1,080 円	1 面につき 1,390 円	1 面につき 1,720 円	1 面につき 3,770 円			
	卓球	1 台につき 530 円	1 台につき 750 円	1 台につき 860 円	1 台につき 1,940 円				
芸術ホー ル (ホワ イエを含 む。)	平日		10,030 円	15,120 円	20,190 円	40,820 円			
	土曜日		12,630 円	18,890 円	25,270 円	51,070 円			
	日曜日								
	休日								

別表第1の2の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 山の都アリーナ及び芸術ホール特別利用料金

施設区分			利用区分		専用利用				摘要
			利用時間		午前	午後	夜間	全日	
					午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
山の都 アリーナ (ホワイ エを含 む。)	全 面 利 用	平日	7,120 円	10,580 円	14,140 円	28,720 円	暖房又は冷房 を利用する場 合の利用料金は、1時間につ き 3,770 円		
		土曜日	8,850 円	13,270 円	17,710 円	35,850 円			
		日曜日 休日							
	部 分 利 用	バスケットボール	1面につき 1,290 円	1面につき 1,720 円	1面につき 2,040 円	1面につき 4,530 円			
	バドミントン	1面につき 640 円	1面につき 860 円	1面につき 1,080 円	1面につき 2,370 円				
	卓球	1台につき 310 円	1台につき 430 円	1台につき 530 円	1台につき 1,180 円				
芸術ホー ル(ホワ イエを含 む。)	平日 土曜日 日曜日 休日	平日	6,040 円	9,070 円	12,090 円	24,510 円			
		土曜日	7,560 円	11,330 円	15,120 円	30,670 円			
		日曜日							
		休日							

別表第1の3の表中備考以外の部分を次のように改める。

3 格技場等利用料金

施設区分		利用時間		午前	午後	夜間	全日	摘要
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで			
格 技 場	全面利用	2,590 円	3,450 円	4,100 円	9,070 円	暖房又は冷房を利用する場合の利用料金は、1 時間につき 530 円		
	床面積の 2 分の 1 利用	1,290 円	1,720 円	2,040 円	4,530 円			
控室大		640 円	1,080 円	1,390 円	2,800 円			
控室中		430 円	640 円	860 円	1,720 円			
控室小		430 円	640 円	860 円	1,720 円			
控室 1		430 円	640 円	960 円	1,830 円			
控室 2		530 円	860 円	1,080 円	2,260 円			
練習室		3,450 円	5,070 円	6,790 円	13,820 円			
大会議室		3,340 円	4,530 円	4,530 円	12,400 円			
会議室 1		530 円	750 円	750 円	2,040 円			
会議室 2		530 円	750 円	750 円	2,040 円			
会議室 3		530 円	640 円	640 円	1,810 円			
会議室 4		1,080 円	1,510 円	1,510 円	4,100 円			
多目的室		2,100 円	2,810 円	2,810 円	7,720 円			

(甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正)

第 10 条 甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 5 年 6 月条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 31 条第 1 項及び第 32 条中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

(甲府市水道事業給水条例の一部改正)

第 11 条 甲府市水道事業給水条例（平成 9 年 12 月条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項、第29条第2項及び第3項並びに第31条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(市立甲府病院使用料等徴収条例の一部改正)

第12条 市立甲府病院使用料等徴収条例(平成11年3月条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(甲府市手数料条例の一部改正)

第13条 甲府市手数料条例(平成12年3月条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第35号中「100分の105」を「100分の108」に、「150円」を「240円」に改め、同表第39号中「100分の105」を「100分の108」に、「150円」を「240円」に改める。

(甲府市法定外公共物管理条例の一部改正)

第14条 甲府市法定外公共物管理条例(平成13年12月条例第34号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(甲府市上九の湯ふれあいセンター条例の一部改正)

第15条 甲府市上九の湯ふれあいセンター条例(平成17年12月条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表中「700円」を「720円」に、「500円」を「510円」に、

「

510円	680円	1,360円	680円	2,040円
390円	520円	1,040円	520円	1,560円
360円	480円	960円	480円	1,440円

を

「

520円	690円	1,390円	690円	2,090円
400円	530円	1,060円	530円	1,600円
370円	490円	980円	490円	1,480円

に改め

る。

(甲府市いきいきプラザ条例の一部改正)

第16条 甲府市いきいきプラザ条例(平成17年12月条例第62号)の一部を次のように改正する。

別表中

350 円	400 円	870 円	300 円
650 円	750 円	1,590 円	560 円
520 円	520 円	1,040 円	—
340 円	390 円	840 円	290 円
290 円	330 円	710 円	250 円

を

に改める。

360 円	410 円	890 円	300 円
660 円	770 円	1,630 円	570 円
530 円	530 円	1,060 円	—
340 円	400 円	860 円	290 円
290 円	330 円	730 円	250 円

(甲府市健康の杜センター条例の一部改正)

第17条 甲府市健康の杜センター条例(平成17年12月条例第63号)の一部を次のように改正する。

別表中

520 円	520 円	1,040 円	—
1,810 円	2,070 円	4,410 円	1,550 円
780 円	890 円	1,900 円	670 円
260 円	290 円	630 円	220 円
290 円	340 円	720 円	250 円
250 円	280 円	610 円	210 円

を

530 円	530 円	1,060 円	—
1,860 円	2,120 円	4,530 円	1,590 円
800 円	910 円	1,950 円	680 円
260 円	290 円	640 円	220 円
290 円	340 円	740 円	250 円
250 円	280 円	620 円	210 円

に改める。

(甲府市浄化槽事業条例の一部改正)

第18条 甲府市浄化槽事業条例(平成23年3月条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第3中	2,300円	を	2,400円	に改める。
	2,800円		2,900円	
	4,000円		4,100円	
	7,400円		7,500円	
	9,400円		9,600円	
	11,900円		12,100円	
	13,400円		13,700円	
	16,000円		16,400円	
	18,900円		19,300円	
	24,800円		25,400円	
	30,100円		30,900円	
	37,000円		38,000円	
	45,900円		47,100円	
	57,300円		58,900円	

(甲府市準用河川占用料徴収条例の一部改正)

第19条 甲府市準用河川占用料徴収条例(平成24年3月条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

2 この条例（第3条（甲府市都市公園条例第7条の2第1項の改正規定に限る。）、第4条、第6条及び第9条から第19条までの規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う使用、占用又は行為の許可に係る使用料について適用し、施行日前に行った使用、占用又は行為の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(利用料金に関する経過措置)

3 この条例（第3条（甲府市都市公園条例第7条の2第1項の改正規定に限る。）及び第15条から第17条までの規定に限る。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、施行日以後の利用に係る利用料金について適用する。

(甲府市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第4条の規定による改正後の甲府市下水道条例第13条の規定にかかわらず、施行日前から使用している下水道で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である下水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

5 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

(占用料に関する経過措置)

6 この条例（第6条、第14条及び第19条の規定に限る。）による改正後のそ

それぞれの条例の規定は、施行日以後の占用の期間に係る占用料について適用する。

(甲府市総合市民会館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 第9条の規定による改正後の甲府市総合市民会館条例別表第1の規定は、施行日以後に行う利用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前に行った使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 第10条の規定による改正後の甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第31条第1項及び第32条の規定は、施行日以後の廃棄物の処理又は処分に係る手数料について適用する。

(甲府市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 第11条の規定による改正後の甲府市水道事業給水条例(附則第11項において「改正後の条例」という。)第23条第1項及び第31条第2項の規定にかかわらず、施行日前から供給している水道水の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道水の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

- 10 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

- 11 改正後の条例第29条第2項及び第3項の規定は、施行日以後に給水装置工事の施行の申込みをするものについて適用する。

(市立甲府病院使用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 12 第12条の規定による改正後の市立甲府病院使用料等徴収条例第3条第4項の規定は、施行日以後の診療等及び診断等証明書の交付の申請に係る使用料等に

ついて適用し、施行日前の診療等及び診断等証明書の交付の申請に係る使用料等については、なお従前の例による。

（甲府市手数料条例の一部改正に伴う経過措置）

1 3 第 1 3 条の規定による改正後の甲府市手数料条例別表の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用する。

（甲府市浄化槽事業条例の一部改正に伴う経過措置）

1 4 第 1 8 条の規定による改正後の甲府市浄化槽事業条例別表第 3 の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第3号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

56	指定病院等の不在者投票における外部立会人		日額10,700円以内で立会時間に応じて選挙管理委員会が市長と協議して定める額
----	----------------------	--	---

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査から適用する。

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第4号

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例

(甲府市職員給与条例の一部改正)

第1条 甲府市職員給与条例(昭和24年6月条例第21号)の一部を次のように改正する。

第36条第1項中「)の」を「)又は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項の)」に改める。

(甲府市学校職員給与条例の一部改正)

第2条 甲府市学校職員給与条例(昭和28年1月条例第5号)の一部を次のように改正する。

第21条の2第1項中「)の」を「)又は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項の)」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年3月条例第15号)の一部を次のように改正する。

第7条の2中「)の」を「)又は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項の)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市庁舎建設基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第5号

甲府市庁舎建設基金条例を廃止する条例

甲府市庁舎建設基金条例（平成9年3月条例第4号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 26 日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第 6 号

甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例の一部を改正する条例

甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例（昭和 52 年 9 月条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の場合において、受給資格者が山梨県内に住所を有する保険医療機関等で療養の給付等又は後期高齢者医療の給付等を受けたときは、市長は、当該保険医療機関等から医療費助成金の算定に必要な情報の提供を受けたことをもって、当該情報の提供に係る受給資格者に対する医療費助成金の支給に関し前項の請求を受けたものとみなすことができる。

第 7 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

附 則

- 1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 7 条の規定は、この条例の施行の日以後において受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

甲府市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第7号

甲府市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

(31) 救急科

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

甲府市市立高等学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第8号

甲府市市立高等学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例

甲府市市立高等学校授業料、入学料及び入学審査料条例（昭和22年11月条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 授業料の額は、月額9,900円とし、毎月10日までに納付しなければならない。ただし、4月分の授業料は、4月25日までに納付するものとする。

2 市立高等学校に在学する者（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第5条第1項の受給権者を除く。）が在学する年度の4月1日から起算して25日を超えない範囲内において山梨県教育委員会の指定する日までに同法第4条の認定の申請をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該者の当該申請をした日の属する年度の4月から6月までの各月分の授業料は、その年度の7月10日を納期限とする。

第3条中「前条第3項」を「前条第1項」に改める。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、前条第1項又は第2項の規定による減免を受けた場合は、この限りでない。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日以後に入学する者について適用し、同日前から在学している者に係る授業料の徴収については、

なお従前の例による。

甲府市民俗資料館条例を廃止する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第9号

甲府市民俗資料館条例を廃止する条例

甲府市民俗資料館条例（昭和50年3月条例第6号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

甲府市農産物等直売管理施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第10号

甲府市農産物等直売管理施設条例の一部を改正する条例

甲府市農産物等直売管理施設条例（平成17年12月条例第67号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「甲府市下曾根町1063番地1」を「甲府市下曾根町1070番地3」に改める。

別表第1風土記の丘農産物直売所の項中「、加工所」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

甲府市古関・梯町簡易水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第11号

甲府市古関・梯町簡易水道条例の一部を改正する条例

甲府市古関・梯町簡易水道条例（平成17年12月条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条中「に100分の105を乗じて得た額」を削り、同条の表中「1,000円」を「1,050円」に、「2,000円」を「2,100円」に、「3,000円」を「3,150円」に、「4,000円」を「4,200円」に改める。

第4条第2項中「5万円に100分の105を乗じて得た額」を「5万2,500円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

甲府市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第12号

甲府市下水道条例の一部を改正する条例

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第16条の2」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

（給水設備の届出）

第5条の2 前条の規定による確認を受けようとする義務者又は使用者が、水道水以外の水の使用による汚水を公共下水道に排除しようとするときは、当該水道水以外の水を使用するための設備（以下「給水設備」という。）について、企業管理規程で定めるところにより管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、企業管理規程で定めるところにより、当該届出に係る給水設備を確認するものとする。

第13条の2の次に次の1条を加える。

（使用の態様の変更の届出）

第13条の3 義務者又は使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったとき、又は届出をした給水設備に変更があったときは、企業管理規程で定めるところにより、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、企業管理規程で定めるところにより、当該届出に係る給水設備を確認するものとする。

第16条の次に次の1条を加える。

（立入調査）

第16条の2 管理者は、給水設備の使用による汚水に係る適正な使用料を徴収するために必要な限度において、その職員に他人の土地又は建物に立ち入り、給水設備その他の物件について必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。ただし、人の住居に使用する建物内に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定による立ち入り、調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立ち入り、調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第31条第1項第4号中「第7条第1項及び第10条」を「第5条の2第1項、第7条第1項、第10条及び第13条の3第1項」に、「届け出」を「届出」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第31条第1項の改正規定は、平成26年7月1日から施行する。

特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第13号

特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例（昭和51年12月条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第14号

教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与等に関する条例（昭和28年1月条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第15号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲府市国民健康保険条例（昭和34年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項第2号中「（当該世帯主を除く。）」を削り、同項第3号中「35万円」を「45万円」に改め、同条第4項中「14万円」を「16万円」に改め、同条第5項中「12万円」を「14万円」に改める。

第14条の5の10中「14万円」を「16万円」に改める。

第14条の10中「12万円」を「14万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市国民健康保険条例の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

甲府市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第16号

甲府市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

甲府市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

甲府市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第17号

甲府市市税条例の一部を改正する条例

甲府市市税条例（昭和25年8月条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の3に次の1項を加える。

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第15条中「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」を「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」に改める。

附則第18条を次のように改める。

第18条 削除

附則第18条の2及び第18条の3を削る。

附則第26条第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第28条第1項を次のように改める。

第40条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第40条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第28条第2項を削る。

附則第28条の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の甲府市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第5条の3第9項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成26年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第15条の規定の適用については、同条中「、第35項若しくは第40項」とあるのは「若しくは第35項」とする。

規則

甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第5号

甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(甲府市事務分掌規則の一部改正)

第1条 甲府市事務分掌規則(平成8年3月規則第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表総務部、総務総室の項に次のように加える。

情報課	情報係
-----	-----

第3条第1項の表総務部、契約管財室の項を次のように改める。

契約管財室	契約課	工事係、物品係
	指導検査課	指導係
	管財課	財産係、庁舎係、車両係

第3条第1項の表総務部、指導検査室の項を削り、同表企画部、企画総室の項を次のように改める。

企画総室	総務課	庶務係
	政策課	政策係、開府500年事業係、広域行政係
	総合計画課	計画係

第3条第1項の表企画部、危機管理室、防災課の項中「、施設係」を削り、同表企画部、地域政策室、まちづくり課の項中「、計画係」を削り、同表福祉部(福祉事務所)、福祉総室の項を次のように改める。

福祉総室	総務課	庶務係、地域医療係
	福祉計画課	計画係
	健康衛生課	保健係、予防衛生係

第3条第1項の表産業部、産業振興室、商工課の項中「商業金融係」を「商工金融係」に改め、「工業係」を削り、同表建設部、まち開発室、区画整理課の項中「換地係、補償係」を「換地補償係」に改める。

第8条第6項の表指導検査室の項中「指導検査室」を「契約管財室」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(参事)

第8条の2 室に参事を必要に応じ置くことができる。

2 参事は、上司の命を受け、部等内の重要事項についての処理、検討及び調整を行う。

第12条の2第1項の表支所の項を次のように改める。

支所	市民課	振興係、住民係、整備係
----	-----	-------------

第12条の4中「中道支所住民課長」を「中道支所市民課長」に改める。

第35条第1項中「医療安全管理室」を「医療安全管理部、医療総合研修センター」に改め、同条第2項中「及び医療安全管理室」を「、医療安全管理部及び医療総合研修センター」に改め、同条第3項の表病院事務総室、総務課の項中「、経営係」を削り、「情報係」を「情報経営係」に改める。

第37条第7号及び第8号中「係長」を「係長等」に改め、同条第9号を次のように改める。

(9) 医療安全管理部に部長、室長、看護師長、副看護師長

第37条に次の1号を加える。

(10) 医療総合研修センターにセンター長、係長等

第39条各号列記以外の部分中「及び医療安全管理室」を「、医療安全管理部及び医療総合研修センター」に改め、同条中第8号を削り、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医療安全管理部長及び医療総合研修センター長は、担当する医療業務のほか、上司の命を受け、所管業務を統轄し、配置職員を指揮監督する。

第39条第9号中「及び看護師長」を「、看護師長及び課長補佐」に改め、同条第10号中「、総合相談室係長、地域医療連携室係長及び医療安全管理室係長」を「及び係長」に改める。

第40条第2項中「又は医療安全管理室長」を「、医療安全管理部長又は医療総合研修センター長」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「、総合相談室長、地域医療連携室長又は医療安全管理室長」を「又は室長」に改め、「、室長」を削り、「、総合相談室係長、地域連携室係長又は、医療安全管理室係長」を「又は係長」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 医療安全管理部長又は医療総合研修センター長が不在の場合は、当該業務を担当する室長又は課長がその職務を代理する。

別表第1 総務部、総務総室の項に次のように加える。

情報課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報施策に係る企画及び調整に関すること。 (2) 情報システムの開発及び管理運営に関すること。 (3) 行政手続の電子化に係る共同処理に関すること。
-----	--

別表第1 総務部、人事管理室、人事課の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1 総務部、人事管理室、研修厚生課の項中第13号を第14号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 山梨県市町村職員共済組合に関すること。

別表第1 総務部、契約管財室の項を次のように改める。

契約管財室	契約課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 指名参加資格者の登録に関すること。 (2) 工事の請負契約に関すること。 (3) 測量、工事契約を伴う調査設計及び監理の業務委託の請負契約に関すること。 (4) 工事請負等入札者指名選考委員会に関すること。 (5) 物品供給入札者指名選考委員会に関
-------	-----	--

	<p>すること。</p> <p>(6) 物品の購入契約及び検収に関すること。</p> <p>(7) 物品の出納及び管理に関すること。</p> <p>(8) 不用品の処分に関すること。</p> <p>(9) 物品の維持修繕に関すること（他の課等に属するものを除く。）。</p> <p>(10) 委託事務執行の適正化に関すること。</p>
指導検査課	<p>(1) 工事検査に関すること。</p> <p>(2) 工事の設計、施工管理及び検査等の委託に係る調整に関すること。</p> <p>(3) 工事の設計変更等の調整、審査に関すること。</p> <p>(4) 技術的事項の調査、指導及び関係部等との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 設計積算技法の調査及び指導に関すること。</p> <p>(6) 公共工事のコスト縮減に関すること。</p>
管財課	<p>(1) 公有財産の総括管理に関すること。</p> <p>(2) 公有地の利活用及び処分に関すること。</p> <p>(3) 普通財産の取得、管理及び処分に関すること。</p> <p>(4) 財産の保険契約に関すること（他の課等業務に属するものを除く。）。</p> <p>(5) 市有地の境界査定に関すること（市道を除く。）。</p> <p>(6) 財産価格審議会に関すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (7) 市の行政区域の境界に関する事。 (8) 町界及び町名に関する事。 (9) 庁舎及び庁舎の附属施設の維持管理に関する事。 (10) 庁中取締りに関する事。 (11) 庁用自動車等の総括管理に関する事。 (12) 共用車の集中管理に関する事。 (13) 庁用自動車等の交通事故処理に関する事。 (14) 整備管理者の技術指導に関する事。 (15) 庁用自動車等の登録、整備及び検査に関する事。 (16) 市民コミュニティホール及び市役所駐車場の運用管理に関する事。 (17) 新庁舎の見学等に関する事。
--	---

別表第1 総務部、指導検査室の項を削り、同表企画部、企画総室の項に次のように加える。

総合計画課	(1) 総合計画の策定に関する事。
-------	-------------------

別表第1 税務部、収納管理室、収納課の項に次の1号を加える。

(5) 納税証明に関する事。

別表第1 福祉部（福祉事務所）、福祉総室、総務課の項を次のように改める。

総務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉・保健情報に関する事。 (2) 民生委員及び児童委員に関する事。 (3) 地域医療支援に関する事。 (4) 社会福祉法人に関する事。 (5) 臨時福祉給付金に関する事。 (6) 子育て世帯臨時特例給付金に関する事。
-----	--

	<p>こと。</p> <p>(7) 部内の文書の総括指導に関すること。</p> <p>こと。</p> <p>(8) 部内の庶務に関すること。</p>
福祉計画課	<p>(1) 福祉諸計画の調整に関すること。</p> <p>(2) 地域福祉推進計画に関すること。</p> <p>(3) 社会福祉協議会に関すること。</p>

別表第1福祉部（福祉事務所）、子ども家庭支援室、児童保育課の項中第9号及び第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号を第10号とし、第13号を第11号とし、同表産業部、産業総室、総務課の項第1号中「中小企業」を「産業関係」に改め、同表産業部、産業振興室、商工課の項第14号中「山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター」を「山梨県地場産業センター」に改め、同表建設部、まち開発室、都市計画課の項第15号を次のように改める。

(15) 中心市街地定住促進に係る住宅取得及び住宅改修の支援に関すること。

別表第1建設部、まち保全室、道路河川課の項に次の1号を加える。

(16) 水防に関すること。

別表第4支所、振興課の項中「振興課」を「市民課」に改め、同項に次の49号を加える。

(19) 印鑑登録に関すること。

(20) 住民基本台帳法に基づく磁気ディスクによる住民基本台帳の調製、届出の受理に関すること。

(21) 戸籍法に基づく諸届等の受理に関すること。

(22) 自動車臨時運行許可に関すること。

(23) 埋葬、火葬及び改葬の許可並びに斎場の使用許可に関すること。

(24) 在留カード及び特別永住者証明書に関すること。

(25) 住民異動に伴う転入学通知書に関すること（定例的なものに限る。）。

(26) 国民健康保険事業に係る被保険者の資格に関すること。

(27) 国民健康保険事業に係る保険給付に関すること。

(28) 国民年金及び福祉年金に関すること。

(29) 市県民税申告書（無収入の場合に限る。）の受理に関すること。

- (30) り災証明に関する事。
- (31) 介護保険事業に係る被保険者の資格に関する事。
- (32) 介護保険事業に係る保険給付の申請に関する事。
- (33) 要介護認定及び要支援認定に係る申請に関する事。
- (34) 成年後見制度に関する事。
- (35) 福祉総合相談に関する事。
- (36) 在宅高齢者に係る届出及び申請に関する事。
- (37) 高齢者生きがい対策に係る申請に関する事。
- (38) 高齢者医療確保法による保健事業に関する事。
- (39) 後期高齢者医療費の助成に関する事。
- (40) 改正前老人保健法による保健事業（医療に限る。）に関する事。
- (41) 老齡者医療費の助成に関する事。
- (42) 身体障害者手帳及び療育手帳に係る申請に関する事。
- (43) 身体障害者及び知的障害者の施設利用に係る申請に関する事。
- (44) 在宅障害児及び在宅障害者に係る申請に関する事。
- (45) 更正医療給付、重度心身障害者医療費の助成並びに心身障害児及び心身障害者の手当に関する事。
- (46) 補装具交付及び日常生活用具給付並びに貸付に係る申請に関する事。
- (47) 難病患者等居宅支援事業に係る申請に関する事。
- (48) 戦傷病者及び戦没者等援護法に係る申請に関する事。
- (49) 精神保健福祉に係る申請に関する事。
- (50) 子ども手当、児童手当、助産手当及び児童扶養手当に関する事。
- (51) 小児及びひとり親家庭医療費助成に係る申請に関する事。
- (52) 勤労者住宅資金の融資に関する事。
- (53) 生活安定資金の貸付けに関する事。
- (54) 農業振興地域整備計画及び土地利用の調整に関する事。
- (55) 農業経営基盤強化促進事業に関する事。
- (56) 農業資金に係る相談に関する事。
- (57) 水田の生産調整対策に係る相談に関する事。
- (58) 揚水管理事業の農業排水路等の維持管理に関する事。

- (59) 畑地かんがい給水施設の維持管理に関すること。
- (60) 民有林の経営指導に関すること。
- (61) 森林法に係る諸手続に関すること。
- (62) 林道及び治山工事に関すること。
- (63) 鳥獣の保護及び狩猟に関すること。
- (64) 中山間地域直接支払制度に関すること。
- (65) 道路、河川及び生活関連水路の維持管理に関すること。
- (66) 緑化の推進及び樹木等の保存に関すること。
- (67) 地籍図及び地籍簿の閲覧に関すること。

別表第4支所、住民課の項を削る。

別表第6診療部の項科（室）名の欄中「歯科口腔^{くう}外科」を「^{くう}歯科口腔外科
救急科」

に改め、同表診療部、病理科の項及び臨床検査管理室の項を削り、同表診療部、感染管理室の項を次のように改める。

脊椎・側わん治療センター	(1) 脊椎・側わん治療に関すること。
人工関節センター	(1) 人工関節治療に関すること。
スポーツ・関節鏡センター	(1) スポーツ・関節鏡治療に関すること。
手の外科センター	(1) 手の外科治療に関すること。
救急研修センター	(1) 救急医療の研修に関すること。

別表第6診療支援部の項に次のように加える。

医療支援センター	(1) 医療スタッフの業務緩和に関すること。 (2) 病歴情報等に関すること。
----------	--

別表第6医療安全管理室の項を次のように改める。

医療安全管理部	医療安全管理室	(1) 医療安全対策に関すること。 (2) リスクマネジメントに関すること。
---------	---------	---

		(3) 事故調査委員会に関すること。
	感染管理室	(1) 感染管理に関すること。 (2) 職業感染防止に関すること。
医療総合研修センター		(1) 医療職員の研修に関すること。 (2) 医療職員の資格に関すること。 (3) 臨床研修医に関すること。 (4) 院内図書館の管理・運営に関すること。

(甲府市職員職名規則の一部改正)

第2条 甲府市職員職名規則（昭和28年12月規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1 ^{事務職員}の項中「所長」の次に「、参事」を加える。
_{技術職員}

(甲府市職員職務分類基準規則の一部改正)

第3条 甲府市職員職務分類基準規則（昭和28年12月規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1行政職級別職務分類表の1の6級の項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

2 参事の職務

(甲府市役所庁中管理規則の一部改正)

第4条 甲府市役所庁中管理規則（昭和37年11月規則第50号）の一部を次のように改正する。

別表本庁舎、サーバー室の項中「総務部契約管財室情報課長」を「総務部総務総室情報課長」に改め、同表支所庁舎の項中「中道支所振興課長」を「中道支所市民課長」に改める。

(甲府市公印規則の一部改正)

第5条 甲府市公印規則（昭和44年8月規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1一般公印の表福祉事務所印の項及び福祉事務所長印の項並びに別表第1専用公印の表市役所印の項、市長印の項、証明専用市長印（番号入）の項、

戸籍専用市長印の項、市長認印の項、市長職務代理人印の項、証明専用市長職務代理人印（番号入）の項、戸籍専用市長職務代理人印の項、市長職務代理人認印の項及び福祉事務所長印の項中「中道支所住民課長」を「中道支所市民課長」に改める。

（甲府市契約規則の一部改正）

第6条 甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）の一部を次のように改正する。

第13号様式その1中「総務部指導検査室」を「総務部契約管財室」に改める。

（甲府市財務規則の一部改正）

第7条 甲府市財務規則（昭和62年1月規則第1号）の一部を次のように改正する。

第92条第2項の表中「市民課長」を「市民総室市民課長」に、「中道支所住民課住民係」を「中道支所市民課住民係」に改める。

第93条の表中「及び会館運営係」を削る。

第94条第2項中「市民課長」を「市民総室市民課長」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる課に勤務を命ぜられていた課配属職員（部長、室長及び課長を除く。）は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもって同表右欄に掲げる部、室、課に勤務を命ぜられたものとする。

総務部	契約管財室	情報課	総務部	総務総室	情報課
市民生活 部	中道支所	住民課	市民生活 部	中道支所	市民課
		振興課			

甲府市職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第6号

甲府市職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則

甲府市職員管理職手当支給規則（昭和38年4月規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

甲府市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第7号

甲府市財務規則の一部を改正する規則

甲府市財務規則（昭和62年1月規則第1号）の一部を次のように改正する。

第94条第2項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第125条第1項第3号中「庁舎建設基金」、「介護従事者処遇改善臨時特例基金」及び「グリーンニューディール基金」を削り、同号に次のように加える。

庁舎整備基金

第59号様式（その7）を次のように改める。

第59号様式（その7） 削除

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第125条第1項第3号の改正規定（「介護従事者処遇改善臨時特例基金」及び「グリーンニューディール基金」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

甲府市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 31 日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第 8 号

甲府市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

甲府市福祉事務所長事務委任規則（昭和 41 年 11 月規則第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 7 号及び第 9 号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第9号

甲府市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

甲府市児童福祉法施行細則（平成15年3月規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（表面）中

手帳等	身体障害者手帳	療育手帳	
健康保険証 ※医療型児童発達支援 申請者のみ	記号及び番号		保険者及び番号

精神障害者保健福祉手帳 特別児童扶養手当等受給証明書 判定意見書・診断書等※1	を	手帳等	身体障害者手帳 精神障害者保健 特別児童扶養手 判定意見書・診
		健康保険証 ※医療型児童発達支援 申請者のみ	記号及び番号

	療育手帳
--	------

福祉手帳 当等受給証明書 断書等※1	疾患名		に改め、
	保険者及び番号		

同様式（裏面）中

「

<input type="checkbox"/> II 生活保護への移行予防措置に関する認定 生活保護への移行予防措置を申請します。 <input type="checkbox"/> 定率負担減免措置 <input type="checkbox"/> 特例補足給付 ※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。	を
---	---

」

「

<input type="checkbox"/> II 多子軽減措置に関する認定 下記の区分の適用を申請します。（当てはまるものに○をつけてください。） 1 第2子に該当する者 2 第3子以降に該当する者 ※在園証明等が必要となります。	に
<input type="checkbox"/> III 生活保護への移行予防措置に関する認定 生活保護への移行予防措置を申請します。 <input type="checkbox"/> 自己負担減免措置 <input type="checkbox"/> 補足給付の特例措置 ※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。	

」

改める。

第3号様式中

「

負担上限月額	円	左の上限月額の適用期間	を
--------	---	-------------	---

」

負担上限月額	円	左の上限月額の適用期間	
多子軽減対象			

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第10号

甲府市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市保育の実施に関する条例施行規則（平成10年3月規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「規定された児童」の次に「（次号において「児童」という。）」を加え、同条第2号を次のように改める。

(2) 保育所の定員に余裕がある場合その他特に必要がある場合に、市長が入所を
適当と認めた市外に居住する児童

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

甲府市保育料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第11号

甲府市保育料徴収規則の一部を改正する規則

甲府市保育料徴収規則（昭和56年3月規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表の1保育料表の備考2(2)中「から第3項まで」を「、第2項及び第6項」に、「第4項及び第5項」を「第5項及び第6項」に、「及び第2項、」を「及び第3項、」に、「及び第2項並びに第41条の19の5第1項」を「及び第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第12号

甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年9月規則第69号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、同条中「障害程度区分認定通知書」を「障害支援区分認定通知書」に改める。

第10条の見出し中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、同条中「障害程度区分変更認定通知書」を「障害支援区分変更認定通知書」に改める。

第1号様式（表面）を次のように改める。

第1号様式（第2条、第3条、第9条関係）

（表面）

**介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費等支給申請書
兼 利用者負担額減額・免除等申請書**

(あて先) 甲府市福祉事務所長
次のとおり申請します。

(新規・変更・更新)

申請年月日 年 月 日

1 サービスの申請

※ 太枠内を記入又は当てはまるものに○若しくは□にレ点をしてください。

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏 名				
	居住地	〒		電話番号	
支給申請に係る障害児氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日	
			申請者との続柄		
手 帳 等	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳 障害年金・自立支援医療受給者証 診断書・特別給付金 ※1	特別児童扶養手当等受給証明書 判定意見書※2	
	疾 患 名				
障害年金受給の有無	無 ・ 有 (受給している障害年金の等級 1級 2級 3級)				
健康保険証 <small>※療養介護申請者のみ</small>	記号及び番号		保険者及び番号		
現在のサービスの利用状況	障害福祉サービス受給者証番号	19201		障害支援区分認定	
	地域相談支援受給者証番号			無 有 (区分 1 2 3 4 5 6)	
	介 護 給 付	居宅介護 【 身体介護 家事援助 乗降介助 通院等介助 】 重度訪問介護 同行援護 行動援護 療養介護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 施設入所支援			
	訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練・宿泊型) 就労継続支援 (A型:雇用あり・なし、 B型) 就労移行支援、就労移行支援 (養成施設) 共同生活援助 (グループホーム) (介護サービス包括型 外部サービス利用型)			
	地域相談支援給付	地域移行支援	地域定着支援	(事業所名)	
	相談支援給付	計画相談支援	障害児相談支援	(事業所名)	
	地域生活支援事業	移動支援事業	地域活動支援センター事業	日中一時支援事業 その他	
	介 護 保 険	要介護認定	無 ・ 有 (非該当 要支援 1 2 要介護 1 2 3 4 5) ・ 申請中		
		利用中のサービス	無 ・ 有 サービスの種類		
	申請するサービスの種類・内容	介 護 給 付	居宅介護 【 身体介護 家事援助 乗降介助 通院等介助 】 重度訪問介護 同行援護 行動援護 療養介護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 施設入所支援		
訓練等給付		自立訓練 (機能訓練・生活訓練・宿泊型) 就労継続支援 (A型:雇用あり・なし B型) 就労移行支援、就労移行支援 (養成施設) 共同生活援助 (グループホーム) (介護サービス包括型 外部サービス利用型) ※3			
相談支援給付		<input type="checkbox"/> 地域相談支援給付費を申請する [地域移行支援 地域定着支援]			
		<input type="checkbox"/> 計画相談支援給付費を申請する			
【申請に係る具体的内容・意向】	支給量変更無 支給量変更 追加・取消 区分変更併う				
同 意	※3 共同生活援助を申請する場合、入浴、排泄又は食事等の介護の提供を受けることを希望するか否かを記載してください。				
	申請者氏名	Ⓜ	支給申請に係る 障害児氏名		

裏 面 へ

- ※1 精神障害者保健福祉手帳のない精神障害者のみ、精神障害を事由に受給していることまたは精神障害者であることが確認できる内容のもの
- ※2 手帳を有しない又は手当等を受給していない障害児の場合、児童相談所の判定意見書等

平成 年 月 日			課 長	チェック欄
担 当	係 長	課 長		
		(決 定)		入 力
				発 行 送

第1号様式（裏面）中「介護給付費」の次に「の対象」を加え、「グループホーム等入居者」を「グループホーム入居者」に改め、「（注）対象事業所は、共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）」を削り、「定率負担減免措置」を「自己負担減免措置」に、「特例補足給付」を「補足給付の特例措置」に改める。

第3号様式中「障害程度区分認定通知書」を「障害支援区分認定通知書」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に、

を

に改める。

第4号様式中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、「共同生活介護・」を削る。

第6号様式（表）中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、「共同生活介護、」を削り、同様式（裏）中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、「・共同生活介護」を削る。

第8号様式中「障害程度区分変更認定通知書」を「障害支援区分変更認定通知書」に、「の障害程度区分」を「の障害支援区分」に改める。

第28号様式中

「

補装具名		希望業者名	
------	--	-------	--

を

「

補装具名		希望業者名	
疾患名	（障害者総合支援法施行令に規定する疾患名を記載すること。）		

に

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成 26 年 3 月 31 日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第 13 号

甲府市病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

甲府市病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和 39 年 4 月規則第 48
号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 節 たな卸（第 44 条～第 48 条）」を 「第 3 節 たな卸（第 44
第 4 節 たな卸資産の評
条～第 48 条）
に、「第 4 節 減価償却（第 66 条・第 67 条）」を
価（第 48 条の 2）」

「第 4 節 減価償却（第 66 条・第 67 条）」

第 5 節 固定資産の評価（第 67 条の 2・第 67 条の 3）

に改める。

第 7 章の 2 リース会計に係る特例（第 67 条の 4）

第 7 章の 3 引当金（第 67 条の 5）

第 27 条中「第 21 条の 5 第 1 項第 12 号」を「第 21 条の 5 第 1 項第 15 号」
に改める。

第 39 条第 2 号中「前号」を「前 2 号」に、「見積価額」を「評価額」に改め、
同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 譲与、贈与その他無償で取得したものについては、公正な評価額

第 5 章に次の 1 節を加える。

第 4 節 たな卸資産の評価

第 48 条の 2 企業出納員は、たな卸資産で事業年度の末日における時価が同日に
おける当該たな卸資産の帳簿価額より低いもの（重要性の乏しいものを除く。）
について、同日における時価を当該たな卸資産の帳簿価額として付さなければな

らない。

- 2 前項に規定する「時価」とは、事業年度の末日における再調達原価をいう。
- 3 第1項に規定する「重要性の乏しいもの」とは、たな卸資産のうち、事業用の部品、消耗品等で販売活動及び一般管理活動において短期間に消費されるものをいう。
- 4 第1項に規定する重要性の乏しいたな卸資産については、同項に規定する時価による評価を行わず、受入価額を帳簿価額とする。

第53条各号を次のように改める。

(1) 有形固定資産

- ア 土地
- イ 建物
- ウ 構築物
- エ 器械及び備品（耐用年数が1年以上かつ取得価額が10万円以上のものに限る。）
- オ 車両運搬具
- カ リース資産（病院事業がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからオまで及びクに掲げるものである場合に限る。）
- キ 建設仮勘定（イからオまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）
- ク その他有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

- ア 借地権
- イ 地上権
- ウ 電話加入権
- エ 施設利用権
- オ リース資産（病院事業がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからエまで及びカに掲げるものである場合に限る。）

カ その他無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

ア 長期貸付金

イ 長期前払消費税

ウ その他固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

第55条第3号中「無償で譲り受けた無形固定資産以外の」を「譲与、贈与その他無償で取得した」に、「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。

第57条第1項第3号を次のように改める。

(3) 譲り受けようとする固定資産の評価額

第67条中「)第8条第3項」を「。以下「施行規則」という。)第15条第3項」に改める。

第7章に次の1節を加える。

第5節 固定資産の評価

(減損に係る会計処理)

第67条の2 総務課長は、固定資産であって、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は次条に定めるところにより減損損失を認識すべきものについて、その時の当該固定資産の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額を当該固定資産の帳簿価額として付し、減損に係る会計処理を行わなければならない。

(減損損失の認識)

第67条の3 総務課長は、固定資産に減損の兆候が認められた場合は、当該固定資産について、減損損失を認識するかどうかの判定を行わなければならない。

2 総務課長は、前項の判定により減損損失を認識した固定資産について、減損損失の額を測定しなければならない。

3 前2項に規定する減損損失に係る判定及び測定は、病院事業における固定資産を一つの固定資産グループとし、当該固定資産グループを単位として行うものとする。

第7章の次に次の2章を加える。

第7章の2 リース会計に係る特例

(重要性の乏しいリース資産についての特例)

第67条の4 前章の規定にかかわらず、第53条第1号カ及び第2号オに掲げるリース資産（重要性の乏しいものに限る。）については、施行規則第55条第3号の規定により、賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

2 前項に規定する「重要性の乏しいもの」とは、次の各号に掲げる条件のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 購入時に費用処理するものであること。
- (2) リース期間が1年以内であること。
- (3) 1契約当たりのリース料の総額が300万円以下であること。

第7章の3 引当金

（引当金の計上）

第67条の5 将来の特定の費用又は損失（施行規則第22条に規定するものに限る。）の金額については、次に掲げる引当金として予定貸借対照表等（同条に規定する予定貸借対照表等をいう。）に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上するものとする。

- (1) 賞与引当金
- (2) 法定福利費引当金
- (3) 修繕引当金
- (4) 特別修繕引当金
- (5) 貸倒引当金

第69条中第3号及び第4号を削り、第5号を第6号とし、第2号の次に次の3号を加える。

- (3) 繰延収益の償却
- (4) 資産の評価
- (5) 第67条の5各号に掲げる引当金の計上

第71条第1項中「病院長」を「病院事務局長」に、「5月20日」を「5月31日」に改め、同条第2項中「事業報告書」の次に「、キャッシュ・フロー計算書」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第78条中第61号を第62号とし、第54号から第60号までを1号ずつ繰り

下げ、第53号の次に次の1号を加える。

(54) キャッシュ・フロー計算書 第54号の2様式

第78条に次の1項を加える。

2 予定キャッシュ・フロー計算書の様式は、前項第54号に掲げるキャッシュ・フロー計算書の様式に準ずるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第14条関係）

病院事業勘定科目

収益

款	項	目	節	備考
病院事業収益	医業収益	入院収益		入院医療に係る収益
		外来収益		外来医療に係る収益
		その他医業収益		
		室料差額収益		個室使用料収益
		公衆衛生活動収益		各種の集団健康診断、予防接種等の公衆衛生活動に係る収益
		医療相談収益		健康診断に係る収益
		受託検査施設利用収益		受託検査料収入、医療設備器械を他の医療機関に利用させた場合等の収益
		その他医業収益		消毒料、洗たく料等の前記の科目に属さない収益

医業外収益	受取利息及び配当金	一般会計負担金	保健衛生行政に関する負担金
		預金利息	預貯金の利息、出資金に対する分配金等
		有価証券利息	
	他会計負担金		医療行政及び高度、特殊で不採算な業務に関する負担
	他会計補助金		
	補助金		
	患者外給食収益		職員、付添人等の給食に係る収益
	長期前受金戻入		施行規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち医業外収益として整理するもの
		国県補助金	
		長期前受金戻入	
	受贈財産評価額長期前受金戻入		
その他医業外収益			

	特別利益	固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益	不用品売却収益 その他医業外収益 修繕引当金戻入 貸倒引当金戻入 その他特別収益	
--	------	--------------------------------	--	--

費用

款	項	目	節	備考
病院事業費用	医業費用	給与費	(給料) 医師給 看護師給	医療職給料表(1)の適用を受ける職員に対する給料 医療職給料表(3)の適用を受ける職員に対する給料

			医療技術員 給	医療職給料表(2)の適用を受ける職員に対する給料
			事務員給	行政職給料表の適用を受ける職員に対する給料
			技能員給	単純な労務に雇用される一般職に属する職員に対する給料
			(手当) 医師手当	「給料」の職員区分と同じ者に対する手当
			看護師手当	同上
			医療技術員 手当	同上
			事務員手当	同上
			技能員手当	同上
			賞与引当金 繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
			(賃金)	臨時的任用又は非常勤の職員の報酬、賃金を「給料」の職種区分にならって整理
			(報酬)	臨時的任用又は非常勤の顧問、参与、嘱託員等の役員に対する報酬を「給料」の職種区分にならって整理
			法定福利費	
			法定福利費 引当金繰入 額	法定福利費引当金として計上するための繰入額

		材料費	薬品費	投薬用薬品、注射用薬品 (血液、プラズマを含む。) その他薬品の費用
			診療材料費	(ア) 診療用材料として、直接消費されるものの費用 (イ) 診療用具 (患者の用に供するものを含む。) 等であって、1年以内に消費するものの費用
			給食材料費	(ア) 患者給食のために消費する食品の費用 (イ) 患者給食用具であって、1年以内に消費するものの費用
			医療消耗備品費	診療用具 (患者の用に供するものを含む。) 等であって、減価償却を必要としないもののうち、1年を超えて使用できるものの費用
		経費	厚生福利費	職員及びその家族に対する法定外福利費 (ア) 診療、健康診断、予防接種等を行った場合における減免額 (イ) 各種のレクリエー

				<p>ション、文化活動等に要する費用</p> <p>(ウ) 食堂、売店等を利用した場合における事業主負担額</p> <p>(エ) 慶弔禍福に際し、一定の基準により支給される金品、記念品に供与される飲食、金品代等の費用</p>
			報償費	報償金、償賜金等
			旅費交通費	業務のための出張旅費 (研修に属するものを除く。)等の費用
			職員被服費	
			消耗品費	事務用、管理用等に使用するものであって、1年以内に消耗するものの費用
			消耗備品費	事務用、管理用の用具等で、1年を超えて使用できるものであっても減価償却を必要としないものの費用
			光熱水費	
			燃料費	
			食糧費	
			印刷製本費	
			機械器具修	固定資産等の維持に必要

		繕費	な費用。ただし、固定資産の価値が増加するような改良拡張費は資産勘定に含める。
		建物修繕費	
		保険料	
		賃借料	
		通信運搬費	
		委託料	
		原材料	
		諸会費	
		雑費	前記の科目に属さない費用。ただし、金額の大きいものについては、独立した勘定科目を設けて整理
		貸倒引当金 繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
		貸倒損失	
		修繕引当金 繰入額	
		特別修繕引 当金繰入額	
	減価償却費	建物減価償 却費	
		構築物減価 償却費	
		器械及び備	

			品減価償却費	
			車両減価償却費	
			放射性同位元素減価償却費	
			リース資産減価償却費	
			その他有形固定資産減価償却費	
			無形固定資産減価償却費	
		資産減耗費		
			たな卸資産減耗費	
			固定資産除却費	
		研究研修費		
			研究材料費	
			謝金	研究研修のために招へいした講師に対する謝礼金等の費用
			図書費	研究研修用図書（定期刊行物を含む。）の費用
			旅費	学会、講習会出席等の旅費又はこれらに対する補

医業外費用	研究雑費	助額 研究研修のための印刷費、消耗品費、研修会費等の前記の科目に属さない費用
	支払利息及び企業債取扱諸費	企業債利息 一時借入金 利息
	長期前払消費税償却	長期前払消費税の償却額
	保育所運営費	院内保育所運営に要する費用
	患者外給食材料費	(ア) 従業員、付添人等の給食のために消費する食品の費用 (イ) 従業員、付添人等の給食用具等であって、1年以内に消耗するものの費用
	雑損失	前記の科目に属さない費用。ただし、金額の大きいものについては、独立した勘定科目を設けて整理
		不用品売却

	特別損失	消費税及び 地方消費税 雑支出 固定資産売 却損 過年度損益 修正損 臨時損失 減損損失 その他特別 損失 予備費	原価 その他雑損 失	災害等による損失 事業年度の末日において 予測することができない 減損が生じたもの又は減 損損失を認識すべきもの の当該生じた減損による 損失又は認識すべき減損 損失の額
--	------	--	------------------	--

資産

固定資産

区分	款	項	目	備考
固定資産	有形固定資 産			1単位の（1個、1セ ット、1台等）の取得 価格が10万円以上で

			<p>あって、耐用年数が1年以上のもの（固定資産の取得価格には手数料、周旋料、搬入費、据付費等のこれを取得するために要した費用を含む。）</p>
	土地		
	建物		建物附属設備を含む。
	建物減価償却累計額		
	構築物		煙突、貯水池、門、囲障など建物以外の工作物であって土地に固定されたもの
	構築物減価償却累計額		
	器械及び備品		
	器械及び備品減価償却累計額		
	車両		
	車両減価償却累計額		
	リース資産		
		所有権移転	
		リース資産	
		所有権移転	
		外リース資	

		産	
	リース資産 減価償却累 計額	所有権移転 リース資産 減価償却累 計額	
		所有権移転 外リース資 産減価償却 累計額	
	建設仮勘定		有形固定資産の建設又 は改良のため支出した 工事費（前払金を含 む。）
	その他有形 固定資産		上記以外の有形固定資 産
	その他有形 固定資産減 価償却累計 額		
無形固定資 産			
	借地権		土地の上に設定された 民法（明治29年法律 第89号）第601条 に規定する権利
	地上権		民法第265条に規定

		電話加入権 施設利用権 リース資産 その他無形 固定資産 長期貸付金 長期前払消 費税 その他投資	所有権移転 リース資産 所有権移転 外リース資 産	する権利 電話債券は、その他投 資に含める。 上記以外の無形固定資 産
	投資その他 の資産			

流動資産

区分	款	項	目	備考
流動資産	現金・預金	現金 預金		
	未収金	医業未収金 その他未収 金		医業収益に係る未収額 医業未収金以外の未収額
	有価証券			国債、地方債、株式社債

		等の随時現金化できる有価証券で一時的に所有するもの。ただし、1年を超えて所有するものは含めない。
貯蔵品	薬品	薬品（薬品費参照）のたな卸高
	診療材料	診療材料（診療材料費参照）のたな卸高
	給食材料	給食材料（診療材料費及び患者外給食材料費参照）のたな卸高
	医療消耗備品	医療消耗備品（医療消耗備品費参照）のたな卸高
	消耗備品	消耗備品（消耗備品費参照）のたな卸高
	燃料	燃料のたな卸高
	その他貯蔵品	上記以外のたな卸資産
短期貸付金	一時貸付金	
	他会計貸付金	
	職員貸付金	
前払費用		

	前払金	前払保険料 その他前払 費用		たな卸資産等の購入手付 金及び修繕工事の予約、 修繕工事の予納金として 前渡した金額、その他こ れに類するもの
	仮払金	仮払金 仮払消費税 及び地方消 費税		
	立替金	特定収入仮 払消費税		
	貸倒引当金	立替金		
	その他流動 資産	貸倒引当金		

負債

固定負債

区分	款	項	目	備考
固定負債	企業債	建設改良費 等の財源に 充てるため		建設改良費等の財源に充 てるために発行する企業 債（1年以内に償却期限の

	の企業債 その他企業債	到来するものを除く。) 建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償却期限の到来するものを除く。）
他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための借入金	建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）
リース債務	その他長期借入金	建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。） ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年以内に支払期限の到来するものを除く。）
引当金	リース債務 特別修繕引当金	数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（1年以内に使用される見込みのものを除く。）

	その他固定 負債			
		その他固定 負債		

流動負債

区分	款	項	目	備考
流動負債	一時借入金	一時借入金		
	企業債	建設改良費 等の財源に 充てるため の企業債 その他企業 債		1年以内に償還期限の到来 する建設改良費等の財源 に充てるために発行する 企業債 1年以内に償還期限の到来 する建設改良費等以外の 財源に充てるために発行 する企業債
	借入金	建設改良費 等の財源に 充てるため の借入金 その他長期 借入金		1年以内に返済期限の到来 する建設改良費等の財源 に充てるために他の会計 から繰り入れた借入金 1年以内に返済期限の到来 する建設改良費等以外の 財源に充てるために他の 会計から繰り入れた借入 金

リース債務	リース債務		ファイナンス・リース取引におけるリース債務 (1年以内に支払期限の到来するものを除く。)
未払金	医業未払金		通常取引に基づいて発生した医業費用の未払額 (たな卸資産の買掛金を含む。)
	医業外未払金	未払消費税 及び地方消費税 その他医業外未払金	
	その他未払金		償却資産に対する未払額
未払費用			未払賃借料、未払利息、未払委託費
前受金	未払費用		
	前受金		
引当金	賞与引当金		翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金

		法定福利引当金	翌事業年度に支払う賞与に伴う法定福利費のうち、当該年度負担相当額を見積もり計上する引当金
		修繕引当金	毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金
		特別修繕引当金	数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち1年内に使用される見込みのもの
	その他流動負債	その他引当金	
		預り金 仮受消費税 及び地方消費税	

繰延収益

区分	款	項	目	備考
繰延収益	長期前受金			償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類

		長期前受金		するものの交付を受けた 金額に相当する額
	長期前受金 収益化累計 額		国県補助金 長期前受金 受贈財産評 価額長期前 受金	
		長期前受金 収益化累計 額		
			国県補助金 長期前受金 収益化累計 額 受贈財産評 価額長期前 受金収益化 累計額	

資本

資本金

区分	款	項	目	備考
資本金	資本金	固有資本金		

		組入資本金		
		繰入資本金		

剰余金

区分	款	項	目	備考
剰余金	資本剰余金	国県補助金		
		受贈財産評価額		
	利益剰余金	減債積立金		
		当年度未処分利益剰余金	繰越利益剰余金年度末残高 当年度純利益 その他未処分利益剰余金変動額	
欠損金	当年度未処理欠損金			

第48号様式を次のように改める。

第48号様式（第78条関係）

損益計算書

年度 甲府市病院事業損益計算書

（ 年 月 日から 年 月 日まで）

1	医 業 収 益			
(1)	何 々	××××		
(2)	何 々	<u>××××</u>	××××	
2	医 業 費 用			
(1)	何 々	××××		
(2)	何 々	<u>××××</u>	<u>××××</u>	
	医業利益（医業損失）			
3	医 業 外 収 益			
(1)	何 々	××××		
(2)	何 々	<u>××××</u>	××××	
4	医 業 外 費 用			
(1)	何 々	××××		
(2)	何 々	<u>××××</u>	<u>××××</u>	<u>××××</u>
	経常利益（経常損失）			××××
5	特 別 利 益			
(1)	何 々	××××		
(2)	何 々	<u>××××</u>	××××	
6	特 別 損 失			
(1)	何 々	××××		
(2)	何 々	<u>××××</u>	<u>××××</u>	<u>××××</u>
	当年度純利益（当年度純損失）			××××
	前年度繰越利益剰余金（前年度繰越欠損金）			<u>××××</u>
	その他未処分利益剰余金変動額			<u>××××</u>
	当年度未処分利益剰余金（当年度未処理欠損金）			<u>××××</u>

第49号様式を次ように改める。

第49号様式（第78条関係）

貸借対照表

年度 甲府市病院事業貸借対照表

（ 年 月 日）

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

ア 何 々 ××××

減価償却累計額

イ 何 々 ××××

減価償却累計額 ×××× ××××

有形固定資産合計 ××××

(2) 無形固定資産

ア 何 々 ××××

イ 何 々 ××××

無形固定資産合計 ××××

(3) 投資

ア 何 々 ××××

イ 何 々 ××××

投資合計 ××××

固 定 資 産 合 計 ××××

2 流 動 資 産

(1) 現金・預金 ××××

(2) 未収金 ××××

貸倒引当金 ×××× ××××

(3) 貯蔵品 ××××

(4) 仮払金 ××××

流 動 資 産 合 計 ××××

資 産 合 計 ××××

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

ア 何 々 ××××

イ 何 々 ××××

企業債合計

××××

(2) 他会計借入金

ア 何 々 ××××

イ 何 々 ××××

他会計借入金合計

××××

(3) リース債務

××××

(4) 引当金

ア 何 々 ××××

イ 何 々 ××××

引当金合計

××××

固定負債合計

××××

4 流動負債

(1) 一時借入金

××××

(2) 企業債

ア 何 々 ××××

イ 何 々 ××××

企業債合計

××××

(3) 借入金

ア 何 々 ××××

イ 何 々 ××××

借入金合計

××××

(4) リース債務

××××

(5) 未払金

××××

(6) 引当金

ア	何	々		××××				
イ	何	々		××××				
	引	当	金	合	計	××××		
(7)	その他流動負債				××××			
	流	動	負	債	合	計	<u>××××</u>	
5	繰延収益							
(1)	長期前受金				××××			
ア	何	々		××××				
イ	何	々		××××				
(2)	長期前受金収益化累計額				<u>××××</u>			
ア	何	々		××××				
イ	何	々		××××				
	繰	延	収	益	合	計	××××	
	負	債	合	計		××××		
	資 本 の 部							
6	資 本 金							
	資	本	金	合	計	××××		
7	剰 余 金							
(1)	資 本 剰 余 金							
ア	何	々		××××				
イ	何	々		<u>××××</u>				
	資本剰余金合計				××××			
(2)	利 益 剰 余 金							
ア	何	々		××××				
イ	何	々		××××				
	利	益	剰	余	金	合	計	××××
(3)	欠 損 金							
ア	何	々		××××				
	欠	損	金	合	計	××××		
	剰	余	金	合	計	<u>××××</u>		

資 本 合 計

××××

負 債 資 本 合 計

××××

第54号様式の次に次の1様式を加える。

第54号の2様式（第78条関係）

年度 甲府市病院事業キャッシュフロー計算書

（ 年 月 日から 年 月 日まで）

1 業務活動によるキャッシュフロー

何 々 ××××

何 々 ××××

小 計

何 々 ××××

何 々 ××××

業務活動によるキャッシュ・フロー ××××

2 投資活動によるキャッシュフロー・フロー

何 々 ××××

何 々 ××××

投資活動によるキャッシュ・フロー

3 財務活動によるキャッシュフロー

何 々 ××××

何 々 ××××

財務活動によるキャッシュ・フロー ××××

資金増減額（△は減少） ××××

資金期首残高 ××××

資金期末残高 ××××

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(適用)

2 この規則による改正後の甲府市病院事業の財務に関する特例を定める規則の規定は、平成26年度以後の事業年度に係る会計事務の処理について適用し、平成25年度以前の事業年度に係る会計事務の処理については、なお従前の例による。

甲府市墓地条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第14号

甲府市墓地条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市墓地条例施行規則（昭和34年10月規則第32号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第4号中「地下納骨施設」を「地上納骨施設」に改める。

第2号様式第2頁中「甲府市指令第 号」を「指令第 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市地方卸売市場事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成26年3月31日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第15号

甲府市地方卸売市場事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する
規則

甲府市地方卸売市場事業の財務に関する特例を定める規則（昭和49年3月規則
第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 たな卸（第44条～第49条）」を 「第3節 たな卸（第44
第4節 たな卸資産の評
条～第49条）
に、「第4節 減価償却（第62条・第63条）」を
価（第49条の2）」

「第4節 減価償却（第62条・第63条）

第5節 固定資産の評価（第63条の2・第63条の3）

に改める。

第5章の2 リース会計に係る特例（第63条の4）

第5章の3 引当金（第63条の5）

第39条第2号中「前号」を「前2号」に、「見積価額」を「評価額」に改め、
同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 譲与、贈与その他無償で取得したものについては、公正な評価額

第4章に次の1節を加える。

第4節 たな卸資産の評価

第49条の2 企業出納員は、たな卸資産で事業年度の末日における時価が同日に
おける当該たな卸資産の帳簿価額より低いもの（重要性の乏しいものを除く。）
について、同日における時価を当該たな卸資産の帳簿価額として付さなければな
らない。

- 2 前項に規定する「時価」とは、事業年度の末日における再調達原価をいう。
- 3 第1項に規定する「重要性の乏しいもの」とは、たな卸資産のうち、事業用の部品、消耗品等で販売活動及び一般管理活動において短期間に消費されるものをいう。
- 4 第1項に規定する重要性の乏しいたな卸資産については、同項に規定する時価による評価を行わず、受入価格を帳簿価額とする。

第50条各号を次のように改める。

(1) 有形固定資産

- ア 土地
- イ 建物
- ウ 構築物
- エ 器具及び備品（耐用年数が1年以上かつ取得価額が10万円以上のものに限る。）
- オ 車両運搬具
- カ リース資産（市場事業がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからオまで及びクに掲げるものである場合に限る。）
- キ 建設仮勘定（イからオまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）
- ク その他有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

- ア 借地権
- イ 地上権
- ウ 電話加入権
- エ 施設利用権
- オ リース資産（市場事業がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからエまで及びカに掲げるものである場合に限る。）
- カ その他無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

ア 投資有価証券

イ 長期貸付金

ウ 長期前払消費税

エ その他固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

第51条第4号中「無償で譲り受けた無形固定資産以外の」を「譲与、贈与その他無償で取得した」に、「取得価額」を「取得価格」に、「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。

第53条の見出し中「無償譲り受け」を「無償譲受」に改め、同条第1項第3号を次のように改める。

(3) 譲り受けようとする固定資産の評価額

第63条中「) 第8条第3項」を「。以下「施行規則」という。) 第15条第3項」に改める。

第5章に次の1節を加える。

第5節 固定資産の評価

(減損に係る会計処理)

第63条の2 経営管理課長は、固定資産であって、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は次条に定めるところにより減損損失を認識すべきものについて、その時の当該固定資産の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額を当該固定資産の帳簿価額として付し、減損に係る会計処理を行わなければならない。

(減損損失の認識)

第63条の3 経営管理課長は、固定資産に減損の兆候が認められた場合は、当該固定資産について、減損損失を認識するかどうかの判定を行わなければならない。

2 経営管理課長は、前項の判定により減損損失を認識した固定資産について、減損損失の額を測定しなければならない。

3 前2項に規定する減損損失に係る判定及び測定は、市場事業における固定資産を一つの固定資産グループとし、当該固定資産グループを単位として行うものとする。

第5章の次に次の2章を加える。

第5章の2 リース会計に係る特例

(重要性の乏しいリース資産についての特例)

第63条の4 前章の規定にかかわらず、第50条第1号カ及び第2号オに掲げるリース資産(重要性の乏しいものに限る。)については、施行規則第55条第3号の規定により、賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

2 前項に規定する「重要性の乏しいもの」とは、次の各号に掲げる条件のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 購入時に費用処理するものであること。
- (2) リース期間が1年以内であること。
- (3) 1契約当たりのリース料の総額が300万円以下であること。

第5章の3 引当金

(引当金の計上)

第63条の5 将来の特定の費用又は損失(施行規則第22条に規定するものに限る。)の金額については、次に掲げる引当金として予定貸借対照表等(同条に規定する予定貸借対照表等をいう。)に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上するものとする。

- (1) 賞与引当金
- (2) 法定福利費引当金
- (3) 修繕引当金
- (4) 特別修繕引当金
- (5) 貸倒引当金

第69条中第3号及び第4号を削り、第5号を第6号とし、第2号の次に次の3号を加える。

- (3) 繰延収益の償却
- (4) 資産の評価
- (5) 第63条の5各号に掲げる引当金の計上

第71条中「5月20日」を「5月31日」に改め、第6号から第9号までを削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により決算報告書その他の書類を市長に提出する場合は、市場長

は、併せて証書類、当該年度の事業報告書、キャッシュ・フロー計算書並びに収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を提出しなければならない。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

勘定科目

収益

款	項	目	節	備考	
市場事業収益	営業収益	売上高割使用料	売上高割使用料	卸売業者売上高割使用料 仲卸業者売上高割使用料	
			施設使用料	施設使用料	卸売業者売場その他施設使用料
		営業外収益	その他の営業収益	雑収益	電気料金、井水料金等
				受取利息及び配当金	預金利息 有価証券利息 配当金

	<p>県補助金</p> <p>地方卸売市場建設債 利子補給補助金</p> <p>他会計補助金</p> <p>長期前受金戻入</p> <p>雑収益</p>	<p>国県補助金 長期前受金戻入 受贈財産評価額長期前受金戻入 一般会計補助金長期前受金戻入</p> <p>有価証券売却収益 不用品売却等収益 修繕引当金戻入 貸倒引当金戻入</p>	<p>施行規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するもの</p>
--	--	---	---

			その他雑収 益	
		消費税及び 地方消費税 還付金	消費税及び 地方消費税 還付金	納税計算による消費税及び 地方消費税還付金
	特別利益			
		固定資産売 却益	固定資産売 却益	
		過年度損益 修正益	過年度損益 修正益	
		その他特別 利益	その他特別 利益	

費用

款	項	目	節	備考
市場事業費 用	営業費用	一般管理費	給料 手当	職員の本給 職員の手当、養育費、退職金、

	超過勤務、特殊勤務手当等の諸手当及び児童手当
賞与引当金	賞与引当金として計上する
繰入額	ための繰入額
賃金	臨時職員及び人夫の賃金
報酬	特別職の職員で非常勤のもの、嘱託員等に対する報酬
法定福利費	事業主負担の健康保険料、共済費等
法定福利費引当金繰入額	法定福利費引当金として計上するための繰入額
報償費	報償金、賞賜金等
旅費	旅費に関する規定等に基づいて職員等に支給する旅費
被服費	職員に貸与する被服の購入費
備消耗品費	事務用消耗品並びに耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の器具及び備品の購入費
燃料費	工事用、自動車用及び暖房用燃料費
光熱水費	電気料金、ガス料金等
印刷製本費	文書、図面、帳簿等の印刷費及び伝票、帳簿等の製本費
通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料、電話加入移転架設料、乗車船券類、運送料等

		広告料	広告及び宣伝に関する費用
		手数料	公金取扱及び訴訟の手数料等
		賃借料	自動車借上料等
		修繕料	器械備品、車両等の修繕に要する費用
		負担金及び補助金	
		食糧費	会議のための茶菓、弁当代等
		保険料	自動車損害賠償責任保険等の保険料
		補償費	補償金、賠償金、見舞金等
		公課費	
		雑費	
		貸倒引当金	貸倒引当金として計上する
		繰入額	ための繰入額
		貸倒損失	貸倒れによる損失額
	施設管理費		
		賃金	
		備消耗品費	
		光熱水費	
		印刷製本費	
		修繕料	有形固定資産等の維持修繕に要する費用
		修繕引当金	修繕引当金として計上する
		繰入額	ための繰入額
		特別修繕引当金	特別修繕引当金として計上
		繰入額	するための繰入額
		手数料	汚水処理手数料等

		保険料	事業用財産に対する損害保険料
		委託料	警備業務、清掃業務等の委託に要する費用
		工事請負費	有形固定資産等の修繕工事費
		材料費	有形固定資産等の維持修繕に要する材料費
		負担金及び補助金	
	減価償却費	有形固定資産減価償却費	建物、構築物、車両運搬具、器具、備品、リース資産等（耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満のものを除く。）の償却費
	資産減耗費	無形固定資産減価償却費	電話加入権、リース資産等
		固定資産除却費	有形固定資産の除却損又は廃棄損及び撤去費
		たな卸資産減耗費	たな卸資産のき損、変質又は滅失による除却費及び低価法による評価損
営業外費用			
	支払利息及び企業債取扱諸費		

		企業債利息	
		一時借入金	
		利息	
		企業債手数料及び取扱費	
	関係業界補助費		
		関係業界補助金	
	消費税及び地方消費税		
		消費税及び地方消費税	消費税及び地方消費税納税額
	雑支出		
		不用品売却原価	
		その他雑支出	
特別損失			
	固定資産売却損		
		固定資産売却損	
	減損損失		
		減損損失	事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認

		災害による 損失		識すべき減損損失の額
			災害による 損失	災害による巨額の臨時損失
		過年度損益 修正損		
			過年度損益 修正損	
		その他特別 損失		
			その他特別 損失	

資産

款	項	目	節	備考
固定資産	有形固定 資産	土地		
		建物		附属設備を含む。
		建物減価償 却累計額		
		構築物		門、フェンス等建物以外の 工作物で土地に定着された もの
		構築物減価 償却累計額		
		器具及び備 品		器具及び電話設備、机等の 備品で耐用年数1年以上で

			あり、かつ、取得価額が10万円以上のもの
		器具及び備品減価償却累計額	
		車両及び運搬具	自動車その他の陸上運搬具
		車両及び運搬具減価償却累計額	
		リース資産	有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
		リース資産減価償却累計額	
		建設仮勘定	有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費（前払金等を含む。）
		その他有形固定資産	
		その他有形固定資産減価償却累計額	
	無形固定資産		
		電話加入権	
		リース資産	

流動資産	投資	その他無形 固定資産	
		出資額	
		投資有価証 券	金融商品取引法（昭和23年 法律第25号）第2条に規定 する有価証券で投資の目的 をもって所有するもの
		その他投資	
	現金・預 金	現金	現金、当座預金、支払期限 の到来した公社債の利札、 小切手等
		預金	貸借対照表日から起算して 1年内に期限が到来する定 期預金、普通預金等
	未収金	営業未収金	営業活動に係る収益の未収 入額
			未収売上高 割使用料
			未収施設使 用料
			その他営業 未収金
	営業外未収 金		
	その他未収		

	金	
貸倒引当		
金		
有価証券		
貯蔵品		
	消耗品	
前払費用		
	前払保険金	
	その他前払	
	費用	
前払金		物品の購入、工事の請負等 に際して前払された金額で 前払費用に属しないもの
	営業前払金	
	営業外前払	
	金	
	前払消費税	
	及び地方消	
	費税	
	その他前払	
	金	
その他流		
動資産		
	仮払消費税	
	及び地方消	
	費税	
	特定収入仮	
	払消費税及	
	び地方消費	
	税	

		その他流動 資産		
--	--	-------------	--	--

負債

款	項	目	節	備考
固定負債	企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債		建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債（１年以内に償還期限の到来するものを除く。）
		その他の企業債		建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（１年以内に償還期限の到来するものを除く。）
	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（１年以内に返済期限の到来するものを除く。）
		その他の長期借入金		建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（１年以内に返済期限の到来するものを除く。）
	リース債務			ファイナンス・リース取引におけるリース債務（１年以内に支払期限の到来するも

流動負債	引当金		のを除く。)
		修繕引当金	将来発生することが予想される多額の修繕費の準備のための引当額
		特別修繕引当金	数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（1年内に使用される見込みのものを除く。）
		その他引当金	
	その他固定負債		
	一時借入金		
	企業債		
		建設改良費等の財源に充てるための企業債	1年内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債
		その他の企業債	1年内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債
		他会計借入金	
	建設改良費	1年内に返済期限の到来す	

	等に充てるための長期借入金	る建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
	その他の長期借入金	1年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
リース債務		1年以内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務
未払金	営業未払金	営業活動に係る通常取引により発生する未払金
	営業外未払金	
		未払消費税及び地方消費税
		その他営業外未払金
	その他未払金	
未払費用		
前受金		
引当金	賞与引当金	翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金
	法定福利費引当金	翌事業年度に支払う賞与に伴う法定福利費のうち、当

繰延収益	その他流動負債	修繕引当金	年度負担相当額を見積もり計上する引当金
		特別修繕引当金	毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金
		その他引当金	数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち1年以内に使用される見込みのもの
		預り保証金	
		預り有価証券	
		預り金	
		その他流動負債	
		仮受消費税及び地方消費税	
		長期前受金	償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するも

				のの交付を受けた金額に相当する額
		長期前受金	国県補助金 長期前受金 受贈財産評価額長期前受金 一般会計補助金長期前受金	
	長期前受金収益化累計額			
		長期前受金収益化累計額	国県補助金 長期前受金 収益化累計額 受贈財産評価額長期前受金収益化累計額 一般会計補助金長期前受金収益化累計額	

資本

款	項	目	節	備考
資本金	自己資本 金	固有資本金 出資金 組入資本金		
	借入資本 金	企業債		
剰余金	資本剰余 金	再評価積立 金 受贈財産評 価額 寄附金 国県補助金	国庫補助金 県補助金	
		他会計補助 金	一般会計補 助金	
		その他資本 剰余金		
	利益剰余 金			

	減債積立金	
	利益積立金	
	建設改良積立金	
	当年度未処分利益剰余金（又は当年度未処理欠損金）	繰越利益剰余金年度末残高（又は繰越欠損金年度末残高）
		当年度純利益（又は当年度純損失）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（適用）

- 2 この規則による改正後の甲府市地方卸売市場の財務に関する特例を定める規則の規定は、平成26年度以後の事業年度に係る会計事務の処理について適用し、平成25年度以前の事業年度に係る会計事務の処理については、なお従前の例による。

甲府市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第16号

甲府市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市都市公園条例施行規則（昭和35年11月規則第44号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「第7条第1項第3号」を「第7条第2項」に改める。

別表中「1,050円」を「1,080円」に、「840円」を「860円」に、「520円」を「540円」に、「150円」を「160円」に、「1,780円」を「1,830円」に改める。

第8号様式から第14号様式までの規定中「甲府市指令第 号」を「指令第 号」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第4条の2の改正規定及び第8号様式から第14号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

遊亀公園附属動物園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第17号

遊亀公園附属動物園規則の一部を改正する規則

遊亀公園附属動物園規則（昭和33年10月規則第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号を次のように改める。

(2) 半額入園券（第3号様式）（次条の規定により減額許可を受けた者に限る。）

第4条に次の1項を加える。

3 販売する入園券には領収印を押印するものとする。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

6 c m	大人入園券（控）	甲府市 遊亀公園附属動物園	（図柄）
	No.	大人入園券 320円 当日一人一回限り	

15 c m

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

6 c m

子供入園券 (控)	甲府市	(図柄)
	遊亀公園附属動物園	
No.	子供入園券	
	30円	
	当日一人一回限り	

15 c m

第3号様式を次のように改める。

第3号様式 (第4条関係)

18 c m

遊亀公園附属動物園半額入園券			
No			
入園料		人数	金額
	大人	人	円
	子供	人	円
	計	人	円
備考	1 有効期間は当日限り 2 取扱者印なきものは 無効		取扱者印
甲 府 市			

12.5 c m

注 2枚複写とする。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式 削除

第5号様式を次のように改める。

第5号様式 (第4条関係)

遊亀公園附属動物園団体入園券

18 cm

No			
団体名 (責任者) 住所 氏名			
入園料		人数	金額
	大人	人	円
	子供	人	円
	計	人	円
備考	1 有効期間は当日限り 2 取扱者印なきものは 無効		取扱者印
甲 府 市			

12.5 cm

注 2枚複写とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

規程

甲府市規程第1号

甲府市事案決定規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市事案決定規程等の一部を改正する規程

(甲府市事案決定規程の一部改正)

第1条 甲府市事案決定規程(昭和48年4月規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の一号を加える。

(4) 参事 規則に定める参事をいう。

第8条第1項の表中「及び課長」を「、課長及び参事」に、「、課長」を「、課長、参事」に、「係る係長」を「係る参事及び係長」に改め、同条第2項中「又は課長」を「、課長又は参事」に改め、「、課長」の次に「、参事」を加える。

別表第1の2組織・人事及び研修に関する事項の表第8号、第20号、第26号及び第28号中「課長」を「課長及び参事」に改める。

別表第2総務部、総務総室の表に次の1表を加える。

情報	項目	決定区分				備考
		副市長	部長等	室長	課長	
1	情報化施策に関する事項					
	(1) 情報化施策に関すること。		重要	一般的	輕易	
	(2) 行政手続の電子化に係る共同処理に関すること。		同上	同上	同上	
2	情報システムに関する事項					

(1) 情報システムの開発等に関すること。		重要	一般的	軽易	
(2) 情報システムの管理運営に関すること。		同上	同上	同上	
(3) 情報システム適用業務の調査研究に関すること。		同上	同上	同上	
(4) 情報システムに係る記録情報の保護に関すること。		同上	同上	同上	

別表第2総務部、人事管理室、人事の表第2項第3号中「課長」を「課長及び参事」に改める。

別表第2総務部、契約管財室、契約の表の次に次の1表を加える。

指導検査					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 技術指導に関する事項					
(1) 技術的事項の調査に関すること。				○	
(2) 関係部等との連絡に関すること。				○	
(3) 工事の設計変更等の調整、審査に関すること。			1,000万円以上	200万円以上1,000万円未満	
(4) 工事の設計施工管理及び検査等の委託に係る調整に関すること。				○	
(5) 設計、積算技法の調査及び指導に関すること。				○	
2 工事検査に関する事項					
(1) 工事検査計画の作成に関するこ				○	

と。					
(2) 請負工事連絡票を受理すること。			1,000万円以上	200万円以上1,000万円未満	
(3) 竣工及び出来高を認定すること。			1,000万円以上	200万円以上1,000万円未満	
(4) 検査調書に関すること。			1,000万円以上	200万円以上1,000万円未満	
(5) 工事の手直し通知に関すること。				○	
(6) 検査台帳の管理に関すること。				○	

別表第2総務部、契約管財室、情報の表を削る。

別表第2総務部、指導検査室の表を削る。

別表第2市民部、市民協働室、消費生活センターの表中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 自転車対策に関する事項					
(1) 駐輪場の管理運営に関すること。				○	
(2) 放置自転車に関すること。				○	

別表第2市民部、中道支所、振興の表中「振興」を「市民」に改める。

別表第2福祉部、福祉総室、総務の表中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項を第3項とし、第6項を第4項とし、同表の次に次の1表を加える。

福祉計画課					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 福祉諸計画に関する事項					
(1) 福祉諸計画の調整に関すること。			○		

(2) 保健福祉計画推進会議に関すること。			○		
2 地域福祉計画に関する事項					
(1) 地域福祉計画に関すること。			○		
3 社会福祉協議会に関する事項					
(1) 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。				○	

別表第2福祉部、子ども家庭支援室、児童保育の表中第5項及び第6項を削り、第7項を第5項とし、第8項を第6項とする。

別表第2産業部、農林振興室、林政の表第1項第10号中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同項に次の2号を加える。

(12) 土砂埋立て等に関すること。				○	
(13) 林地開発行為に係る意見に関すること。		○			

別表第2建設部、まち開発室、都市計画の表第9項第1号中「中心市街地定住促進住宅取得支援」を「中心市街地定住促進に係る住宅取得及び住宅改修の支援」に改め、同表建設部、まち保全室、地籍調査の表第1項第3号を次のように改める。

(3) 地籍図及び地籍簿の認証請求に関すること。		○			
--------------------------	--	---	--	--	--

別表第2建設部、まち保全室、地籍調査の表第1項第4号中「閲覧」を「閲覧」に改め、同表市立甲府病院、診療支援部の表第2項中「診療支援等」を「医療機器」に改め、同表に次の1項を加える。

4 医療支援等に関する					
-------------	--	--	--	--	--

る事項						
(1) 医療スタッフの業務緩和に関すること。					○	
(2) 病歴情報等に関すること。					○	

別表第2市立甲府病院、医療安全管理室の表を削る。

別表第2市立甲府病院、地域医療連携室の表の次に次の2表を加える。

医療安全管理部						
項目	決定区分					備考
	副市長	院長	部長等	室長	課長	
1 医療安全管理に関する事項						
(1) 医療安全対策に関すること。		重要			軽易	
(2) 所管委員会の運営に関すること。		重要			軽易	
2 感染管理に関する事項						
(1) 感染防止対策に関すること。		重要			軽易	
(2) 所管委員会の運営に関すること。		重要			軽易	

医療総合研修センター						
項目	決定区分					備考
	副市長	院長	部長等	室長	課長	
1 医療職員の研修に関する事項						
(1) 職員研修の実施に関すること。		重要		一般的	定例的、 軽易	
2 医療職員の資格に関する事項						
(1) 資格の取得に関すること。		重要		一般的	定例的、 軽易	
3 臨床研修医に関する事項						
(1) 研修の実施に関する事項		重要		一般的	定例的、	

すること。					軽易	
(2) 所管委員会の運営に関すること。		重要		一般的	定例的、 軽易	
4 院内図書館に関する事項						
(1) 管理・運営に関すること。		重要		一般的	定例的、 軽易	

(甲府市工事検査規程の一部改正)

第2条 甲府市工事検査規程（昭和45年5月規程第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「総務部指導検査室長及び同室に配置されている職員」を「総務部指導検査課に配置されている職員及び指導検査担当課長」に改める。

第12条の2中「総務部指導検査室長」を「総務部契約管財室長」に改める。

(甲府市庁舎防火管理規程の一部改正)

第3条 甲府市庁舎防火管理規程（昭和49年2月規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「防災課施設係長」を「防災課防災係長」に改める。

別表第2中「支所振興課長」を「支所市民課長」に、「防災課施設係長」を「防災課防災係長」に改める。

(甲府市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正)

第4条 甲府市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成15年8月規程第6号）の一部を次のように改正する。

第5条中「市民課長」を「市民総室市民課長」に改める。

第6条第5項中「総務部契約管財室情報課」を「総務部総務総室情報課」に改める。

第7条第2項及び第12条第2項中「市民課長」を「市民総室市民課長」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

甲府市規程第2号

甲府市庁舎防火管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市庁舎防火管理規程の一部を改正する規程

甲府市庁舎防火管理規程（昭和49年2月規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市役所相生仮本庁舎、市役所穴切仮庁舎」を「市役所本庁舎、市役所西庁舎」に改める。

第3条の2中「市立甲府病院」を「次の各号に掲げる庁舎」に、「事務局長」を「当該各号に定める職にある者」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 市役所本庁舎 総務部長
- (2) 市立甲府病院 事務局長

第9条第2項中「、副市長とし、副隊長は」を削り、同条第4項を削る。

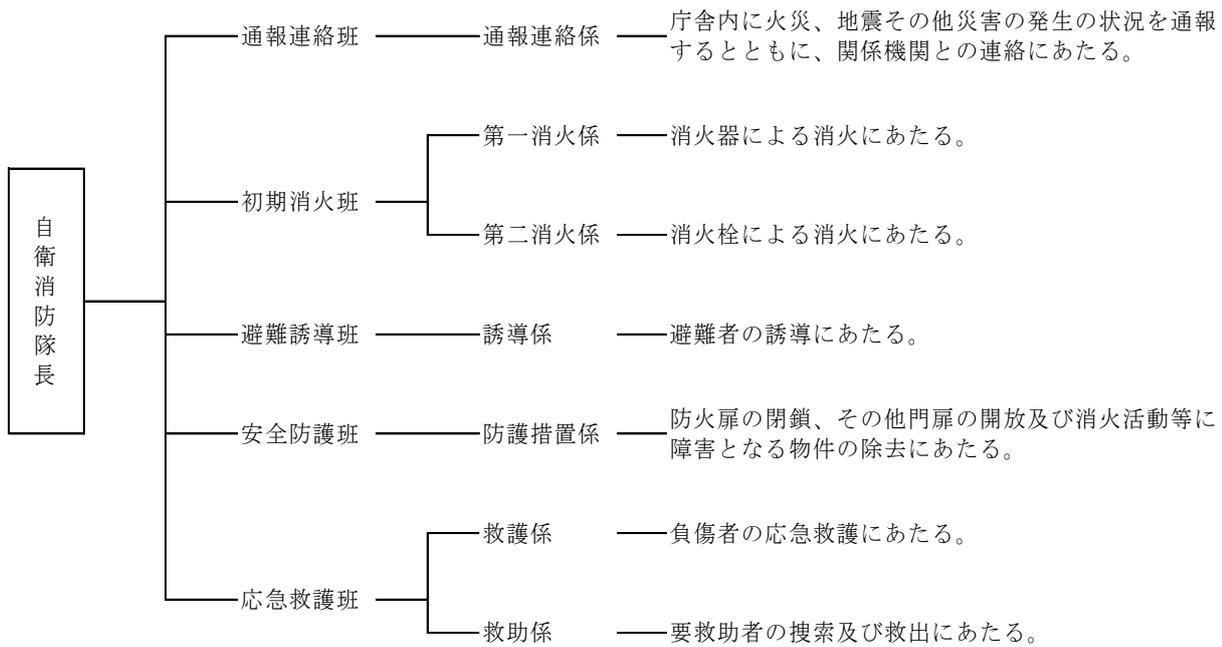
別表第1中「市役所相生仮本庁舎」を「市役所本庁舎」に、「市役所穴切仮庁舎」を「市役所西庁舎」に、「建設部長」を「公園緑地課長」に改める。

別表第2中「市役所相生仮本庁舎」を「市役所本庁舎」に、「市役所穴切仮庁舎」を「市役所西庁舎」に、「建設総室総務課長」を「公園緑地課長」に改める。

別表第3中「市役所相生仮本庁舎」を「市役所本庁舎」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第9条関係）



附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告示

甲府市告示第 80 号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成 26 年 3 月 3 日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | | |
|---|-----------|------------------|------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書（謄本） | 税発第 4661 号 |
| | | 充当通知書 | 税発第 4662 号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業廃止に係る届出が、次の者よりありましたので、同法78条の11及び第115条の20の規定に基づき公示する。

平成26年3月4日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|---|-----------|------------------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100073 |
| 2 | 事業所の名称 | 小規模多機能型居宅介護センター「はるかぜ」 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市上町339-2 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市増坪町681
社会福祉法人 心和会
会長 早川 勲 |
| 5 | サービスの種類 | 小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護 |
| 6 | 廃止年月日 | 平成26年3月31日 |

甲府市告示第 8 2 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成 2 6 年 3 月 5 日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から 2 週間

甲府市告示第83号

別紙の者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により公示する。

平成26年3月10日

甲府市長 宮 島 雅 展

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 6 年 3 月 1 0 日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市大里町字中耕地 4 1 6 1 番 7、4 1 6 1 番 9、
4 1 6 3 番 1 から 4 1 6 3 番 9 まで、4 1 6 5 番 4
以上 1 2 筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市下石田二丁目 1 5 番 7 号
株式会社 B' S クリエイト
代表取締役 保坂 貞仁

甲府市告示第 85 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成 26 年 3 月 24 日まで一般の縦覧に供する。

平成 26 年 3 月 11 日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 574
- 3 路線名 高畑西条線
- 4 道路の区域

旧新 の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市国母五丁目 1886 番 2 地先から 甲府市国母五丁目 990 番 1 地先まで	19.2～ 24.0	114.1
新	甲府市国母五丁目 1886 番 2 地先から 甲府市国母五丁目 990 番 1 地先まで	19.2～ 24.0	114.1

甲府市告示第86号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、同法施行規則第10条の規定により告示する。
その関係図書は建設部建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成26年3月11日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|---|-------|----------------|
| 1 | 道路の位置 | 甲府市池田二丁目961番13 |
| 2 | 道路の幅員 | 5.00m |
| 3 | 道路の延長 | 2.52m |

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、平成26年度固定資産課税台帳を次のとおり縦覧に供する。

平成26年3月12日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 縦覧期間 平成26年4月1日から平成26年4月30日まで
（ただし、土・日曜日、祝日は除く。）
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 縦覧場所 甲府市役所本庁舎3階 税務部税務総室資産税課

甲府市告示第 88 号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成 26 年 3 月 12 日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | | |
|---|-----------|------------------|------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書（謄本） | 税発第 4830 号 |
| | | 充当通知書 | 税発第 4831 号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

地方自治法第 219 条第 2 項の規定により、平成 26 年 3 月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

平成 26 年 3 月 12 日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 平成 25 年度甲府市一般会計補正予算 (第 7 号)
- 2 平成 25 年度甲府市一般会計補正予算 (第 8 号)
- 3 平成 25 年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 4 平成 25 年度甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 5 平成 25 年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 6 平成 25 年度甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 7 平成 25 年度甲府市簡易水道等事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 8 平成 25 年度甲府市浄化槽事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 9 平成 25 年度甲府市下水道事業会計補正予算 (第 5 号)

平成 26 年 3 月 12 日 原案可決

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示をする。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成26年3月13日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------|--|
| 1 書類名 | 平成25年度国民健康保険料第3期分督促状
平成25年度国民健康保険料第4期分督促状
平成25年度国民健康保険料第5期分督促状
平成25年度国民健康保険料第6期分督促状 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第91号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成26年3月13日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|-------------|------------------|----------|
| 1 書類 | 配当計算書（謄本） | 税発第4822号 |
| | 充当通知書 | 税発第4823号 |
| 2 送達を受けるべき者 | （省略） | |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第92号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年3月14日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市中町字上新田430番1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市住吉三丁目27番15号
株式会社ドリーム工芸
代表取締役 塚 本 隆 司

甲府市告示第93号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年3月14日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市和戸町字琵琶田114番2、116番4
以上2筆及び水
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市和戸町338番地1
吉 岡 和 也

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成26年3月14日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 書類名 | 甲府市国民健康保険料納入通知書 |
| 2 | 発送日 | 平成26年2月3日 |
| 3 | 項目 | 平成25年度国民健康保険料8期～9期分 |
| 4 | 納期限 | 平成26年2月28日
(納期限を平成26年3月31日に再指定)
平成26年3月31日 |
| 5 | 納付場所 | 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行・郵便局
甲府市税務部収納管理室収納課
甲府市市民部市民総室国民健康保険課
窓口センター
甲府市指定コンビニエンスストア |
| 6 | 納付義務者 | 別紙のとおり（8件） |

甲府市告示第95号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成26年3月17日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|---|-----------------|-----------|
| 1 | 書類名 | 介護保険被保険者証 |
| 2 | 被保険者番号並びに住所及び氏名 | 別紙のとおり |

甲府市告示第96号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成26年3月18日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------|-------------------------|
| 1 書類名 | 平成25年度固定資産税（土地家屋）第3期督促状 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成26年4月2日まで一般の縦覧に供する。

平成26年3月20日

甲府市長 宮 島 雅 展

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市 道	中上今井線	甲府市上今井町1118番5地先から 甲府市上今井町1188番1地先まで	134.0	平成26年 3月21日

甲府市告示第98号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成26年3月20日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | | |
|---|-----------|------------------|----------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書（謄本） | 税発第4833号 |
| | | 充当通知書 | 税発第4834号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第99号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成26年3月20日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | | |
|---|-----------|------------------|----------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書（謄本） | 税発第4835号 |
| | | 充当通知書 | 税発第4836号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第100号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成26年3月20日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | | |
|---|-----------|------------------|----------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書（謄本） | 税発第4830号 |
| | | 充当通知書 | 税発第4831号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第101号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月24日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 名 称 北大路自治会

2 変更事項

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	佐 野 芳 人	深 沢 邦 夫
代表者 住 所	甲府市湯田二丁目5番20号	甲府市湯田二丁目1番20号

3 変更年月日 平成26年3月12日

甲府市告示第102号

地方自治法第219条第2項の規定により、平成26年3月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

平成26年3月24日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 平成25年度甲府市一般会計補正予算（第9号）

平成26年3月24日 原案可決

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年3月24日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市飯田三丁目790番1、790番6、790番21、
790番30から790番46まで、767番4
以上21筆及び水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市貢川本町4番19号
大和ハウス工業株式会社 山梨支店
支配人 野志 征生

甲府市告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成26年4月7日まで一般の縦覧に供する。

平成26年3月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市 道	国玉通り線	甲府市国玉町529番5 地先から 甲府市国玉町570番6 地先まで	6. 6	平成26年 3月25日

甲府市告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道路線を次のように認定する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成26年4月7日まで一般の縦覧に供する。

平成26年3月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

路線番号	路線名	起点 終点	重要な 経過地
1628	岩窪町中線	甲府市岩窪町字大清水359番7地先 甲府市古府中町字中瀬4976番1地先	なし
1629	国玉5号線	甲府市国玉町字飯寄206番1地先 甲府市国玉町字奥飯寄289番3地先	なし
1630	流川左岸線	甲府市大津町字鍛冶分140番1地先 甲府市西下条町字藤見153番1地先	なし

甲府市告示第106号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年3月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市小瀬町字北屋敷551番2
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市小瀬町909番地1
阪 野 祐 子

甲府市告示第107号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年3月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | | |
|---|-----------|------------------|----------|
| 1 | 書類名 | 差押書 | 税発第4959号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定により、予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

平成26年3月26日

甲府市長 宮島雅展

1 実施内容（平成26年4月分）

種 類	対 象 者		場 所
Hib	初回	生後2月から生後60月に 至るまでの間にある者	指定 医療機関 (別掲)
	追加		
肺炎球菌 (小児がかかるもの)	初回	生後2月から生後60月に 至るまでの間にある者	
	追加		
百日せき ジフテリア 破傷風 不活化ポリオ (DPT-IPV)	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
百日せき ジフテリア 破傷風 (DPT)	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
単独不活化ポリオ	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
B C G	生後1歳に至るまでの間にある者		
麻しん風しん混合 (M R) 麻しん単独 風しん単独	第1期	生後12月から生後24月に 至るまでの間にある者	
	第2期	5歳以上7歳未満の者であって、 小学校就学前の1年間にある者	
日本脳炎	第1期初回	生後6月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		

	第2期	9歳以上13歳未満の者
	特例※1	平成7年4月2日から平成19年4月1日の間に生まれた者
ジフテリア 破傷風 (DT トキソイド)	第2期	11歳以上13歳未満の者
子宮頸がん		12歳となる日の属する年度の初日から 16歳となる日の属する年度の末日までの 間にある女子

※1 平成17年5月30日の接種勧奨差し控えにより、全4回の日本脳炎予防接種を完了できなかった者への救済措置。

2 予防接種を受けることが適当でない人

- (1) 明らかに発熱のある人
- (2) 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかな人
- (3) その日に受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分でアナフィラキシーショックを起こしたことがある人
- (4) その他医師が不適當な状態と判断した場合

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年3月27日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市城東三丁目510番2、510番3、511番1、
511番3から511番8まで
以上9筆及び道

- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町河西1043番地
トヨタホーム山梨株式会社
代表取締役 早野 潔

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示をする。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成26年3月27日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名 | 平成25年度国民健康保険料第5期分督促状
平成25年度国民健康保険料第6期分督促状
平成25年度国民健康保険料第7期分督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第111号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成26年3月27日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|---|-----------|----------------------|
| 1 | 書類名 | 平成25年度介護保険料第5～7期分督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室収納課 |

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成26年3月28日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100453 |
| 2 | 事業所の名称 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
コスモ・アンシア |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市相生3-3-14 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市下向山町1280-1
社会福祉法人 いきいき倶楽部
理事長 代長 一雄 |
| 5 | サービスの種類 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |
| 6 | 指定年月日 | 平成26年3月28日 |

甲府市告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成26年4月10日まで一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

甲府市長 宮 島 雅 展

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市 道	西油川2号線	甲府市西油川町字釜池 218番1地先から 甲府市西油川町字釜池 226番1地先まで	118.2	平成26年 3月29日

甲府市告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、別紙のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成26年4月13日まで一般の縦覧に供する。

平成26年3月31日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、別紙のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成26年4月13日まで一般の縦覧に供する。

平成26年3月31日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市告示第116号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成26年3月31日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所並びに被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年3月31日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市朝気三丁目263番1から263番8まで
以上8筆
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市貢川本町4番19号
大和ハウス工業株式会社 山梨支店
支配人 野志 征生

甲府市告示第118号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月31日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 名 称 三葉自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所、主たる事務所の所在地

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	三 井 孝 夫	麻 生 清 美
代表者 住 所	甲府市富士見一丁目20番14号	甲府市湯村一丁目4番26号

3 変更年月日 平成26年3月23日

教育委員会

甲府市総合市民会館条例施行規則（平成2年9月教委規則第11号）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

甲府市教育委員会
委員長 平賀 数人

甲府市教育委員会規則第1号

甲府市総合市民会館条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市総合市民会館条例施行規則（平成2年9月教委規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

設備器具利用料金

分類	品名	単位	利用料金
舞台設備	音響反射板	1式	8,090円
	所作台（鳥屋囲を含む。）	1式	11,880円
	平台	1台	100円
	山台	1台	210円
	めくり台	1台	100円
	演台（花台を含む。）	1式	1,180円
	司会者台	1台	530円
	指揮者台	1台	100円
	指揮者譜面台	1個	100円

	譜面台		1個	100円	
	屏風		1双	2,370円	
	松羽目		1式	2,370円	
	緋毛せん		1枚	310円	
	舞踏用シート		1式	7,010円	
	地ガスリ		1枚	3,240円	
	紗幕		1枚	3,240円	
	高座用座布団		1枚	310円	
照明設備	調光機設備		1式	3,240円	
	反射板ライト		1列	960円	
	ボーダーライト		1列	960円	
	フットライト		1式	1,180円	
	アッパーホリゾンライト		1式	2,160円	
	ロアーホリゾンライト		1式	2,160円	
	サスペンションライト		1列	2,910円	
	トーメンタルライト		1台	210円	
	フロントサイドライト		1列	640円	
	シーリングライト		1式	4,320円	
	ピンスポットライト		1台	2,160円	
	可動スポットライト	1.5キロワット		1台	310円
		1キロワット		1台	210円
		0.5キロワット		1台	100円
	ストリップライト		1台	210円	
効果用照明器具		1台	1,290円		
音響設備	拡声基本設備		1式	3,240円	
	コンデンサーマイクロホン		1本	530円	
	ダイナミックマイクロホン		1本	310円	
	ワイヤレスマイクロホン		1本	1,720円	
	エレベーターマイクロホン		1式	1,180円	

	三点吊マイク装置	1式	2,370円	
	効果用スピーカー	1台	530円	
	レコードプレーヤー	1台	1,720円	
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	1,720円	
	デジタルオーディオテープデッキ	1台	1,720円	
	カセットテープデッキ	1台	1,720円	
	オープンテープデッキ	1台	1,720円	
	効果用音響器具	1台	1,180円	
	ダイレクトボックス	1台	310円	
映写設備	映写機 (16ミリメートル)	1式	5,830円	
	移動式映写機 (16ミリメートル)	1台	1,720円	
	液晶プロジェクター	1台	1,720円	
	スライド	1台	1,390円	
	ビデオデッキ	1台	1,180円	
	DVDプレーヤー	1式	1,720円	
	映写スクリーン	1式	1,180円	
	移動用スクリーン	1式	530円	
	楽器	フルコンサートピアノ (外国製)	1台	11,880円
フルコンサートピアノ (日本製)		1台	4,750円	
セミコンサートピアノ (日本製)		1台	2,370円	
アップライトピアノ		1台	1,180円	
大太鼓		1式	1,080円	
その他	持込器具使用電源	1キロワット未満	1口	100円
		1キロワット以上2キロワット未満	1口	210円
		2キロワット以上で1キロワット増すごとに	1口	310円
	電動椅子	1式	6,480円	
	仮設舞台	1式	10,800円	

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の規定による改正後の甲府市総合市民会館条例施行規則別表の規定は、施行日以後に行う利用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前に行った使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

甲府市民俗資料館条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

甲府市教育委員会

委員長 平賀 数人

甲府市教育委員会規則第2号

甲府市民俗資料館条例施行規則を廃止する規則

甲府市民俗資料館条例施行規則（昭和50年4月教委規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

甲府市立甲府商業高等学校の授業料の徴収に係る基準修業年限等を定める規則を
廃止する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

甲府市教育委員会

委員長 平 賀 数 人

甲府市教育委員会規則第3号

甲府市立甲府商業高等学校の授業料の徴収に係る基準修業年限等を定める規則を
廃止する規則

甲府市立甲府商業高等学校の授業料の徴収に係る基準修業年限等を定める規則
(平成22年6月教委規則第12号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

甲府市教育委員会

委員長 平賀 数人

甲府市教育委員会規則第4号

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

甲府市教育委員会事務分掌規則（平成8年3月教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表生涯学習室、生涯学習課の項中「、会館運営係」を削り、同表国民文化祭室の項を削る。

第12条各号を次のように改める。

(1) 指定管理者が行う管理以外の総合市民会館の管理に関する事。

第20条第2項第3号を削る。

別表生涯学習室、生涯学習課の項第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 生涯学習ビジョンに関する事。

(3) まなびフェスティバル事業に関する事。

(4) まなび奨励ポイント制度に関する事。

別表国民文化祭室の項を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

甲府市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

甲府市教育委員会

委員長 平賀 数人

甲府市教育委員会規則第5号

甲府市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成16年3月教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「中道支所住民課」を「中道支所市民課」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

甲府市教育委員会

委員長 平 賀 数 人

甲府市教育委員会規程第1号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程

甲府市教育委員会事務局事案決定規程（昭和48年4月教委規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2文化の表第1項中「進行」を「振興」に改める。

別表第2生涯学習の表第9項を次のように改める。

9 総合市民会館に関する事項				
(1) 総合市民会館の管理に関すること。			○	

別表第2生涯学習の表第10項を削る。

別表第2国民文化祭の表を削る。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第4号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

平成26年3月3日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

- | | | |
|---|--------|----------|
| 1 | 1/50の数 | 3, 131人 |
| 2 | 1/3の数 | 52, 176人 |
| 3 | 1/6の数 | 26, 088人 |

甲府市選挙管理委員会告示第5号

甲府市投票区の区域の告示（昭和37年11月1日選管告示第25号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月17日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

「

第2投票区	相生一丁目、相生二丁目、相生三丁目、中央四丁目（6番から12番までの区域）、中央五丁目（8番の区域）	を
-------	--	---

」

「

第2投票区	相生一丁目、相生二丁目、相生三丁目、中央四丁目（6番から12番までの区域）、中央五丁目（8番の区域）、伊勢一丁目、太田町（6番19号から6番21号まで、7番7号から7番9号まで、7番13号から7番20号までの区域）	に
-------	---	---

」、

「

第12投票区	湯田一丁目、湯田二丁目（1番から10番までの区域）、幸町（1番から13番までの区域）	を
--------	--	---

」

「

第12投票区	湯田一丁目、湯田二丁目（1番から10番までの区域）、幸町（1番から13番までの区域）、太田町（第2投票区に属さない区域）	に
--------	--	---

」、

「

第25投票区	川田町、和戸町、横根町、桜井町	を
--------	-----------------	---

」

「

第 2 5 投票区	和戸町、横根町
-----------	---------

に

」、

「

第 3 5 投票区	太田町、伊勢一丁目
-----------	-----------

を

」

「

第 3 5 投票区	川田町、桜井町
-----------	---------

に

」、

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

公平委員会

甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

甲府市公平委員会

委員長 望 月 政 男

甲府市公平委員会規則第1号

甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

甲府市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の部本庁の項中「課長」の次に「、参事」を加え、「交通政策係長、政策係長、広域行政係長、計画調整係長、財政係長、行政改革係長」を「政策係長、開府500年事業係長、広域行政係長、総合計画課計画係長、交通政策係長、行政改革係長、財政係長、計画調整係長」に改め、同部病院の項及び同表教育委員会の部事務局の項中「課長」の次に「、参事」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

農業委員会

甲府市農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会3月定例総会を、平成26年3月26日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成26年3月20日

甲府市農業委員会会長 塩野陽一

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成26年4月告示分農用地利用集積計画について
- 3 特定農地貸付承認について
- 4 平成26年度甲府市農業委員会活動基本目標について
- 5 平成26年度甲府市農業委員会年間事業計画について
- 6 平成26年度農業臨時雇い賃金等標準額について

上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第1号

甲府市水道事業及び下水道事業の用に供する資産の管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月5日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 保坂 紀夫

甲府市水道事業及び下水道事業の用に供する資産の管理規程の一部を改正する規程

甲府市水道事業及び下水道事業の用に供する資産の管理規程（平成8年6月管理規程第37号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第 2 号

甲府市上下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 26 年 3 月 5 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 保坂 紀夫

甲府市上下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局庁舎管理規程（昭和 55 年 3 月管理規程第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 5 号様式を次のように改める。

庁舎等一時使用許可書

住 所

氏 名

平成 年 月 日付けで申請のあった甲府市上下水道局庁舎等内の一時使用について、
次のとおり許可する。

平成 年 月 日

甲府市上下水道局庁舎管理責任者

印

許 可 行 為 等 の 概 要	使 用 場 所	
	使 用 日 時	
	使 用 目 的	
	使 用 方 法	

※ 注意事項

- (1) 関係職員の指示に従い、甲府市上下水道局庁舎管理規程を遵守すること。
- (2) 許可された場所、期間及び時間を厳守すること。
- (3) 局職員の業務の妨げになる行為をしないこと。
- (4) 上下水道局内における事故等については、申請者が一切の責を負うこと。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第3号

甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月6日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 保坂 紀夫

甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程等の一部を改正する規程

(甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程の一部改正)

第1条 甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程(昭和28年11月管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

別表会計規程附属諸様式目次中「第31号(その2)物品購入伺書」を「第31号(その2)物品購入伺書
第31号(その2の1)事業執行伺書」に改める。

別表会計規程附属諸様式第31号様式（その2）の次に次の1様式を加える。

第31号様式（その2の1）

事業会計 事業執行伺書

予定No.	年度	発注予定No.	
-------	----	---------	--

監督職員		連絡先 内線	
------	--	-----------	--

契約種別	
業種	
工事名	
場所	
工期	
設計額	
繰越情報	

予算摘要	<input type="checkbox"/> 補助対象	<input type="checkbox"/> 企債対象	<input type="checkbox"/> 単費
	<input type="checkbox"/> 予算摘要1	<input type="checkbox"/> 予算摘要2	<input type="checkbox"/> 予算摘要3
負担金収入			
補償費・負担金			
リサイクル法適		継続事業年度割	
設計書の公開		年度	
設計書の貸出		年度	
予備1		年度	
予備2		年度	
予備3		年度	
		合計	

合併入札情報	
本工事	
（担当）	
関連工事①	
（担当）	
関連工事②	
（担当）	

備考	
----	--

（注） 工事以外については、この様式に準じて作成すること。

別表会計規程附属諸様式第39号様式（その1の4）を次のように改める。

<small>年度第 号 年 月 日</small> 納入通知書兼領収書	<small>年 月 日</small> 納入済通知書	<small>年 月 日</small> 納入済通知書控
	科 目	科 目
	金 額	金 額
うち消費税等相当額	うち消費税等相当額	うち消費税等相当額
摘 要	摘 要	摘 要
納入期限	納入期限	納入期限
<small>上記のとおり納付してください。</small> 甲府市上下水道事業管理者	<small>上記の金額を領収しましたので通知します。</small> 甲府市上下水道局企業出納員あて	
<small>納入場所</small> 甲府市上下水道局又は甲府市上下水道局指定金融機関		甲府市上下水道局 <small>〒400-0046 山梨県甲府市下石田二丁目23番1号 TEL.055-228-3311(代)</small>
金 融 機 関 名	領 収 印	領 収 印
<small>上記の金額を領収いたしました。 領収印のないもの及び金額を訂正したものは無効です。 (お客様控)</small>	<small>(取扱店→取りまとめ店→上下水道局)</small>	<small>(金融機関控)</small>

別冊契約規程附属様式目次中「第6号その4・・・物件売買契約書」の次に「第6号その5・・・賃貸借契約書」を加え、「第9号その1・・・工事請負変更請書」の次に「第9号その1の1・・・業務委託変更請書」を加える。

別冊契約規程附属様式第2号様式を次のように改める。

第2号様式		予定価格書									
年度 事業会計											
		決 定 欄									
契約No.											
工事名											
場 所											
設計金 (見積金額)											
予 定 価 (税込 (%)											
入札書比較価格 (税込											
最低制限価格 (税込 (%)											
比較最低制限価格 (税込											
備 考											

(注) 工事・入札以外については、この様式に準じて作成すること。

別冊契約規程附属様式第4号様式を次のように改める。

第4号様式		指名業者調書兼入札執行決定								
年度		事業会計								
決 定 欄										
予算所属			起案者				契約No.			
起案日			年 月 日		決裁日		年 月 日			
入 札 業 者 選 考	工 事 名									
	場 所									
	工 期									
	設計金額		円							
	最低制限価格 (%)		円 %							
	指 名 業 者		業 者 名						決 定	
入 札 執 行 等	入札 日時 場所									
	開札									
	配布 日時 場所									
備考										

(注) 工事・入札以外については、この様式に準じて作成すること。

別冊契約規程附属様式第5号様式その1を次のように改める。

第5号様式その1		入札執行通知書		年 月 日	
業者名称 代表者名		甲府市上下水道事業管理者			
入札No.					
工 事 名					
場 所					
工 期					
<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入札の時刻は厳守してください。 2 代理人が入札するときは、事前に委任状を提出してください。 3 入札書は本市所定の用紙を使用し、税抜価格を記載してください。 4 入札金額を訂正したもの、入札書の価格、氏名等の確認できないもの、その他入札に関し、甲府市上下水道局の定める条件に違反した入札は、すべて無効とします。 5 入札は2回までとします。入札者が1者だけの場合は入札を行いません。1回目は入札書を封筒に入れてください。 6 この建設工事には、最低制限価格を設定してあります。最低制限価格を下回った場合は、再入札できません 7 入札を希望しない場合には、参加しないことができます。 8 入札執行時に積算内訳書の提示を求める場合があります。 9 設計書は当日返却してください。 10 詳細については、担当課に問い合わせてください。 <p>※ なお、落札者は、前金払(請負金額130万円以上の場合)を請求することができます。落札者は、請負代金額により、経営事項審査結果通知書の写しが必要です。</p> <p>※ 業務を行う際には、法令等により定められた資格・免許等を有する技術者等の配置が必要となる場合がありますので、確認の上で入札に参加してください。</p>					
入札 日時 場所	年 月 日 午前 時 分				
開札					
現場説明 日時 場所	年 月 日 午前 時 分				

担当:					
契約担当:					
(注) 工事・入札以外については、この様式に準じて作成すること。					

別冊契約規程附属様式第6号様式その1中

「

第6号様式 その1

収入 印紙	工事請負契約書																			
		契約No.																		
工事名																				
工事場所																				
請負代金額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">億</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">百</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">百</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table>	億	千	百	十	万	千	百	十	円										
億	千	百	十	万	千	百	十	円												
うち取引に係る消費税等相当額																				
<small>「取引に係る消費税等相当額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、請負代金額に5/105を乗じて得た額である。</small>																				
工期	<small>着工年月日 完成年月日</small>																			
契約保証金	円																			
その他の事項																				
<p>上記工事について、発注者及び請負者は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;"> 発注者 甲府市下石田二丁目23番1号 甲府市上下水道事業管理者 印 請負者 住所 印 氏名 </p>																				

」を

「

収入 印紙	工事請負契約書																							
		契約No.																						
工事名																								
工事場所																								
請負代金額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">億</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">百</td> <td style="width: 10%;">万</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">百</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td> </td><td> </td> </tr> </table>	十	億	千	百	万	十	万	千	百	十	円												
十	億	千	百	万	十	万	千	百	十	円														
うち取引に係る消費税等相当額																								
<small>「取引に係る消費税等相当額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、請負代金額に5/105を乗じて得た額である。</small>																								
工期	<small>着工年月日 完成年月日</small>																							
契約保証金																								
その他の事項																								
<p>上記工事について、発注者及び受注者は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自1通を保有する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;"> 発注者 甲府市下石田二丁目23番1号 甲府市上下水道事業管理者 印 受注者 住所 印 氏名 </p>																								

」に改める。

別冊契約規程附属様式第6号様式その2中

「

第6号様式 その2

収入 印紙	業務委託契約書		契約No.						
業務名									
施行場所									
委託代金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
うち取引に係る消費税等相当額									
「取引に係る消費税等相当額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、請負代金額に5/105を乗じて得た額である。									
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで								
契約保証金	円								
その他の事項									
<p>上記の業務について、委託者及び受託者はおのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。</p> <p>年 月 日</p> <p>委託者 甲府市下石田二丁目23番1号 甲府市上下水道事業管理者 (印)</p> <p>受託者 住所 氏名 (印)</p> <p>保証人 住所 氏名 (印)</p>									

」を

「

第6号様式その2											
業務委託契約書											
収入 印紙			契約No.								
業務名											
施行場所											
委託代金額	十	億	千	百	万	十	万	千	百	十	円
うち取引に係る消費税等相当額											
「取引に係る消費税等相当額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、請負代金額に5/105を乗じて得た額である。											
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで										
契約保証金	円										
その他の事項											
<p>上記業務について、委託者及び受託者は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。この契約の証として、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ各自1通を保有する。</p> <p>年 月 日</p> <p>委託者 甲府市下石田二丁目23番1号 甲府市上下水道事業管理者 (印)</p> <p>受託者 住所 氏名 (印)</p> <p>保証人 住所 氏名 (印)</p>											

」に改める。

別冊契約規程附属様式第6号様式その3中

「

第6号様式 その3

取 入

印 紙		物件供給契約書		契約No.	
品 名	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額
				円	円
納 入 期 限					
契 約 金 額		十 億	億	千 百 万	十 万 千 百 十 円
うち取引に係る消費税等相当額					
「取引に係る消費税等相当額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、請負代金額に5/105を乗じて得た額である。					
納 入 期 限	年 月 日				
契 約 保 証 金	円				
その他の事項					
<p>上記の物件供給について、発注者及び供給者は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって供給契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。</p> <p>年 月 日</p> <p>発注者 甲府市下石田二丁目23番1号 甲府市上下水道事業管理者 印</p> <p>供給者 住 所 氏 名 印</p> <p>保証人 住 所 氏 名 印</p>					

」を

「

第6号様式その3		物件供給契約書		契約No.	
取 入 印 紙					
品 名	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額
				円	円
納 入 場 所					
契 約 金 額		十 億	億	千 百 万	十 万 千 百 十 円
うち取引に係る消費税等相当額					
「取引に係る消費税等相当額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、請負代金額に5/105を乗じて得た額である。					
納 入 期 限	年 月 日				
契 約 保 証 金					
その他の事項					
<p>上記物件供給について、発注者及び供給者は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって物件供給契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び供給者が記名押印のうえ各自1通を保有する。</p> <p>年 月 日</p> <p>発注者 甲府市下石田二丁目23番1号 甲府市上下水道事業管理者 印</p> <p>供給者 住 所 氏 名 印</p> <p>保証人 住 所 氏 名 印</p>					

」に改める。

別冊契約規程附属様式中第6号様式その4の次に次の1様式を加える。

第6号様式その5		賃貸借契約書									
収入 印紙		契約 No.									
賃借名											
場所											
賃借代金額		十億	億	千	百万	十	万	千	百	十	円
うち取引に係る消費税等相当額											
「取引に係る消費税等相当額」は、消費税法及び地方税法の規定 ので、請負代金額に _____ を乗じて得た額である。											
期間	年 月 日 から 年 月 日 まで										
契約保証金											
その他の											
<p>上記賃貸借について、賃借者及び賃貸者は、おののお対等な立場 別添の条項によって賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれ この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>賃借者 甲府市下石田二丁目23番1号 甲府市上下水道事業管理者</p> <p style="text-align: right;">(印)</p> <p>賃貸者 住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">(印)</p> <p>保証人 住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">(印)</p>											

別冊契約規程附属様式第7号様式その1を次のように改める。

第7号様式その1		工事請負請書									
収入 印紙		契約 No.									
工 事 名											
工 事 場											
請 負 代 金 額		十億	億	千	百万	十	万	千	百	十	円
うち取引に係る消費税等相当額											
「取引に係る消費税等相当額」は、消費税法及び地方税法の規定 ので、請負代金額に を乗じて得た額である。											
工 期	着工 年 月 日 完成 年 月 日										
契 約 保 証 金											
か し 担	工事の目的物の引渡しを受けた日から										
そ の 他 の											
<p>上記の工事請負について、甲府市上下水道事業契約規程(昭和39年4月管理規定第2号)を遵守し、別添設計図書に基づいて相； この契約を証するため、請書を提出します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">受注者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 (印)</p> <p>(あて先) 甲府市上下水</p>											
決 定 欄											

別冊契約規程附属様式第7号様式その3を次のように改める。

第7号様式その3		物件供給請書					
収入印紙		契約 No.					
		品名	規格	数量	単位	単価	金額
						円	円
納入場							
契約金		十億	億	千百万	十	万	千
うち取引に係る消費税等相当額							
<p>「取引に係る消費税等相当額」は、消費税法及び地方税法の規 則で、請負代金額に 乗じて得た額である。</p>							
納入期		年 月 日					
契約保証金		円					
か し 担		物件の目的物の引渡しを受けた日から					
そ の 他 の							
<p>上記の物件供給について、甲府市上下水道事契約規程(昭和39年4月管理規定第2号) を遵守し、別添仕様書に基づいて相違なくこれを履行します。 この契約を証するため、請書を提出します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">供給者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: right;">(印)</p> <p>(あて先) 甲府市上下</p>							
決 定 欄							

別冊契約規程附属様式第8号様式その1を次のように改める。

第8号様式その1		工事請負変更契約書									
収入 印紙		契約 No.									
工 事 名											
工 事 場											
原請負代金に 対する増減額		十億	億	千	百万	十	万	千	百	十	円
うち取引に係 消費税等相当額											
「取引に係る消費税等相当額」は、消費税法及び地方税法の規 ので、請負代金額に を乗じて得た額である。											
原 完 成 期 限	年 月 日										
変 更 完 成	年 月 日										
契約保証金 増 減 額											
そ の 他 の											
<p style="text-align: center;">年 月 日締結した請負契約は、別添設計図書に基づき、上記のとおり 工事請負変更契約を締結する。</p> <p style="text-align: center;">この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自1通を保有する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>発注者 甲府市下石田二丁目23番1号 甲府市上下水道事業管理者</p> <p style="text-align: right;">(印)</p> <p>受注者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: right;">(印)</p>											

別冊契約規程附属様式第8号様式その2を次のように改める。

第8号様式その2		業務委託変更契約書									
収入印紙		契約 No.									
業 務 名											
施 行 場											
原委託代金に対する増減額		十億	億	千	百万	十	万	千	百	十	円
うち取引に係消費税等相当額											
「取引に係る消費税等相当額」は、消費税法及び地方税法の規定 ので、請負代金額に 乗じて得た額である。											
原履行期限	年 月 日										
変更履行	年 月 日										
契約保証金増減額	円										
その他の											
<p>年 月 日締結した委託契約は、別添設計図書に基づき、上記のとおり業務委託変更契約を締結する。</p> <p>この契約の証として、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ各自1通を保有する。</p> <p>年 月 日</p> <p>委託者 甲府市下石田二丁目23番1号 甲府市上下水道事業管理者 (印)</p> <p>受託者 住所 氏名 (印)</p> <p>保証人 住所 氏名 (印)</p>											

別冊契約規程附属様式第8号様式その3を次のように改める。

第8号様式その3 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;"> 収入 印紙 </div>	<h2 style="margin: 0;">物件供給変更契約書</h2>	契約 No.									
納入場											
原契約金額に対する増減額		十億	億	千	百万	十	万	千	百	十	円
うち取引に係 消費税等相当額											
「取引に係る消費税等相当額」は、消費税法及び地方税法の規定 ので、請負代金額に _____ を乗じて得た額である。											
原納入期限	_____ 年 月 日										
変更納入	_____ 年 月 日										
契約保証金 増減額											
その他の											
<p style="margin: 0;"> _____ 年 月 日締結した物件供給は、別添仕様書に基づき、上記のとおり 物件供給変更契約を締結する。 この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び供給者が記名押印のうえ各自1通を保有する。 _____ 年 月 日 </p> <p style="margin: 0;"> 発注者 甲府市下石田二丁目23番1号 甲府市上下水道事業管理者 </p> <p style="text-align: right; margin: 0;"> 印 </p> <p style="margin: 0;"> 供給者 住所 </p> <p style="margin: 0;"> 氏名 </p> <p style="text-align: right; margin: 0;"> 印 </p> <p style="margin: 0;"> 保証人 住所 </p> <p style="margin: 0;"> 氏名 </p> <p style="text-align: right; margin: 0;"> 印 </p>											

(甲府市上下水道局会計規程の一部改正)

第2条 甲府市上下水道局会計規程(昭和45年4月管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

目次中「第8章 予算(第93条～第98条)」を
「第8章 引当金(第93条～第97条)
第9章 リース会計
第10章 予算(第93条～第97条)
(第98条～第101条) に、「第9章 決算(第99条～第102条)」
102条～第107条) 」

を「第11章 決算(第108条～第112条)」に、「第10章 雑則(第103条～第105条)」を「第12章 雑則(第113条～第115条)」に改める。

第1条中「第73号」の次に「。以下「則」という。」を加える。

第2条第2項第1号中「その他収入金を」を「を」に改める。

第18条の2中「地方公営企業法施行規則」を「則」に改める。

第20条中「定めあるものは」を「定めのあるものは」に改める。

第21条第2項中「第3号」を「第2号」に改める。

第35条第1項中「局」を「上下水道局」に改める。

第51条中第5号を削る。

第73条各号を次のように改める。

(1) 有形固定資産

イ 土地

ロ 建物

ハ 構築物

ニ 機械及び装置

ホ 車両及び運搬具

ヘ 工具、器具及び備品(耐用年数1年以上かつ取得価格10万円以上のものに限る。)

ト リース資産(ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がイからへまでに掲げるものである場合

に限る。)

チ 建設仮勘定（ロからへまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。)

リ 有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

イ 水利権

ロ 借地権

ハ 地上権

ニ 特許権

ホ 施設利用権

ヘ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がロからホまでに掲げるものである場合に限る。)

ト その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

イ 投資有価証券（1年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。)

ロ 出資金

ハ 長期貸付金

ニ 基金

ホ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

ヘ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

第76条第3号を次のように改める。

(3) 譲与、贈与その他無償で取得した固定資産又は前2号に掲げる固定資産であって取得価額の不明なものについては、公正な評価額

第89条中「、立木」を削る。

第90条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第91条第2項中「地方公営企業法施行規則第8条第3項」を「則第15条第3項」に改める。

第105条を第115条とし、第104条を第114条とする。

第103条中「5日」を「20日」に改め、同条を第113条とする。

第10章を第12章とする。

第102条を削り、第101条を第111条とし、同条の次に次の1条を加える。

(決算報告書等の提出)

第112条 担当課長は、毎事業年度5月20日までに次の各号に掲げる書類を作成して管理者に提出しなければならない。なお、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

- (1) 決算報告書
- (2) 損益計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 剰余金計算書又は欠損金計算書
- (5) 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書
- (6) 事業報告書
- (7) キャッシュ・フロー計算書
- (8) 収益費用明細書
- (9) 固定資産明細書
- (10) 企業債明細書
- (11) 継続費精算報告書

2 前項に規定する書類の提出にあたっては、証書類及び調書等、必要な付属書類をあわせて提出しなければならない。

第100条第3号中「繰延勘定」を「繰延収益」に改め、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加え、同条を第110条とする。

- (4) 資産の評価
- (5) 引当金の計上

第99条を第109条とする。

第9章を第11章とする。

第96条から第98条までを10条ずつ繰り下げる。

第95条を第105条とし、同条の前に次の1条を加える。

(予算原案等の提出)

第104条 担当課長は、予算要求書を審査し、予算原案及び予算に関する説明書並びに参考資料を作成して、管理者に提出するものとする。なお、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第94条中「管理者」を「担当課長」に改め、同条を第103条とする。

第93条を第102条とする。

第8章を第10章とし、第7章の次に次の2章を加える。

第8章 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第93条 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全企業職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

(賞与・法定福利費引当金の計上方法)

第94条 賞与・法定福利費引当金の計上は、事業年度末に在籍する職員に対して支給が見込まれる期末手当・勤勉手当のうち、当事業年度の負担に属する支給対象期間相当分とする。

(貸倒引当金の計上方法)

第95条 貸倒引当金の計上は、過去3ヵ年の未収金及び当該未収金に係る不納欠損額の実績をもとに貸倒率を算定し、事業年度末未収金に貸倒率を乗じて算出したものとする。

(修繕引当金の計上方法)

第96条 修繕引当金の計上は、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、事業の継続に不可欠な場合等、修繕の必要性が当該事業年度において確実に見込まれるものとする。

(特別修繕引当金の計上方法)

第97条 特別修繕引当金の計上は、数事業年度ごと定期的に行われ、法令上の義務付けがある等修繕費の発生が合理的に見込まれるものとする。

第9章 リース会計

(所有権移転ファイナンス・リース取引)

第98条 所有権移転ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。）については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。ただし、次のいずれかの事項に該当するときは、則第55条第3号の規定により、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

- (1) 購入時に費用処理するもの
- (2) リース期間が1年以内のとき

2 前項の規定により通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うときは、則第42条第1号の規定による注記を要しないものとする。

(所有権移転外ファイナンス・リース取引)

第99条 所有権移転外ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められないものをいう。）については、則第55条第2号の規定により、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

2 次のいずれかの事項に該当するときは、則第42条第1号の規定による注記を要しないものとする。

- (1) 購入時に費用処理するもの
- (2) リース期間が1年以内のとき
- (3) リース料総額が300万円以下のもの

(オペレーティング・リース取引)

第100条 オペレーティング・リース取引（ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。）については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

2 次のいずれかの事項に該当するときは、則第42条第2号の規定による注

記を要しないものとする。

- (1) リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除することができるもの。
- (2) 購入時に費用処理するもの
- (3) リース期間が1年以内のとき
- (4) 事前解約予告期間のもの
- (5) リース料総額が300万円以下のもの
(リース会計に係る特例)

第101条 則第55条第1号の規定により、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

別表第1、別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第1（第13条関係）

水道事業勘定科目表

収益勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)	
水道事業 収益	営業収益	給水収益	給水収益	主たる営業活動から生ずる収益 水道料金	
			受託工事 収益		給水装置の新設又は修繕等の工事 受託による収益
			給水工事収益 修繕工事収益 給水工事手数料		
		その他営業 収益	材料売却収益	給水装置の新設又は修繕等に使用 する器具、材料の販売代金 証明手数料、材料検査手数料等 上記以外の営業収益	
			手数料 雑収益		
	営業外収 益	受取利息 及び配当 金	預金利息	金融及び販売活動に伴う収益、そ の他主たる営業活動以外から生ず る収益	
			基金利息		

	貸付金利息 有価証券利息 配当金	
他会計補助金		収益的支出を負担することを目的とする他会計からの繰入金で返済を要しないもの
補助金	他会計補助金	
長期前受金戻入	その他補助金	
		地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「則」という。）第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するもの
	受贈財産評価額 長期前受金戻入 工事負担金長期前受金戻入 国庫補助金長期前受金戻入 一般会計補助金 長期前受金戻入 加入金長期前受金戻入	
雑収益		
	賃貸料 不用品売却収益 有価証券売却収益 その他雑収益	不用品の売却代金 有価証券の売却代金
消費税及び地方消費税還付金		納税計算による消費税及び地方消費税の還付金
特別利益	消費税及び地方消費税還付金	
固定資産売却益		当年度の経常的利益から除外すべき利益 固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額
過年度損益修正益	固定資産売却益	
		前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの
その他特	過年度損益修正益	

	別利益	その他特別利益
--	-----	---------

費用勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
水道事業費用	営業費用	原水及び浄水費		主たる営業活動から生ずる費用 水源かん養及び原水の取入れ並びに原水の汙過、滅菌に係る設備の維持及び作業に要する費用
			給料手当	職員の本給 職員の扶養、期末、勤勉、時間外勤務及び特殊勤務等の諸手当
			賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
			賃金報酬	臨時職員及び人夫の賃金 臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬
			法定福利費	事業主負担の健康保険料、厚生年金保険料、労働保険及び労務災害補償費等
			法定福利費引当金繰入額	法定福利費引当金として計上するための繰入額
			旅費	旅費に関する規定等に基づいて職員等に支給する旅費
			報償費	報償金、奨励金等
			被服費	被服貸与規定に基づいて職員に貸与する被服の購入費
			備用品費	事務及び工事用消耗品費並びに耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の器具、備品費
			燃料費	工事用、自動車用及び採暖用燃料費
			光熱水費	電気料金、ガス料金等
			印刷製本費	文書、図面、帳簿等の印刷費及び伝票、帳簿等の製本費
			通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料、電話加入移転架設料、乗車船券類、運送料等
			委託料	委託に要する費用
			手数料	公金取扱、し尿処理、訴訟手数料等
			賃借料	借地料、借家料、自動車借上料等
			修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要する工事請負等の費用
			修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
			特別修繕引当金	特別修繕引当金として計上するた

		繰入額	めの繰入額
		路面復旧費	道路の修復費
		動力費	機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費
		薬品費	原水の沈でん及び浄水の滅菌に要する薬品費
		材料費	有形固定資産等の維持修繕に要する諸材料費
		補償金	補償金、賠償金、見舞金等
		負担金	他会計等への事務負担金
		補助交付金	合併処理浄化槽等の維持管理に係る補助費
		受水費	他団体から供給を受ける原水及び浄水の受水に要する費用
		会費負担金	関係団体の会費負担金
		保険料	事業用財産に対する損害保険料
		公課費	自動車重量税
		ダム管理費	荒川ダムに係る事業費
		基金事業	水源かん養林の維持及び作業に要する費用
		雑費	
	配水費		配水池、配水管その他浄水の配水に係る設備の維持及び作業に要する費用
		給料	
		手当	
		賞与引当金繰入額	
		賃金	
		報酬	
		法定福利費	
		法定福利費引当金繰入額	
		旅費	
		報償費	
		被服費	
		備用品費	
		燃料費	
		光熱水費	
		印刷製本費	
		通信運搬費	
		委託料	
		手数料	
		賃借料	
		修繕費	
		修繕引当金繰入額	
		特別修繕引当金	

		<p> 繰入額 路面復旧費 動力費 薬品費 材料費 補償金 会費負担金 保険料 公課費 負担金 雑費 </p>	
給水費			給水装置に附属する量水器その他の設備の維持及び修繕に要する費用
		<p> 給料 手当 賞与引当金繰入額 賃金 報酬 法定福利費 法定福利費引当金繰入額 旅費 報償費 被服費 備用品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費 委託料 手数料 賃借料 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 路面復旧費 材料費 補償金 保険料 公課費 雑費 </p>	
受託工事費		給料	給水装置の新設又は修繕等の受託工事に要する費用

	手当 賞与引当金繰入 額 賃金 報酬 法定福利費 法定福利費引当 金繰入額 旅費 報償費 被服費 備用品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費 委託料 手数料 賃借料 修繕費 修繕引当金繰入 額 特別修繕引当金 繰入額 工事請負費 路面復旧費 材料費 補償金 保険料 公課費 雑費 給料 手当 賞与引当金繰入 額 賃金 報酬 法定福利費 法定福利費引当 金繰入額 旅費 報償費 被服費 備用品費 燃料費 光熱水費	
		受託工事に係る工事費
業務費		検針、料金調定、集金等に要する費用

	印刷製本費 通信運搬費 委託料 手数料 賃借料 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 保険料 公課費 雑費	
総係費		事業活動の全般に関連する費用
	給料 手当 賞与引当金繰入額 賃金 報酬 法定福利費 法定福利費引当金繰入額 旅費 退職給付費	退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額
	報償費 被服費 備用品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費 広告料 委託料 手数料 賃借料 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 補償金 研修費 食糧費 交際費	広告、宣伝に要する費用
		職員の研修に要する費用 会議のための茶菓、弁当代等 管理者交際費

		厚生費	医務、衛生、保健、文化、体育、慰安等に要する費用
		補助及び交付金	
		会費負担金	
		保険料	
		公課費	
		負担金	
		貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
		雑費	
	減価償却費		則第13条、第15条又は第16条の規定による償却額
		有形固定資産減価償却費	建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、リース資産等（耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満のものを除く。）の償却額
		無形固定資産減価償却費	水利権、借地権、地上権、特許権、施設利用権及びリース資産の償却額
	資産減耗費		
		固定資産除却費	有形固定資産の除却損又は廃棄損及び撤去費
		たな卸資産減耗費	たな卸資産のき損、変質又は滅失による除却費及び低価法による評価損
	その他営業費用		上記以外の営業費用
		材料売却原価	給水装置用の販売器具、材料等の原価
		雑支出	
営業外費用			金融及び財務活動に伴う費用、その他主たる営業活動に係る費用以外の費用
	支払利息		
		企業債利息	企業債に対する利息
		借入金利息	他会計借入金、一時借入金等に対する利息
	雑支出		
		不用品売却原価	売却した不用品の原価
		その他雑支出	
	消費税及び地方消費税		消費税及び地方消費税納付額
		消費税及び地方消費税	
特別損失			当年度の経常費用から除外すべき

		固定資産 売却損		損失 固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時に帳簿価額に不足する額
		減損損失	固定資産売却損	事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額
		災害による損失	減損損失	災害による巨額の臨時損失
		過年度損益修正損	災害による損失	
		その他特別損失	過年度損益修正損	前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
	予備費	予備費	その他特別損失	
			予備費	

整理勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
資本的支出	建設改良費	施設費	給料 手当 賞与引当金繰入額 賃金 報酬 法定福利費 法定福利費引当金繰入額 旅費 報償費 被服費 備用品費 燃料費 光熱水費	建設又は改良工事及び資産の取得に係る経費

	印刷製本費	
	通信運搬費	
	委託料	
	手数料	
	賃借料	
	修繕費	
	工事請負費	有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費
	路面復旧費	
	材料費	
	補償金	
	固定資産購入費	
	負担金	
	補助交付金	
	会費負担金	
	保険料	
	公課費	
	雑費	
拡張費	給料	
	手当	
	賞与引当金繰入額	
	賃金	
	報酬	
	法定福利費	
	法定福利費引当金繰入額	
	旅費	
	報償費	
	被服費	
	備用品費	
	燃料費	
	光熱水費	
	印刷製本費	
	通信運搬費	
	委託料	
	手数料	
	賃借料	
	修繕費	
	工事請負費	
	路面復旧費	
	材料費	
	補償金	
	固定資産購入費	
	負担金	
	補助交付金	

		会費負担金 保険料 公課費 雑費	
--	--	---------------------------	--

資産勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
固定資産	有形固定資産	土地	事務所用地 施設用地 その他の土地	土地、建物、構築物、機械、器具及び備品等（耐用年数1年未満又は取得価格が10万円未満のものを除き、将来営業の用に供する目的をもって所有する資産、例えば遊休施設、未稼働設備を含む。）事業用敷地及び公舎敷地、運動場等の経営附属用土地等であり、土地の取得に関して要した費用、買収費、買収手数料、整地費（建物又は構築物に直接関係あるものを除く。）及び測量費の合計額 本庁舎用地等もっぱら事務所のために用いる土地 浄水場用地等施設のために用いる土地（施設に附属する事務所の用地を含む。）
		建物	事務所用建物 施設用建物 その他建物	事務所、作業場、倉庫、車庫のほか公舎その他経営附属用建物及び建物と一体をなす暖房、照明、通風等の附属設備、買収建物を使用するために要した模様替、改造等の費用及び建物に直接関係ある整地費を含む。 本庁舎、営業所等もっぱら事務所の用に供されている建物 取水、貯水、浄水、配水等の作業施設の用に供されている建物
		建物減価償却累計額	事務所用建物減価償却累計額 施設用建物減価償却累計額 その他建物減価償却累計額	
		構築物		貯水池、浄水池、トンネルその他土地に定着する土地施設又は工作

		物	
	原水及び浄水設備	取水から沈でん、汙過を経て、浄水を終わるまでの作業用設備	
	送配水及び給水設備	浄水の送配給水設備	
	その他構築物		
	構築物減価償却累計額		
	原水及び浄水設備減価償却累計額		
	配水及び給水設備減価償却累計額		
	その他構築物減価償却累計額		
	機械及び装置	機械、装置及びコンベヤ等の運搬設備並びにこれらの附属品	
	電気設備	電動機、変圧器等及び所内配電設備（建物に含むものを除く。）	
	内燃設備	自家発電のための内燃設備	
	ポンプ設備	ポンプ及びこれに直結し、分離しがたい電動機等の電気設備	
	塩素滅菌設備	塩素投入装置等塩素滅菌のための設備	
	量水器	直接需要者の用に供している量水用計器	
	その他機械装置		
	機械及び装置減価償却累計額		
	電気設備減価償却累計額		
	内燃設備減価償却累計額		
	ポンプ設備減価償却累計額		
	塩素滅菌装置減価償却累計額		
	量水器減価償却累計額		
	その他機械設備減価償却累計額		
	車両運搬具	自動車、その他陸上運搬具	
	車両運搬具		

	車両運搬 具減価償 却累計額	車両運搬具減価 償却累計額	
	工具、器 具及び備 品	工具、器具及び 備品	機械及び装置の附属設備に含まれ ない器具及び電話設備、金庫、タ イプライター、机等の備品で耐用 年数1年以上であり、かつ、取得 価額が10万円以上のもの
	工具、器 具及び備 品減価償 却累計額	工具、器具及び 備品減価償却累 計額	
	リース資 産	所有権移転リー ス資産 所有権移転外リ ース資産	有形固定資産（建設仮勘定を除く 。）に係るファイナンス・リース 取引におけるリース資産
	リース資 産減価償 却累計額	所有権移転リー ス資産減価償却 累計額 所有権移転外リ ース資産減価償 却累計額	
	建設仮勘 定	建設仮勘定	有形固定資産の建設又は改良のた め支出した建設改良費（前払金等 を含む。）
	その他有 形固定資 産	その他有形固定 資産	上記以外の有形固定資産
	その他有 形固定資 産減価償 却累計額		

無形固定資産		その他有形固定資産減価償却累計額			
		水利権	有償取得した水利権、借地権、地上権、特許権、施設利用権 河川法（昭和39年法167号）第23条から第28条までに規定する権利		
		借地権	水利権 土地の上に設定された民法（明治29年法89号）第601条に規定する権利		
		地上権	借地権 民法第265条に規定する権利		
		特許権	地上権 特許法（昭和34年法121号）第29条に規定する権利		
		施設利用権	特許権 電気ガス供給施設利用権（電気事業者又はガス事業者に対して電気又はガスの供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利）等		
		リース資産	施設利用権 無形固定資産（営業権を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産		
		投資その他の資産		所有権移転リース資産	
				所有権移転外リース資産	
				投資有価証券	金融商品取引法（昭和23年法第25号）第2条に規定する有価証券で投資の目的を持って所有するもの
出資金	地方債 国債 株式 社債 その他有価証券				
		出資金			
		長期貸付金	返済期日が貸借対照表から起算して1年以上のもの		
		一般貸付金	他会計に対する長期貸付金以外の		

流動資産	現金・預金	貸倒引当金	他会計貸付金	もの 他会計への長期貸付金	
		基金		長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの	
		その他投資	水源涵養林保護基金	基金設置条例に基づき特定預金等の形態で保有するもの 水源涵養林保護育成事業を推進するための基金	
	未収金		その他投資	上記以外の投資の性質を有するもの	
		現金	現金	現金、当座預金、支払期限の到来した公社債の利札、小切手、郵便為替証書、郵便振替貯金証書等	
	未収金	預金	預金	貸借対照表日から起算して1年以内に期限が到来する定期預金、普通預金等	
		営業未収金	営業未収金	営業活動に係る収益の未収入額	
		営業外未収金	未収給水益	未収給水益	水道料金の未収入額
			未収受託工事収益	未収受託工事収益	受託工事代金の未収入額
			その他営業未収金	その他営業未収金	有料修理金、手数料等の未収入額
貸倒引当金	その他未収金	未収受取利息	預金、貸付金利息等の未収入額		
		未収消費税及び地方消費税還付金			
		その他営業外未収金	不用品売却代金、賃借料等の未収入額		
有価証券		その他未収金	固定資産売却代金等上記以外の未収金		
	貸倒引当金	貸倒引当金	未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの		
		貸倒引当金	貸倒引当金	一時的所有を目的とする有価証券（差入保証金の代用として提供されたもので短期間内に返却される	

	有価証券	有価証券	ものを除く。)
貯蔵品			いまだに使用に供されていない材料並びに耐用年数1年未満又は取得価額が10万円未満の工具、器具及び備品（固定資産の建設、改良に使用するため取得されたもので建設仮勘定に属するものを除く。）
	原材料	原材料	金属材料等
	貯蔵量水器	貯蔵量水器	貯蔵中の量水器
	消耗工具、器具及び備品、消耗品その他貯蔵品	その他貯蔵品	耐用年数1年未満又は取得価額が10万円未満の工具、器具及び備品、文具、用紙等の事務用品等
短期貸付金			廃材、用途廃止の機械器具等上記以外の貯蔵品
	一般短期貸付金	一般短期貸付金	他会計以外に対する短期貸付金
	他会計貸付金	他会計貸付金	他会計に対する短期貸付金
貸倒引当金	貸倒引当金	貸倒引当金	短期貸付金の回収不能による損失に備えるため引き当てるもの
前払費用	前払費用	前払費用	前払賃借料、前払利息等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供をされていない役務に対して支払われた対価で貸借対象表日から起算して1年以内に費用となるもの
前払金	営業前払金		物品等の購入、工事の請負等に際して前払された金額で前払費用に属しないもの

	営業外前 払金 その他前 払金 前払消費 税及び地 方消費税 その他流 動資産 保管有価 証券 仮払消費 税及び地 方消費税 特定収入 仮払消費 税及び地 方消費税 その他雑 流動資産	差入保証金の代用として提供を受けた有価証券で短期間内に返却する見込みのもの 上記以外の流動資産
--	---	--

資本勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
資本金	資本金	固有資本金	固有資本金	企業開始の時（地方公営企業法（昭和27年法第292号）適用の時）における引継資本金の額
		出資金	出資金	他会計からの出資金の額
		組入資本金	組入資本金	剰余金から資本金に組み入れた額
剰余金	資本剰余金	再評価積立金	再評価積立金	地方公営企業法施行令（昭和27年政令403号）附則第11項及び第12項の規定により資産の再評価を行った場合における再評価価額から再評価以前の帳簿価額を控除した額
		受贈財産評価額	受贈財産評価額	償却資産以外の固定資産の贈与を受けた財産の評価額

利益剰余金	寄附金	寄附金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた寄附金
	工事負担金	工事負担金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた工事負担金
	建設改良補助金	国庫補助金 一般会計補助金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた補助金
	加入金	加入金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた加入金
	保険差益	保険差益	固定資産の帳簿価額と当該固定資産の滅失により保険契約に基づいて受け取った保険金との差額
	その他資本剰余金	その他資本剰余金	上記以外の資本剰余金
	減債積立金	減債積立金	企業債の償還に充てるために積み立てた額
	利益積立金	利益積立金	欠損金をうめるために積み立てた額
	建設改良積立金	建設改良積立金	建設又は改良のために積み立てた額
	当年度未処分利益剰余金（当年度未処理欠損金）	繰越利益剰余金 年度末残高（繰越欠損金年度末残高）	当年度末における繰越利益剰余金（繰越欠損金）の額に当年度の純利益（純損失）の金額を加減した額
		当年度純利益（当年度純損失）	前年度未処分利益剰余金（前年度未処理欠損金）の額から前年度利益剰余金処分量（前年度欠損金処理額）を控除して得た繰越利益剰余金（繰越欠損金）の額
			当年度の損益取引の結果発生した純利益（純損失額）
	未処分利益剰余金		

		その他未処分利益剰余金変動額
--	--	----------------

負債勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)	
固定負債	企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債		建設改良費等（建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）第12条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費をいう。以下同じ。）の財源に充てるために発行する企業債（1年内に償還期限の到来するものを除く。）	
		その他の企業債		建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（1年内に償還期限の到来するものを除く。）	
	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年内に返済期限の到来するものを除く。）	
		その他の長期借入金		建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年内に返済期限の到来するものを除く。）	
	リース債務	リース債務		ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年内に支払期限の到来するものを除く。）	
		引当金	退職給付引当金	退職給付引当金	将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額（1年内に使用される見込みのものを除く。）
			特別修繕引当金	特別修繕引当金	数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（1年内に使用される見込みのものを除く。）
				特別修繕引当金	

流動負債		その他固定負債	上記以外の固定負債
		その他固定負債	
	一時借入金		借入金等で貸借対照表日から起算して1年以内に返還又は支払を要するもの
	企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債	1年以内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債
		その他の企業債	1年以内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債
	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	1年以内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
		その他の長期借入金	1年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
	リース債務		1年以内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務
	未払金	リース債務	
		営業未払金 営業外未払金	特定の契約等によりすでに確定している短期的債務でまだその支払を終らないもの（未払費用に属するものを除く） 営業活動に係る通常取引により発生する未払金
	その他未払金	未払消費税及び地方消費税 その他営業外未払金	
	その他未払金	固定資産等購入代金の未払額、償還期限経過後の企業債の未償還額等上記以外の未払金	
		その他未払金	

繰延収益	未払費用		未払利息、未払賃借料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、すでに提供を受けた役務の対価の未払額	
	前受金	未払費用	未払費用	
		営業前受金	営業前受金	前受水道料金、前受受託工事代金等主たる営業活動に係る収益の前受金
		営業外前受金	営業外前受金	前受利息、前受賃貸料等金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益の前受金
		その他前受金	その他前受金	固定資産売却代金等上記以外の収入の前受額
	引当金	賞与引当金		翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金
		法定福利引当金		
		修繕引当金		企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金
		特別修繕引当金		数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち1年内に使用される見込みのもの (注) 企業会計の取扱い上は、1年内の使用額を正確に算定できないため、特別修繕引当金全額を固定負債に計上することが通例であることから、地方公営企業においても同様の取扱いをすることとして差し支えないものであること 預り金、預り有価証券等上記以外の流動負債
	その他流動負債	仮受消費税及び地方消費税		
長期前受		償却資産の取得又は改良に充てる		

	金				ための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合に相対する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起した企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金金額
		長期前受金			
			再評価積立金長期前受金		
			受贈財産評価額		
			長期前受金		
			寄附金長期前受金		
			工事負担金長期前受金		
			国庫補助金長期前受金		
			一般会計補助金長期前受金		
			加入金長期前受金		
	長期前受金収益化累計額				
		長期前受金収益化累計額			
			再評価積立金長期前受金収益化累計額		
			受贈財産評価額		
			長期前受金収益化累計額		
			寄附金長期前受金収益化累計額		
			工事負担金長期前受金収益化累計額		
			国庫補助金長期前受金収益化累計額		
			一般会計補助金長期前受金収益化累計額		

		加入金長期前受 金収益化累計額
--	--	--------------------

別表第2（第13条関係）

下水道事業勘定科目表

収益勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)	
下水道事業収益	営業収益	下水道使用料	下水道使用料	主たる営業活動から生ずる収益 汚水処理による使用料	
		他会計負担金	一般会計負担金	雨水処理に要する経費の他会計からの負担金	
		受託事業収益	受託工事収益	排水設備等の工事受託による収益	
		貸付金元金収入	水洗便所改造資金貸付金元金収入		
		営業外収益	その他の営業収益	手数料	甲府市下水道工事指定店申請手数料、下水道使用料の督促手数料
				雑収益	上記以外の営業収益
				受取利息	金融及び販売活動に伴う収益、その他主たる営業活動以外から生ずる収益
				国庫補助金	特別債利子国庫補助金
				他会計補助金	汚水処理等に係る経費の他会計からの繰入金で返済を要しないもの
				一般会計補助金	

		長期前受 金戻入		地方公営企業法施行規則（昭和 27年総理府令第73号。以下 「則」という。）第21条第2 項又は第3項の規定により償却 した長期前受金の額のうち営業 外収益として整理するもの
			再評価積立金長 期前受金戻入 国庫補助金長期 前受金戻入 県補助金長期前 受金戻入 他会計補助金長 期前受金戻入 工事負担金長期 前受金戻入 受益者負担金長 期前受金戻入 他会計負担金長 期前受金戻入 受贈財産評価額 長期前受金戻入 寄附金長期前受 金戻入 その他資本剰余 金長期前受金戻 入	
		雑収益		上記以外の営業外収益 不用品の売却代金 督促手数料 延滞金
	特別利益		その他雑収益	
		固定資産 売却益	固定資産売却益	当年度の経常的収益から除外す べき利益 固定資産の売却価額が当該固定 資産の売却時の帳簿価額を超える 金額
		過年度損 益修正益	過年度損益修正 益	前年度以前の損益の修正で利益 の性質を有するもの
		その他特 別利益	その他特別利益	

費用勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
---	---	---	---	-----------

下水道事業費用	営業費用	管渠費		主たる営業活動から生ずる費用 管渠の維持管理に要する費用
			給料	職員の本給
			手当	職員の扶養、期末、勤勉、時間外勤務及び特殊勤務等の諸手当
			賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
			賃金報酬	臨時職員及び人夫の賃金 臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬
			法定福利費	事業主負担の健康保険料、厚生年金保険料、労働保険料及び労務災害補償費等
			法定福利費引当金繰入額	法定福利費引当金として計上するための繰入額
			旅費	旅費に関する規定等に基づいて職員等に支給する旅費
			被服費	被服貸与規定に基づいて職員に貸与する被服の購入費
			備用品費	事務及び工事用消耗品費並びに耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の器具、備品費
			燃料費	工事用、自動車用及び採暖用燃料費
			光熱水費	電気料金、ガス料金等
			印刷製本費	文書、図面、帳簿等の印刷費及び伝票、帳簿等の製本費
			通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料、電話加入移転架設料、乗車船券類、運送料等
			委託料	委託に要する費用
			手数料	公金取扱、検査手数料等
			賃借料	借地料、借家料、自動車借上料等
			修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要する工事請負等の費用
			修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
			特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
路面復旧費	道路の修復費			
動力費	機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費			
材料費	有形固定資産等の維持修繕に要する諸材料費			
補償金	補償金、賠償金、見舞金等			

	法定福利費引当 金繰入額	
	旅費	
	被服費	
	備用品費	
	燃料費	
	光熱水費	
	印刷製本費	
	通信運搬費	
	委託料	
	手数料	
	賃借料	
	修繕費	
	修繕引当金繰入 額	
	特別修繕引当金 繰入額	
	動力費	
	薬品費	
	材料費	
	補償金	
	負担金	
	補助金	
	保険料	
	公課費	
	雑費	
総係費		事業活動全般に関する費用
	給料 手当	
	賞与引当金繰入 額	
	賃金	
	報酬	
	法定福利費	
	法定福利費引当 金繰入額	
	旅費	
	退職給付費	退職給付引当金として計上する ための繰入額及び退職手当の支 払に当たって不足が生じた場合 の当該不足額
	報償費	報償金、奨励金等
	被服費	
	備用品費	
	燃料費	
	光熱水費	
	印刷製本費	
	通信運搬費	

営業外費用	減価償却費	広告料	広告、宣伝に要する費用		
		委託料			
		手数料			
		賃借料			
		修繕費			
		修繕引当金繰入額			
		特別修繕引当金繰入額			
		研修費	職員の研修に要する費用		
		食糧費	会議のための茶菓、弁当代等		
		厚生費	医務、衛生、保健、文化、体育、慰安等に要する費用		
		会費負担金	関係団体の会費負担金等		
		補助金			
		貸付金			
		保険料			
公課費					
資産減耗費	減価償却費	貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額		
		雑費			
		有形固定資産減価償却費	則第13条、第15条又は第16条の規定による償却額 建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、リース資産等（耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満のものを除く。）の償却額		
		無形固定資産減価償却費	借地権、地上権、施設利用権及びリース資産の償却額		
		その他営業費用	営業外費用	固定資産除却費	有形固定資産の除却損又は廃棄損及び撤去費
				雑支出	上記以外の営業費用
				金融及び財務活動に伴う費用、その他主たる営業活動に係る費用以外の費用	
				支払利息及び企業債取扱諸費	
				企業債利息	企業債に対する利息
				長期借入金利息	長期借入金に対する利息
				一時借入金利息	一時借入金等に対する利息
				企業債取扱諸費	企業債の元利償還のつど支払う

		消費税及び地方消費税		手数料及び取扱費 消費税及び地方消費税納付額
		雑支出	消費税及び地方消費税	
	特別損失	固定資産売却損	不用品売却原価 その他雑支出	売却した不用品の原価 当年度の経常費用から除外すべき損失 固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時に帳簿価額に不足する額
		減損損失	固定資産売却損	
		災害による損失	減損損失	事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額
		過年度損益修正損	災害による損失	災害による巨額の臨時損失
		その他の特別損失	過年度損益修正損	前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
	予備費	予備費	その他特別損失	
			予備費	

資産勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
固定資産	有形固定資産	土地		土地、建物、構築物、機械、器具及び備品等（耐用年数1年未満又は取得価額が10万円未満のものを除き、将来営業の用に供する目的をもって所有する資産、例えば遊休施設、未稼働設備を含む。） 事務用敷地及び公舎敷地、運動場等の経営附属用土地等であり、土地の取得に関して要した費用、買収費、買収手数料、整地費（建物又は構築物に直接関係のあるものを除く。）及び測量

	事務所用地	費の合計額
	施設用地	本庁舎用地等もつぱら事務所の
	その他土地	ために用いる土地の用に用い
建物		る土地（施設に附属する事務
		所の用地を含む。）
	事務所用建物	事務所、作業場、倉庫、車庫の
	施設用建物	ほか、公舎その他を運営する建
	その他建物	物、通風等のための費用及び
建物減価償却累計額		を、使用するの費用を含む。ば
構築物		ら事務
	排水施設	所の下
	ポンプ場施設	水の用
	処理場施設	に供
	その他構築物	され
構築物減価償却累計額		てい
機械及び装置		る建
	電気設備	物の
	ポンプ設備	施設
	処理機械設備	のため
	その他機械設備	の施設
機械及び装置減価償却累計額		の施設
車両運搬具		機械、装置及びコンベヤ等の運
		搬設備並びにこれらの附属品
		電動機、変圧器等及び所内配電
		設備（建物を含むものを除く。
		）
		ポンプ及びこれに直結し、分離
		しがたい電動機等の電気設備
		ゲート設備等下水処理作業に要
		する機械設備
車両運搬具減価償却累計額		自動車、その他陸上運搬具

	工具、器 具及び備 品		機械及び 器具等 の 機上等 の 以上		含まれる 金庫 10万 円
	工具、器 具及び備 品減累一 却り産	器備償額 計額資			有形固定 資産（建 設仮勘定 を除外す る。）
	リース資 産減累一 却り産	償額計額			
	建設仮勘 定 その他有 形固定資 産 その他有 形固定資 産減累一 却り産	建設仮勘 定 その他有 形固定資 産 その他有 形固定資 産減累一 却り産			有形固定 資産の建 設改良費 （前払 金等含む 。） 上記以外 の有形固 定資産
無形固定 資産	借地権 地上権 施設利用 権利				有償取得 した借地 権、地上 権、施設 利用権（ 民法第6 01条に 規定する 権利） 民法第2 65条に 規定する 権利（電 気事業者 又はガス 事業者の 施設を利 用するに 対して、 ガス等 の供給を 受けるに 必要とす る権利）
	リース資 産				無形固定 資産（営 業権を除 く。）に 係るファ イナンス 資産

流動資産	投資その他 その資産	その他無形資産	リース外	所有権移転外	リース外	上記以外の無形固定資産
		投資有価証券				金融商品取引法（昭和23年法25号）第2条に規定する有価証券で投資の目的を持って所有するもの
		出資金貸付金				返済期日が貸借対照表から起算して1年以上のもの
		貸倒引当金				長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
		その他投資減価償却累計額				上記以外の投資の性質を有するもの 投資その他の資産に係る減価償却累計額
		現金・預金				
		現金	現金			
		預金	預金			
		未収金				
		営業未収金	営業未収金			
		未収下水道使用料				下水道使用料の未収入額
		未収一般会計負担金				一般会計負担額の未収入額
		未収受託事業収益				受託事業収益の未収入額
		未収貸付金元金収入				
		その他営業未収金				上記以外の営業収益未収入額
	営業外未収金					
		未収受取利息				預金、貸付金利息等の未収入額
		未収国庫補助金				特別債利息国庫補助金、水洗化助成国庫補助金等の未収入額
		未収一般会計補助金				汚水処理補助金等の未収入額
		その他営業外未収金				上記以外の営業外収益未収入額
	その他未収金					
		未収国庫補助金				固定資産売却代金等上記以外の未収金 建設改良費国庫補助金の未収入額

		未収一般会計出 資金	一般会計出資金の未収入額
		未収受益者負担 金	受益者負担金の未収入額
		未収工事負担金 その他未収金	工事負担金の未収入額 上記以外の未収入額 未収金の回収不能による損失に 備えるために引き当てるもの
貸倒引当 金	貸倒引当 金		
		貸倒引当金	
有価証券			一時的所有を目的とする有価証 券（差入保証金の代用として提 供されたもので短期間に返却 されるものを除く。）
	有価証券		
貯蔵品			いまだ使用に供されてい ない材料並びに耐用年数1年未 満の取得価額が10万円未 満の器具及び備品（固定資 産の取得に属するもの を除く。） 金属材料、木材、燃料、薬品等
	材料	材料	
	消耗品	消耗品	文具、用紙等の事務用品等
短期貸付 金	一般短期 貸付金	一般短期貸付金	他会計以外に対する貸付金
	他会計貸 付金	他会計貸付金	他会計に対する短期貸付金
貸倒引当 金	貸倒引当 金		短期貸付金の回収不能による損 失に備えるために引き当てるも の
		貸倒引当金	
前払費用			前払賃貸料、前払利息等一定の 契約に従い、継続的に役務の提 供を受け、場合、いまだ提供さ れていない役務に對して支 払わねばならない借入に對し て1年以内の費用と算するもの
	前払費用		
前払金			物品等の購入、工事の請負等に 際して前払された金額で前 費用に属しないもの
	資金前渡 概算払	資金前渡 概算払	

その他流動資産	前払金	前払消費税及び地方消費税	年度途中において中間納付される消費税及び地方消費税
	工事前払金	工事前払金	
	保管有価証券	保管有価証券	差入保証金の代用として提供を受けた有価証券で短期間に返却する見込みのもの
	仮払消費税及び地方消費税		課税仕入に係る消費税額
	特定仮払消費税及び地方消費税		特定収入割合が5%超の場合の4条の特定収入を財源とする行われた4条の課税仕入に係る控除できない消費税額 上記以外の流動資産
		その他流動資産	

負債勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
固定負債	企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債		建設改良費等（建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）第12条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費をいう。以下同じ。）の財源に充てるために発行する企業債（1年内に償還期限の到来するものを除く。）
		その他の企業債		建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（1年内に償還期限の到来するものを除く。）
	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年内に返済期限の到来するものを除く。）
		その他の長期借入金		建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年内に返済期限の

流動負債	リース債務	リース債務	到来するものを除く。)
	引当金	リース債務	ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年以内に支払期限の到来するものを除く。）
		退職給付引当金	将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額（1年以内に使用される見込みのものを除く。）
		退職給付引当金)
	その他固定負債	特別修繕引当金	数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（1年以内に使用される見込みのものを除く。） （流動負債 - 特別修繕引当金における（注）参照）
		特別修繕引当金	上記以外の固定負債
	一時借入金 企業債	その他固定負債	その他固定負債
		その他固定負債	その他固定負債
		借入金等	借入金等で貸借対照表日から起算して1年以内に返還又は支払を要するもの
		建設改良費等の財源に充てるための企業債	1年以内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債
その他の企業債		1年以内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債	
他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	1年以内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金	
	その他の	1年以内に返済期限の到来する建	

	長期借入金		設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
リース債務	リース債務		1年以内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務
未払金	営業未払金 その他未払金		特定の契約等によりすでに確定している短期的債務でまだその支払を終わらないもの（未払費用に属するものを除く。） 営業活動に係る通常取引により発生する未払金
未払費用	未払消費税及び 地方消費税 その他未払金		消費税の納税計算の結果、納税が予想される消費税額 固定資産等購入代金の未払額、償還期限経過後の企業債の未償還額等上記以外の未払金 未払利息、未払賃借料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受けている場合、すでに提供を受けた役務の対価の未払額
前受金	未払費用 営業前受金 営業外前受金 その他前受金	未払費用 営業前受金 営業外前受金 その他前受金	契約等によりすでに受け取った対価のうち、いまだその債務の履行を終わらないもの 前受下水道使用料等主たる営業活動に係る収益の前受額 その他主たる営業活動以外から生ずる収益の前受額 固定資産売却代金等上記以外の収入の前受額
引当金	賞与引当金 法定福利費引当金 修繕引当金		翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金 企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われな

繰延収益	特別修繕引当金	特別修繕引当金	った場合において、その修繕に備えて計上する引当金
			数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち1年内に使用される見込みのもの
			(注) 企業会計の取扱い上は、1年内の使用額を正確に算定できないため、特別修繕引当金全額を固定負債に計上することが通例であることから、地方公営企業においても同様の取扱いをすることとして差し支えないものであること
			預り金
			預り金
			預り保証金
			預り諸税金
			その他預り金
			預り有価証券
			預り有価証券
その他流動負債	仮受消費税及び地方消費税	入札保証金、契約保証金その他保証金	
		所得税及び県市町村民税	
		入札保証証券、契約保証証券その他保証証券	
繰延収益	長期前受金	課税売上に係る消費税額	
		仮受消費税及び地方消費税	
繰延収益	長期前受金	償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金	
		再評価積立金長期前受金国庫補助金長期前受金	

	受担前益額	益金化額	者長累計	負長期収計
	他担前益額	會計化額	計長期累計	負長期収計
	受贈前期収計額	財産評価額	受贈前期収計額	資産長累計
	寄附前期収計額	附金化額	寄附前期収計額	長金累計
	その本前期収計額	その他剰余金	その本前期収計額	資長金累計

資本勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
資本金	資本金	固有資本金	固有資本金	企業開始の時（地方公営企業法（昭和27年法292号）適用の時）における引継資本金の額
		出資金	出資金	他会計からの出資金の額
		繰入資本金	繰入資本金	建設又は改良に要する資金に当てるため一般会計から出資の目的で繰り入れられた額
		組入資本金	組入資本金	剰余金から資本金に組み入れた額
剰余金	資本剰余金	再評価積立金		地方公営企業法施行令（昭和27年政令403号）附則第11項及び第12項の規定により資

		再評価積立金	産の再評価を行った場合における再評価価額から再評価以前の帳簿価額を控除した額
	国庫補助金	国庫補助金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた国庫補助金
	県補助金	県補助金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた県補助金
	他会計補助金	他会計補助金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた一般会計補助金
	工事負担金	工事負担金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた工事負担金
	受益者負担金	受益者負担金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた受益者負担金
	他会計負担金	他会計負担金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた一般会計負担金
	受贈財産評価額	受贈財産評価額	償却資産以外の固定資産の贈与を受けた財産の評価額
	寄附金	寄附金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた寄附金
	その他資本剰余金	その他資本剰余金	上記以外の資本剰余金
利益剰余金			
	減債積立金	減債積立金	企業債の償還に充てるため積み立てた額
	利益積立金	利益積立金	欠損金をうめるために積み立てた額
	建設改良積立金	建設改良積立金	建設又は改良のために積み立てた額
	その他積立金	その他積立金	上記以外の任意積立金

	当年度未処分利益剰余金（当年度未処分欠損金）	その他積立金	当年度末における繰越利益剰余金（繰越欠損金）の額に当年度の純利益（純損失）の金額を加減した額
		繰越利益剰余金 前年度末残高（繰越欠損金年度末残高）	前年度未処分利益剰余金（前年度未処理欠損金）の額から前年度利益剰余金処分量（前年度欠損金処理額）を控除して得た繰越利益剰余金（繰越欠損金）の額
	未処分利益剰余金	当年度純利益（当年度純損失）	当年度の損益取引の結果発生した純利益（純損失額）
		その他未処分利益剰余金変動額	

別表第3（第13条関係）

下水道事業予算科目表

収益的収入

款	項	目	節	（科目区分の説明）
下水道事業収益	営業収益	下水道使用料	下水道使用料	主たる営業活動から生ずる収益 汚水処理による使用料
		他会計負担金	一般会計負担金	雨水処理に要する経費の他会計からの負担金
		受託事業収益	受託工事収益	排水設備等の工事受託による収益
		貸付金元金収入	水洗便所改造資金貸付金元金収入	
		その他の営業収益		

営業外収益		手数料	甲府市下水道工事指定店申請手数料、下水道使用料の督促手数料
		雑収益	上記以外の営業収益 金融及び販売活動に伴う収益、その他主たる営業活動以外から生ずる収益
	受取利息		
		預金利息	
		貸付金利息	
		有価証券利息	
	国庫補助金		
		特別債利子国庫補助金	
	他会計補助金		汚水処理等に係る経費の他会計からの繰入金で返済を要しないもの
		一般会計補助金	
	長期前受金戻入		地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「則」という。）第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するもの
		再評価積立金長期前受金戻入	
		国庫補助金長期前受金戻入	
	県補助金長期前受金戻入		
	他会計補助金長期前受金戻入		
	工事負担金長期前受金戻入		
	受益者負担金長期前受金戻入		
	他会計負担金長期前受金戻入		
	受贈財産評価額長期前受金戻入		
	寄附金長期前受金戻入		
	その他資本剰余金長期前受金戻入		
	雑収益		上記以外の営業外収益

	特別利益	不用品売却収益 手数料 延滞金 その他雑収益	不用品の売却代金 督促手数料 延滞金
	固定資産売却益	固定資産売却益	当年度の経常的収益から除外すべき利益 固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額
	過年度損益修正益	過年度損益修正益	前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの
	その他特別利益	その他特別利益	

収益的支出

款	項	目	節	(科目区分の説明)
下水道事業費用	営業費用	管渠費		主たる営業活動から生ずる費用 管渠の維持管理に要する費用
		給料 手当		職員の本給 職員の扶養、期末、勤勉、時間外勤務及び特殊勤務等の諸手当
		賞与引当金繰入額		賞与引当金として計上するための繰入額
		賃金 報酬		臨時職員及び人夫の賃金 臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬
		法定福利費		事業主負担の健康保険料、厚生年金保険料、労働保険料及び労務災害補償費等
		法定福利費引当金繰入額		法定福利費引当金として計上するための繰入額
		旅費		旅費に関する規定等に基づいて職員等に支給する旅費
		被服費		被服貸与規定に基づいて職員に貸与する被服の購入費
		備用品費		事務及び工事用消耗品費並びに耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の器具、備品費
		燃料費		工事用、自動車用及び採暖用燃料費
		光熱水費		電気料金、ガス料金等
		印刷製本費		文書、図面、帳簿等の印刷費及

		通信運搬費	び伝票、帳簿等の製本費 はがき、郵便切手、電信電話料 、電話加入移転架設料、乗車船 券類、送料等
		委託料	委託に要する費用
		手数料	公金取扱、検査手数料等
		賃借料	借地料、借家料、自動車借上料 等
		修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要 する工事請負等の費用
		修繕引当金繰入 額	修繕引当金として計上するた めの繰入額
		特別修繕引当金 繰入額	特別修繕引当金として計上す るための繰入額
		路面復旧費	道路の修復費
		動力費	機械装置等の運転に必要な電力 料及び燃料費
		材料費	有形固定資産等の維持修繕に要 する諸材料費
		補償金	補償金、賠償金、見舞金等
		負担金	維持管理負担金等
		補助金	各種事業における補助金
		保険料	事業用財産に対する損害保険料
		公課費	自動車重量税
		雑費	上記の科目に属さない費用
	ポンプ場 費		ポンプ場の維持管理に要する費 用
		給料	
		手当	
		賞与引当金繰入 額	
		賃金	
		報酬	
		法定福利費	
		法定福利費引当 金繰入額	
		旅費	
		被服費	
		備用品費	
		燃料費	
		光熱水費	
		印刷製本費	
		通信運搬費	
		委託料	
		手数料	
		賃借料	
		修繕費	

	修繕引当金繰入額	
	特別修繕引当金繰入額	
	動力費	
	薬品費	諸薬品購入費
	材料費	
	補償金	
	負担金	
	保険料	
	公課費	
	雑費	
終末処理場管理費		終末処理場の維持管理に要する費用
	給料	
	手当	
	賞与引当金繰入額	
	賃金	
	報酬	
	法定福利費	
	法定福利費引当金繰入額	
	旅費	
	被服費	
	備用品費	
	燃料費	
	光熱水費	
	印刷製本費	
	通信運搬費	
	委託料	
	手数料	
	賃借料	
	修繕費	
	修繕引当金繰入額	
	特別修繕引当金繰入額	
	動力費	
	薬品費	
	材料費	
	補償金	
	負担金	
	補助金	
	保険料	
	公課費	
	雑費	

総係費	給料 手当 賞与引当金繰入額 賃金 報酬 法定福利費 法定福利費引当金繰入額 旅費 退職給付費 報償費 被服費 備用品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費 広告料 委託料 手数料 賃借料 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 研修費 食糧費 厚生費 会費負担金 補助金 貸付金 保険料 公課費 貸倒引当金繰入額 雑費 減価償却費 有形固定資産減価償却費	事業活動全般に関する費用 退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額 報償金、奨励金等 広告、宣伝に要する費用 職員の研修に要する費用 会議のための茶菓、弁当代等 医務、衛生、保健、文化、体育、慰安等に要する費用 関係団体の会費負担金等 貸倒引当金として計上するための繰入額 則第13条、第15条又は第16条の規定による償却額 建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備
-----	---	---

			品、リース資産等（耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満のものを除く。）の償却額 借地権、地上権、施設利用権及びリース資産等の償却額
	資産減耗費	無形固定資産減価償却費	
	その他営業費用	固定資産除却費	有形固定資産の除却損又は廃棄損及び撤去費 上記以外の営業費用
営業外費用		雑支出	金融及び財務活動に伴う費用、その他主たる営業活動に係る費用以外の費用
	支払利息及び企業債取扱諸費		
		企業債利息	企業債に対する利息
		長期借入金利息	長期借入金に対する利息
		一時借入金利息	一時借入金等に対する利息
		企業債取扱諸費	企業債の元利償還のつど支払う手数料及び取扱費
	消費税及び地方消費税		消費税及び地方消費税納付額
		消費税及び地方消費税	
	雑支出		
		不用品売却原価	売却した不用品の原価
特別損失		その他雑支出	当年度の経常費用から除外すべき損失
	固定資産売却損		固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時に帳簿価額に不足する額
		固定資産売却損	
	貸倒引当金繰入額		
		貸倒引当金繰入額	
	減損損失		事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額

		災害による損失	減損損失	災害による巨額の臨時損失
		過年度損益修正損	災害による損失 過年度損益修正損	前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
		その他の特別損失	過年度損益修正損 その他の特別損失	
	予備費	予備費	予備費	

資本的収入

款	項	目	節	(科目区分の説明)
資本的収入	企業債	下水道事業債	下水道事業債	
	長期借入金	長期借入金	他会計借入金	
	出資金	他会計出資金	他会計出資金	
	補助金	国庫補助金	国庫補助金	
		県補助金	県補助金	
		他会計補助金	他会計補助金	
	工事負担金	受益者負担金	受益者負担金	
		その他工事負担金		

	固定資産 売却代金	固定資産 売却代金	その他工事負担 金
	その他資 本的収入	その他資 本的収入	固定資産売却代 金 その他資本的収 入

資本的支出

款	項	目	節	(科目区分の説明)
資本的支 出	建設改良 費	管渠建設 費	給料 手当 賞与引当金繰入 額 賃金 報酬 法定福利費 法定福利費引当 金繰入額 旅費 被服費 備用品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費 委託料 手数料 賃借料 修繕費 路面復旧費 材料費 工事請負費 補償金 固定資産購入費 負担金	管渠の建設費

ポンプ場 建設費	補助金 保険料 公課費 雑費 給料 手当 賞与引当金繰入 額 賃金 報酬 法定福利費 法定福利費引当 金繰入額 旅費 被服費 備用品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費 委託料 手数料 賃借料 修繕費 材料費 工事請負費 補償金 固定資産購入費 負担金 補助金 保険料 公課費 雑費	ポンプ場の建設費
処理場建 設費	給料 手当 賞与引当金繰入 額 賃金 報酬 法定福利費 法定福利費引当 金繰入額 旅費 被服費	処理場の建設費

	備用品費	
	燃料費	
	光熱水費	
	印刷製本費	
	通信運搬費	
	委託料	
	手数料	
	賃借料	
	修繕費	
	材料費	
	工事請負費	
	補償金	
	固定資産購入費	
	負担金	
	補助金	
	保険料	
	公課費	
	雑費	
建設諸費		建設改良に伴う諸費
	給料	
	手当	
	賞与引当金繰入額	
	賃金	
	報酬	
	法定福利費	
	法定福利費引当	
	金繰入額	
	旅費	
	報償費	
	被服費	
	備用品費	
	燃料費	
	光熱水費	
	印刷製本費	
	通信運搬費	
	委託料	
	手数料	
	賃借料	
	修繕費	
	材料費	
	工事請負費	
	補償金	
	固定資産購入費	
	負担金	
	補助金	
	保険料	
	公課費	

	企業債償還金	元金償還金	雑費	
	他会計借入金償還金	他会計借入金償還金	元金償還金	
	予備費	予備費	他会計借入金償還金	
			予備費	

(甲府市上下水道局事案決定規程の一部改正)

第3条 甲府市上下水道局事案決定規程(昭和48年8月管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3財務に関する事項、(3)支出負担行為に関する事項(科目別)の表を次のように改める。

3 財務に関する事項

(3) 支出負担行為に関する事項(科目別)

項目	決定区分				備考
	管理者	部長	室長	課長	
(1) 給料				○	
(2) 手当				○	
(3) 賞与引当金繰入額				○	
(4) 賃金				○	
(5) 報酬			500万円以上	500万円未満	
(6) 法定福利費				○	
(7) 法定福利費引当金繰入額				○	
(8) 旅費				○	
(9) 退職手当			○		
退職給付費				○	
(10) 報償費		200万円以上	100万円以上200万円未満	100万円未満	

(11)	被服費		500万円以上	200万円以上500万円未満	200万円未満	
(12)	備用品費		同上	同上	同上	
(13)	燃料費				○	
(14)	光熱水費				○	
(15)	印刷製本費		500万円以上	200万円以上500万円未満	200万円未満	
(16)	通信運搬費				○	
(17)	広告料		500万円以上	200万円以上500万円未満	200万円未満	
(18)	委託料	2,000万円以上	1,000万円以上2,000万円未満	200万円以上1,000万円未満	200万円未満	
(19)	手数料		500万円以上	200万円以上500万円未満	200万円未満	
(20)	賃借料	2,000万円以上	1,000万円以上2,000万円未満	200万円以上1,000万円未満	200万円未満	
(21)	修繕費	5,000万円以上	2,000万円以上5,000万円未満	200万円以上2,000万円未満	200万円未満	
(22)	修繕引当金繰入額				○	
(23)	特別修繕引当金繰入額				○	
(24)	路面復旧費	5,000万円以上	2,000万円以上5,000万円未満	200万円以上2,000万円未満	200万円未満	
(25)	動力費				○	
(26)	薬品費		500万円以上	200万円以上500万円未満	200万円未満	
(27)	材料費		同上	同上	同上	
(28)	工事請負費	5,000万円以上	2,000万円以上5,000万円未満	200万円以上2,000万円未満	200万円未満	
(29)	補償金	重要なもの	軽易なもの			
(30)	研修費				○	
(31)	食糧費		○			

(32)	交際費	◎				
(33)	厚生費				○	
(34)	負担金		500万円以上	200万円以上500万円未満	200万円未満	
(35)	会費負担金		同上	同上	同上	
(36)	補助交付金	500万円以上	300万円以上500万円未満	100万円以上300万円未満	100万円未満	
(37)	貸付金	2000万円以上	1000万円以上2000万円未満	200万円以上100万円未満	200万円未満	
(38)	保険料		500万円以上	200万円以上500万円未満	200万円未満	
(39)	公課費				○	
(40)	受水費				○	
(41)	ダム管理費				○	
(42)	調査費	重要なもの	軽易なもの			
(43)	基金事業				○	
(44)	貸倒引当金繰入額				○	
(45)	雑費		200万円以上	100万円以上200万円未満	100万円未満	
(46)	減価償却費	◎				
(47)	固定資産除資産減耗費		500万円以上	200万円以上500万円未満	200万円未満	
	たな卸資産減耗費	100万円以上	100万円未満			
(48)	その他営業費用		500万円以上	200万円以上500万円未満	200万円未満	
(49)	支払利息				○	
(50)	不用品売却雑支出		500万円以上	200万円以上500万円未満	200万円未満	
	その他雑支出		同上	同上	同上	
(51)	特別損失	特に重要なもの	重要なもの	一般的なもの	定例的、軽易なもの	
(52)	予備費	◎				
(53)	固定資産購入費	1,000万円以上	500万円以上1,000万円未満	200万円以上500万円未満	200万円未満	

			満			
(54)	企業債償還金					○
(55)	基金	特に重要なもの	重要なもの	一般的なもの	定例的、軽易なもの	
(56)	開発費	同上	同上	同上	同上	
(57)	他会計償還金					○
(58)	原材料	1,000万円以上	500万円以上1,000万円未満	200万円以上500万円未満	200万円未満	
	貯蔵品					
	費たな卸資産					
	購入費					
	量水器	同上	同上	同上	同上	
	備消耗品		500万円以上	200万円以上500万円未満	200万円未満	
	その他貯蔵品		同上	同上	同上	
(59)	投資	◎				
(60)	短期貸付金	◎				
(61)	前払費用			100万円以上	100万円未満	
(62)	前払金		1,000万円以上	500万円以上1,000万円未満	500万円未満	
(63)	一時借入金	5,000万円以上	3,000万円以上5,000万円未満	1,000万円以上3,000万円未満	1,000万円未満	
(64)	預り金					○ 前受金を含む。

附 則 (平成26年3月6日管理規程第3号)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に存するこの規程による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市上下水道局管理規程第4号

甲府市上下水道局公金徴収事務委託に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月28日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 保坂 紀夫

甲府市上下水道局公金徴収事務委託に関する規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局公金徴収事務委託に関する規程（平成17年7月管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第403号」の次に「。第11条において「政令」という。」を加え、「甲府市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が」を「水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）に係る」に改める。

第2条中「の各号に規定する」を「に掲げる」に改め、同条第1号中「水道料金」の次に「及び水道加入金並びに手数料」を加え、同条第2号中「公共下水道使用料」の次に「及び手数料」を加え、同条第3号中「督促手数料」の次に「及び延滞金」を加え、同号を同条第6号とし、同条第2号の次に次の3号を加える。

- (3) 甲府市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和49年12月条例第49号）に規定する負担金及び延滞金
- (4) 甲府市水洗便所改造資金貸付条例（昭和38年12月条例第50号）に規定する貸付金及び延滞金
- (5) 甲府市上下水道局スポーツ施設条例（昭和60年7月条例第31号）に規定する使用料

第2条に次の2号を加える。

- (7) 他の地方公共団体から徴収の委託を受けた公共下水道使用料
- (8) 前各号に掲げるもののほか、甲府市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定めるもの

第 3 条各号列記以外の部分中「次の各号の」を「次に掲げる基準の」に改め、「私人に」を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 徴収事務を委託することにより、上下水道事業の収入の確保及び水道使用者等の便益の増進に寄与し、上下水道事業の経済性がより発揮されること。
- (2) 徴収事務を受託する者が、当該徴収事務を遂行するのに十分な意思と能力を有する私人で、管理者が必要と認める条件を備えていること。
- (3) 徴収した公金の保管が安全であると認められること。

第 4 条各号を次のように改める。

- (1) 第 2 条各号に掲げる公金（以下「水道料金等」という。）のうち第 1 号に掲げる水道料金及び第 2 号に掲げる下水道使用料に係る使用水量及び汚水排水量の計量及び認定
- (2) 水道料金等の収納

第 5 条第 4 号中「いること」を「いる者」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員に該当しない者

第 7 条を次のように改める。

（委託契約）

第 7 条 管理者は、徴収事務を委託するときは、当該委託を受ける者（以下「受託者」という。）と次に掲げる事項を記載した契約書により契約を締結しなければならない。

- (1) 委託する徴収事務の内容及び実施方法
- (2) 委託する徴収事務の対象区域
- (3) 契約期間
- (4) 委託料の額及び支払方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要であると認める事項

第 1 1 条を第 1 9 条とする。

第 1 0 条の見出しを「（損害賠償）」に改め、同条を第 1 8 条とする。

第 9 条中「を随時」を「について定期又は随時に」に改め、同条を第 1 1 条とし、同条の次に次の 6 条を加える。

(関係法令等の遵守)

第12条 受託者は、徴収事務を履行するにあたり水道事業及び下水道事業関係法令、甲府市水道事業給水条例、甲府市下水道条例等を遵守しなければならない。

(個人情報の保護)

第13条 受託者は、徴収事務の履行にあたり個人情報を取り扱うときは、甲府市個人情報保護条例（平成15年12月条例第42号）を遵守しなければならない。

2 個人情報の保護は、徴収事務に従事する全ての者及び退職した者についても適用する。

(秘密の保持)

第14条 受託者は、徴収事務の履行にあたり知り得た秘密を保持するものとし、業務の履行に必要な場合を除き、当該秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 秘密の保持は、徴収事務に従事する全ての者及び退職した者についても適用する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保として供してはならない。

(再委託の禁止)

第16条 受託者は、受託した徴収事務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ管理者の承認を得た場合はこの限りでない。

(契約の解除)

第17条 管理者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結及び履行について不正な行為があると認めたとき。
- (2) 故意又は重大な過失により甲府市上下水道局（以下「局」という。）又は第三者に損害を与えたとき。
- (3) 局の信用を失墜する行為があると認めたとき。
- (4) 局の指示に従わないとき。
- (5) 契約を履行することが困難であるとき。
- (6) その他管理者が受託者として不適切と認める事由が生じたとき。

第8条第1項及び第3項中「従事するもの」を「従事する者」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(実績報告)

第10条 受託者は、管理者の指定する期日までに、受託した徴収事務の履行状況について実績報告書を作成し、管理者に提出しなければならない。

第7条の次に次の1条を加える。

(告示)

第8条 管理者は、前条に規定する契約を締結したときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 受託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- (2) 受託者の取り扱う事務の内容
- (3) 受託者の取り扱う事務の対象区域
- (4) 委託する期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要であると認める事項

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第5号

甲府市上下水道企業職員管理職手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 保坂 紀夫

甲府市上下水道企業職員管理職手当支給規程の一部を改正する規程
甲府市上下水道企業職員管理職手当支給規程（昭和42年1月管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第6号

甲府市下水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 保坂 紀夫

甲府市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

甲府市下水道条例施行規程（平成19年4月1日管理規程第27号）の一部を次のように改正する

第6条第1項中「2通」を「3通」に改める。

第6条の次に次の2条を加える。

（給水設備の届出）

第6条の2 条例第5条の2に規定する給水設備の届出は、前条第1項第2号に規定する平面図に給水設備の位置、構造、寸法、形状、材料及び能力を記載し、給水設備使用届出書（第17号様式）を管理者に提出しなければならない。

（給水設備の確認）

第6条の3 条例第5条の2第2項に規定する給水設備の確認は、前条に規定する届出のあった給水設備の設置場所において、当該給水設備の構造等について行うものとする。

第14条を次のように改める。

（使用の態様の変更の届出）

第14条 条例第13条の3第1項に規定する使用の態様の変更の届出は、給水設備使用届出書（第17号様式）及び第6条の2に規定する平面図を管理者に提出しなければならない。

第14条の次に次の1条を加える。

（給水設備の確認）

第14条の2 条例第13条の3第2項に規定する給水設備の確認は、前条に規定

する届出のあった給水設備の設置場所において、当該給水設備の構造等について行うものとする。

第25条中「下水道法第13条、第32条及び条例第7条」を「下水道法第13条及び第32条並びに条例第7条及び第16条の2」に改める。

第2号様式（第6条関係）を次のとおり改める。

第2号様式(第6条関係)

※ 供用開始順次 第 次	※ 年 月 日 受付第 号	※ 年 月 日 検査済証第 号
排水設備計画確認申請書		
(あて先) 甲府市上下水道事業管理者 甲府市下水道条例第5条の規定により計画の確認を申請します。		年 月 日
住 所 申 請 者 (義務者又は受任者)氏 名		(印) 申請者本人が署名する場合は、 押印を省略できます。 (法人は除く。)
義 務 者	住 所 ふりがな 氏 名	
設 置 場 所	建物の用途	電 話
建 物 区 分	既存・新築・増築・改築	
工 事 の 種 類 (○でかこんで ください)	1 排水設備(新設・増設・改設・撤去) 2 水洗便所の改造(含む・含まない) 3 除害施設(有・無)	
使用水の種類	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸 <input type="checkbox"/> 温泉 <input type="checkbox"/> その他 () 注) 使用水が水道水以外の場合は第17号様式を添付すること。	
施 工 者 (甲府市下水道 工事指定店)	住 所 名 称 代表者名 電 話	責任技術者名 登録番号第 号
	工 事 着 工 予 定 年 月 日	工 事 完 了 予 定 年 月 日
戸 数	世 帯 数	積 地 面 積 m ²
戸	世帯	水洗便所改造資金貸付け 申 請 の 有 無 有 無
※ 調査概要	年 月 日 調 査 員 係 長 課 長	

- 添付書類 ① 見取図、平面図、縦断面図、構造図
② 他人の土地又は排水設備を使用するときは、当該権利者の承諾書
(注)1 この申請書は3通提出してください。
2 ※欄は記入しないでください。

委 任 状	年 月 日
住 所 委任者 (義務者)氏 名	
(印)	
私は、公共下水道に接続するための排水設備工事、及び排水設備計画確認申請書の申請事務を下記の者に委任します。	
住 所 受任者 名 称 代表者	

(注) 委任状は、すべて委任者が書いて下さい

第4号様式（第9条関係）を次のとおり改める。

第4号様式(第9条関係)

排水設備工事完成検査申請書					
(あて先)甲府市上下水道事業管理者					年 月 日
住所			申請者		
住所			(義務者又は受任者)氏名		
住所			申請者本人が署名する場合は、 を省略できます。(法人は除く。)		
排水設備(新設・増設・改設・撤去)工事が完成しましたので申請します。					
義務者		設置場所			
住所		設備の内容		水洗便所を含む。 含まない。	
氏名		電話			
着工	年 月 日		完成	年 月 日	
計画確認番号		お客様番号		メーター番号	
公共下水道使用開始日(流入可能になった日)			年 月 日		
工事施行指定店名					
※ 上記の工事は検査の結果、法令の規定に適合していることが認められたので、検査済証を交付するものとする。 年 月 日 検査員					
検査済証番号	検査概要			検査員	係長
※ 第 号	※				

※欄は記入しないでください。

委任状			年 月 日
住所			
委任者			
(義務者)氏名			
私は、公共下水道に接続した排水設備工事の排水設備工事完成検査申請書の申請事務を下記の者に委任します。			
住所			
受任者 名称			
代表者			

(注) 委任状は、すべて委任者が書いて下さい。

第 8 号様式（第 1 0 条関係）を次のとおり改める。

第8号様式(第10条関係)

公共下水道使用(開始・休止・廃止・再開)届出書	
年 月 日	
(あて先) 甲府市上下水道事業管理者	
住所	印
届出者 氏名	届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。(法人は除く。)
電話	
甲府市下水道条例第9条第1項の規定により届け出ます。	
設置場所	使用する者 電話番号
<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 再開	年 月 日 建物の用途 ・住宅 ・店舗(軒) ・貸家(戸) ・マンション(戸) ・アパート(戸) ・その他()
お客様番号	
メーター番号	
工事施工指定店名	
使用水の種類	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 水道水以外の汚水(井戸・温泉・その他()) <input type="checkbox"/> 水道水と(井戸・温泉・その他())の併用
世帯構成人員	人

第 1 6 号様式（第 2 6 条関係）の次に次の様式を加える。

第 1 7 号様式（第 6 条の 2、第 1 4 条関係）

第17号様式(第6条の2、第14条関係)

給水設備使用（開始・変更・廃止）届出書	
年 月 日	
(あて先)甲府市上下水道事業管理者	
届出者 住 所	
氏 名	
電話番号	
〔届出者本人が署名する場合は、 押印 を省略できます。(法人は除く。)〕	
甲府市下水道条例施行規程第6条の2、第14条の規定により届け出ます。	
給 水 設 備 設 置 場 所	
事 業 所 名 又 は 使 用 者 名	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
建 物 の 種 類 等	<input type="checkbox"/> 一般家庭 <input type="checkbox"/> その他()
使 用 水 の 種 類	<input type="checkbox"/> 井戸 <input type="checkbox"/> 温泉 <input type="checkbox"/> その他()
使 用 水 の 用 途	
計 量 器 の 有 無	有 ・ 無 (無の場合、使用量積算資料を添付)
使用水量又は初回メーター検針	使用水量 m^3 /月・初回メーター読み m^3
連絡先（法人等の場合）	部署名等
	担当者名
	電話番号
お客様番号・水道水の用途 (水道水を使用している場合)	
その他の給水設備と使用水の 用途(2つ以上の給水設備が ある場合)	
そ の 他	

注) 使用水の種類毎に提出してください。

給 水 設 備 確 認		
担 当	係 長	課 長
月 日	月 日	月 日

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第7号

甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 保坂 紀夫

甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程等の一部を改正する規程

(甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程の一部改正)

第1条 甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程(平成17年3月管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のとおり改める。

部	室等	課等	係
業務部	業務総室	総務課	総務係、管財契約係
		経営企画課	企画係、情報係、経理係
		会計課	出納係、審査係
		工事検査課	
	営業管理室	営業課	営業係
		給排水課	給水装置係、排水設備係、普及係
工務部	工務総室	計画課	管理計画係、図面係
	水道管理室	水保全課	水源保全係、簡易水道係
		水道課	水道第一係、水道第二係、水道第三係、配水施設係、漏水対策係
		浄水課	水質係、浄水係
	下水道管理室	下水道課	下水道第一係、下水道第二係、管路維持第一係、管路維持第二係
		浄化センター	施設係

別表工務部、施設整備室の項を削り、別表工務部、工務総室、計画課の項の次に次のように加える。

	水道管理室	水保全課	<ol style="list-style-type: none"> 1 水源の保全に関する事。 2 甲府市水道水源保護対策協議会に関する事。 3 甲府市水道水源保護指導要綱に関する事。 4 経営会議環境保全対策部会に関する事。 5 簡易水道、小規模水道及び飲料水供給施設に関する事。 6 専用水道及び簡易専用水道に関する事。
		水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道工事の調査、設計及び施工に関する事。 2 受託工事に関する事。 3 水道工事に伴う補償に関する事。 4 送水、配水施設の調査、設計、施工及び維持管理に関する事。 5 非常用貯水槽の維持管理に関する事。 6 無線装置（業務用）の維持管理に関する事。 7 宅地内の漏水調査（局の修理負担箇所）及び道路等の漏水調査・漏水修理に関する事。 8 経営会議有効率向上部会（水道分解）に関する事。

	浄水課	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道原水及び浄水の水質管理に関すること。 2 浄水及び給水の水質検査に関すること。 3 取水、導水、浄水及び排水処理施設の調査、設計、施工及び維持管理に関すること。 4 取水に伴う補償及び補償施設に関すること。 5 水道資料館の管理に関すること。
下水道管理室	下水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道工事及び雨水渠工事の調査、設計及び施工に関すること。 2 下水道工事及び雨水渠工事に伴う補償に関すること。 3 下水道施設（浄化センターに係るものを除く。）の維持管理に関すること。 4 共同排水設備設置に伴う補助金交付に関すること。 5 経営会議有効率向上部会（下水道分解）に関すること。
	浄化センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 甲府市浄化センター、住吉ポンプ場及び池添ポンプ場の維持管理に関すること。 2 下水道処理施設等の調査、設計及び施工に関すること。 3 下水道資源の有効利用に関すること。 4 特定事業場排水の管理、指導及び

			規制に関すること。
--	--	--	-----------

(甲府市上下水道局事案決定規程の一部改正)

第2条 甲府市上下水道局事案決定規程（昭和48年8月管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1庶務に関する事項第14号を次のとおり改める。

(14) 上水道指定給水装置工事事業者及び下水道工事指定店の指定に関すること。	◎				
---	---	--	--	--	--

別表第2業務部、営業管理室、給排水課の表第2項第3号中「指導」を「指定並びに指導」に改める。

別表第2工務部、施設整備室の表を次のように改める。

水道管理室

水保全課				
項目	決定区分			備考
	部長	室長	課長	
1 水源保全に関する事項				
(1) 水源保全計画に関すること。	重要	一般	軽易	
(2) 甲府市水道水源保護指導要綱に関すること。	同上	同上	同上	
(3) 水道原水の水質保全に関すること。	同上	同上	同上	
(4) 基金事業に関すること。	○			
(5) その他水源の保全に関すること。	重要	一般	軽易	

(6) 合併処理浄化槽に関すること。			○	
2 簡易水道、小規模水道及び飲料水供給施設（以下「簡易水道等」という。）に関する事項				
(1) 簡易水道等の計画に関すること。		○		
(2) 簡易水道等に係る調査及び設計に関すること。			○	
(3) 簡易水道等の工事の施工及び監督に関すること。			○	
(4) 簡易水道等の施設の維持管理、監視及び指導に関すること。			○	
(5) 簡易水道等の水質検査に関すること。			○	
(6) 簡易水道等の料金等の賦課及び徴収に関すること。	重要	一般	軽易	
(7) 新規専用水道等に係る確認及び決定に関すること。			○	
(8) 簡易専用水道に関すること。			○	
3 その他				
(1) その他水保全課	重要	一般	軽易	

に関すること。				
---------	--	--	--	--

水道課				
項目	決定区分			備考
	部長	室長	課長	
1 水道工事に関する事項				
(1) 水道施設の建設改良工事の設計及び施工に関すること。			○	
(2) その他水道施設が関係する工事の指導、監督に関すること。			○	
(3) 受託工事及び消火栓工事の設計及び施工に関すること。			○	
(4) 非常用貯水槽等の設計審査に関すること。			○	
(5) 工事に伴う補償に関すること。	重要	一般	軽易	
2 配水施設に関する事項				
(1) 河川占用及び土地使用等継続申請に関すること。			○	
(2) 取、送、配水量及び有効無収水量に関すること。	○			
(3) 配水調整に関すること。			○	

(4) 非常用貯水槽及び 付属設備の維持管理に 関すること。			○	
(5) 水道施設に係る電 気工作物の工事、維持 及び運用に関するこ と。			○	
(6) 無線装置（基地局 ）及びテレメータの維持 管理に関すること。			○	
(7) ポンプ施設、水位 計、流量計及び電動弁 の維持管理に関するこ と。			○	
(8) 配水施設及びその 附属機器（減圧弁、緊急 遮断弁）等の維持管理に 関すること。			○	
(9) 取水に伴う補償及 びその施設の維持管理に 関すること。			○	
(10) 濁水、水圧及び 赤水などの調査に関する こと。			○	
3 漏水対策に関する事項				
(1) 漏水調査区域の決 定、調査及び修理に関す ること。		○		
(2) 漏水調査モデル地		○		

区の設定に関するこ と。				
(3) 漏水防止計画に関 すること。	○			
(4) 宅地内の漏水調査 (局の修理負担箇所)に 関すること。	重要	一般	軽易	
(5) 道路の漏水調査に 関すること。			○	
(6) 営業時間外の現地 確認業務の委託に関す ること。	○			
(7) 導、送、配水管及 び附属設備の漏水修理に 関すること。	重要	一般	軽易	
(8) 公道内給水管の漏 水修理に関すること。			○	
(9) 道路工事等の立会 いに関すること。			○	
(10) 消火栓の維持管 理に関すること。			○	
(11) 有料修理金(他 企業等の切り廻しを含む 。)の調定及び清算に関 すること。			○	
4 その他				
(1) その他水道課に関 すること。	重要	一般	軽易	

浄水課				
項目	決定区分			備考
	部長	室長	課長	
1	水質に関する事項			
	(1) 水質に関すること。	○		
	(2) 配水管末残留塩素の測定に関すること。		○	
	(3) 試験用薬品の保管及び監守に関すること。		○	
	(4) 浄水工程における水質に関すること。		○	
2	施設管理に関する事項			
	(1) 原水の取水、導水、浄水及び総配水施設等の監視及び操作に関すること。		○	
	(2) 混薬及び消毒作業に関すること。		○	
	(3) 水道資料館の管理業務に関すること。		○	
	(4) 水道施設に係る電気工作物の工事、維持及び運用に関すること。		○	
	(5) テレメータの維持管理に関すること。		○	

(6) ポンプ施設、水位計、流量計及び電動弁の維持管理に関すること。			○	
(7) 浄水場の維持管理に関すること。			○	
(8) 取水に伴う補償及びその施設の維持管理に関すること。			○	
(9) 汚泥処理業務に関すること。		○		
3 その他				
(1) その他浄水課に関すること。	重要	一般	軽易	

別表第2 工務部、みず管理室の表を次のように改める。

下水道管理室

下水道課				
項目	決定区分			備考
	部長	室長	課長	
1 下水道工事に関すること。				
(1) 下水道幹線の管渠 ・雨水渠工事の調査、設計、施工管理及び監督に関すること。	○			
(2) 下水道支線の管渠 ・雨水渠工事の調査、設計、施工管理及び監督に関すること。			○	

(3) 工事に伴う補償に関すること。	重要	一般	軽易	
2 管路維持に関する事項				
(1) 下水道施設（浄化センターに係るものを除く。）の清掃及び管理に関すること。			○	
(2) 共同補助管の設置に関すること。			○	
3 その他				
(1) その他下水道課に関すること。	重要	一般	軽易	

浄化センター				
項目	決定区分			備考
	部長	室長	課長	
1 ポンプ場及び浄化センターの維持並びに運営管理に関する事項				
(1) 管理及び保全に関すること。			○	
(2) 運転及び維持管理に関すること。			○	
(3) 水質及び汚泥等の管理に関すること。			○	
2 処理施設等の整備更新計画及び建設に関する事項				
(1) 整備更新計画に関	○			

すること。				
(2) 設計及び施工に関するすること。			○	
3 下水道資源の有効利用に関する事項				
(1) 下水及び汚泥等の有効利用に係る調査・研究に関すること。			○	
(2) 下水及び汚泥等の有効利用に係る計画並び実施に関すること。	重要	一般	軽易	
4 特定事業場排水の管理、指導及び規制に関する事項				
(1) 事業場の把握及び水質規制等に関すること。		重要	軽易	
(2) 除害施設等の設置及び水質管理責任者制度に関すること。			○	
(3) 事業場の悪質下水に係る監視、指導及び処分に関すること。			○	
3 その他				
(1) その他浄化センターに関すること。	重要	一般	軽易	

(甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程の一部改正)

第3条 甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程 (昭和28年11月)

管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

別冊契約規程附属様式目次中「第8号その3・・・物件供給変更契約書」の次に「第8号その4・・・賃貸借変更契約書」を加える。

別冊契約規程附属様式第8号その3の次に次の1様式を加える。

第8号様式その4

賃貸借変更契約書

収入 印紙	契約No.																						
賃借名																							
場所																							
原賃借代金に対する増減額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">十億</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">億</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百万</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">十</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">万</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">十</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </table>		十億	億	千	百万	十	万	千	百	十	円											
	十億	億	千	百万	十	万	千	百	十	円													
うち取引に係る消費税等相当額																							
「取引に係る消費税等相当額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、請負代金額に 乗じて得た額である。																							
原期限	年 月 日																						
変更期限	年 月 日																						
契約保証金増減額																							
その他の事項																							
<p style="text-align: center;">年 月 日締結した賃貸借契約は、別添仕様書に基づき、上記のとおり賃貸借変更契約を締結する。</p> <p style="text-align: center;">この契約の証として、本書2通を作成し、賃借者及び賃貸者が記名押印のうえ各自1通を保有する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">賃借者</td> <td style="width: 50%;">甲府市下石田二丁目23番1号 甲府市上下水道事業管理者</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">(印)</td> </tr> <tr> <td>賃貸者</td> <td>住所 氏名</td> <td style="text-align: right;">(印)</td> </tr> <tr> <td>保証人</td> <td>住所 氏名</td> <td style="text-align: right;">(印)</td> </tr> </table>		賃借者	甲府市下石田二丁目23番1号 甲府市上下水道事業管理者	(印)	賃貸者	住所 氏名	(印)	保証人	住所 氏名	(印)													
賃借者	甲府市下石田二丁目23番1号 甲府市上下水道事業管理者	(印)																					
賃貸者	住所 氏名	(印)																					
保証人	住所 氏名	(印)																					

附 則（平成 26 年 3 月 31 日管理規程第 7 号）

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日において、次の表の左欄に掲げる課に勤務を命ぜられていた課配置職員は、別に辞令を發せられない限り、この規程の施行の日をもって同表右欄に掲げる課に勤務を命ぜられたものとする。

左 欄			右 欄		
工 務 部	施設整備室	水道課	工 務 部	水道管理室	水保全課
		下水道課			水道課
		浄化センター			浄水課
	みず管理室	みず保全課		下水道管理 室	下水道課
		浄水課			浄化センター

甲府市上下水道局告示第10号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

平成26年3月5日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂 紀夫

- 1 指定番号 第387号
指定業者名 株式会社アイダ設計
所在地 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目286番地
代表者 會 田 貞 光

- 2 指定番号 第388号
指定業者名 橘田燃料住設店
所在地 甲府市太田町30番11号
代表者 橘 田 真 貴

甲府市上下水道局告示第11号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止届出があったので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第2号の規定により告示する。

平成26年3月5日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂 紀夫

指定番号 第273号
指定業者名 初鹿工業㈱
所在地 笛吹市境川町小黑坂40番地
代表者 初鹿 藤雄

指定番号 第46号
指定業者名 三井設備
所在地 甲府市伊勢三丁目9番1号
代表者 三井 敦男

甲府市上下水道局告示第12号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止届出があったので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第2号の規定により告示する。

平成26年3月14日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂 紀夫

指定番号	第244号
指定業者名	有限会社峡東興建
所在地	山梨市牧丘町西部中381番地
代表者	戸田 豊彦

甲府市上下水道局告示第13号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の休止届出があったので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第2号の規定により告示する。

平成26年3月28日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂 紀夫

指定番号	第289号
指定業者名	不他家設備
所在地	西八代郡市川三郷町高田104-3
代表者	名取 重一

任免辞令

(市長事務部局)

総務部			部長	長 田 一 弘
総務部	人事管理室	人事課	課長補佐	青 柳 京 子
総務部	人事管理室	研修厚生課	主任	河 西 貴美江
総務部	指導検査室		室長	平 嶋 敏 幸
企画部			部長	小宮山 稔
市民部	市民協働室	市民対話課	課長補佐	中 村 裕 二
市民部	中道支所長		室長	池 谷 充 男
福祉部	福祉総室		室長	中 野 博
福祉部	子ども家庭支援室	児童育成課	課長補佐	鈴 木 勝 之
福祉部	長寿支援室	介護保険課	課長補佐	宮 坂 貢
環境部			部長	土 屋 敏 雄
環境部	廃棄物対策室	収集課	統括主任	柳 本 正
環境部	廃棄物対策室	収集課	技能主任	内 藤 政 昭
環境部	廃棄物対策室	処理課	作業主任	一 瀬 忠 一
環境部	廃棄物対策室	処理課	技能主任	望 月 光 洋
環境部	廃棄物対策室	処理課	統括主任	越 水 良 雄
産業部	農林振興室	農政課	課長補佐	田 中 正
産業部	農林振興室	農政課	課長補佐	松 本 寿 一
建設部			部長	長 田 孝 文
建設部	まち開発室	建築指導課	課長補佐	金 山 輝 男
建設部	まち保全室		室長	長 田 美 彦
建設部	まち保全室	公園緑地課	統括主任	三 沢 昭 一
建設部	まち保全室	公園緑地課	統括主任	藤 原 薫
建設部	まち保全室	建築営繕課	課長補佐	小田切 成 人
市立甲府病院			副院長	渡 邊 健 二
市立甲府病院	看護部		主任	宮 本 一 二 三
市立甲府病院	看護部		主任	柳 川 精 美
市立甲府病院	看護部		准看護師	藤 田 文 子

(各通)

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

企画部		部長	矢具野 武 雄
企画部		部長	雨 宮 多 丸
		甲府市職員	森 澤 昭 夫

甲府市職員 北 原 清
 甲府市職員 三 神 忠 文
 甲府市職員 中 島 一 秋

(各通)

甲府地区広域行政事務組合への派遣を解く

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

市民部	市民総室	市民課	主事	石 川 仁 美
福祉部	子ども家庭支援室	児童保育課	主事	小 澤 奈津紀
福祉部	長寿支援室	介護保険課	主任	田 中 町 子
福祉部	長寿支援室	介護保険課	主事	秋 山 里 奈
環境部	環境総室	環境保全課	主事	樋 川 卓 也
建設部	まち保全室	公園緑地課	作業主任	宮 川 孝 文
市立甲府病院	診療部		科部長	久 米 正 記
市立甲府病院	診療部		科部長	大 塚 博 之
市立甲府病院	診療部		科長	海 部 真美子
市立甲府病院	診療部		科長	山 家 理 司
市立甲府病院	診療部		医長	岡 田 まゆみ
市立甲府病院	診療部		医長	花 村 真 由
市立甲府病院	診療部		医長	原 典 子
市立甲府病院	診療部		医長	小馬瀬 一 樹
市立甲府病院	診療部		医師	川 上 智
市立甲府病院	診療支援部		技師長補佐	小 幡 生 子
市立甲府病院	診療支援部		技師長補佐	二 宮 由美子
市立甲府病院	診療支援部		技師	福 與 俊 介
市立甲府病院	看護部		主任	守 重 富 恵
市立甲府病院	看護部		主任	山 本 律 子
市立甲府病院	看護部		技師	一 瀬 めぐみ
市立甲府病院	看護部		技師	小 松 みづほ
市立甲府病院	看護部		副看護部長	小 林 秀 美
市立甲府病院	看護部		看護師長	谷 川 重 子
市立甲府病院	看護部		主任	中 沢 珠 美
市立甲府病院	看護部		主任	深 澤 実 代

(各通)

退職を承認する

以 上 発 令 日 平 成 2 6 年 3 月 3 1 日

(議会事務局)

市議会事務局 部長 田 中 一 夫
甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする
以 上 発 令 日 平成26年 3月31日

(教育委員会)

教育部		小学校	作業主任	山 本 美智子
教育部		小学校	作業主任	出 井 優 子
教育部		小学校	作業主任	山 本 まつえ
教育部	生涯学習室	生涯学習課	課長補佐	志 村 孝 男
教育部	生涯学習室	生涯学習課	課長補佐	天 野 貢 一

(各通)

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

教育部	生涯学習室	生涯学習課	課長補佐	石 川 誠
教育部	生涯学習室	生涯学習課	主任	山 本 貢 市

(各通)

退職を承認する

以 上 発 令 日 平成26年 3月31日

(監査委員事務局)

監査委員事務局 室長 小 林 正
甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする
以 上 発 令 日 平成26年 3月31日

(農業委員会事務局)

農業委員会事務局 主任 河 西 洋 子
退職を承認する

以 上 発 令 日 平成26年 3月31日

(上下水道局)

工務部	施設整備室	浄化センター	課長	東福寺 富士夫
工務部	みず管理室	みず保全課	課長補佐	大 原 一 徳
業務部	業務総室	浄水管理課	主任	有 賀 利 子

(各通)

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

以 上 発 令 日 平成26年 3月31日